

令和5年第1回東大和市議会定例会会議録第4号

令和5年3月2日（木曜日）

出席議員（20名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
15番	佐竹康彦君	16番	荒幡伸一君
17番	木戸岡秀彦君	18番	東口正美君
19番	中間建二君	20番	大川元君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（37名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	総務部参事	伊野宮崇君
市民環境部長	田村美砂君	子ども未来部長	松本幹男君
地域福祉部長	吉沢寿子君	健幸いきいき部長	川口荘一君
まちづくり部長	田辺康弘君	教育部長	小俣学君
教育部参事	小野隆一君	企画政策課長	荒井亮二君
総合戦略推進担当課長	田代雄己君	公共施設等マネジメント課長	遠藤和夫君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	産業振興課長	佐伯芳幸君
地域振興課長	石川正憲君	環境対策課長	梶川義夫君

子育て支援課長 新海隆弘君
保育課長 関田孝志君
障害福祉課長 大法努君
健康推進課長 志村明子君
都市づくり課長 稲毛秀憲君
道路交通課長 一ツ木正美君
教育総務課長 斎藤謙二郎君
青少年課長 石川博隆君
選挙管理委員会
事務局 井上昌弘君

子ども家庭支援
センター長 原里美君
福祉推進課長 山田茂人君
地域包括ケア
推進課長 石嶋洋平君
新型コロナウイルス
感染症
対策担当課長 中山仁君
土木公園課長 寺島由紀夫君
下水道課長 廣瀬裕君
指導担当課長 菅野恭子君
生涯学習課長 高田匡章君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（関田正民君） 昨日に引き続き、7番、上林真佐恵議員の一般質問を行います。

○7番（上林真佐恵君） おはようございます。市長、教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問を行います。

まず、学校給食の無償化のところですが、学校給食の無償化については2016年の12月議会以来、私は取り上げてきました。会派としてはそれ以前から繰り返し要望しているんですが、前議会では給食の意義についても質問をし、栄養の確保だけでなく、食に関わる人々の活動や伝統的な食文化、食料の生産や流通、生命や自然を尊重することなど、食に関わる包括的な学びが、学校給食の目的として法律にも掲げられているということを確認しました。

当市でも季節のメニューとして9月の十五夜頃にずんだ白玉、10月の十三夜頃に栗御飯などが提供されたり、外国のメニューとしてタイのカオマンガイや韓国のヤンニョムチキン、郷土料理として福井県の打ち豆汁や栃木県のすいとんなど、お楽しみメニューとしてイラスト入りコロッケが提供されるなど、食育というだけでなく子供たちにとっても楽しく学校教育に欠かせないものであるということが確認できたと思います。

一方で、この学校給食の保護者負担が大変重いということも、この間、繰り返し指摘をしてきました。給食は学校教育に欠かせないものであり、義務教育は無償と憲法でうたわれているとおり、本来であれば国が全国一律の制度とするべきものと考えます。政府も1951年に国として無償化を実現するのが理想だという答弁を行っていたようですが、いまだに実現をしていません。国の制度として実現するまでは自治体が独自に行う必要があると思います。

実際に初めて質問した当時から、独自に学校給食の無償化を行う自治体が増え続けています。2017年当時、自治体独自で完全無償化を行っている自治体は全国82自治体、全体の4.7%、一部無償化が424自治体、24.4%だったんですが、前議会の時点では完全無償化を実施している自治体が256自治体と3倍化しているということも御紹介しました。その後さらに東京都でも葛飾区が初めて導入を表明したのを皮切りに、区部を中心に次々と無償化の方針が明らかにされています。この動きは今後も加速すると思われるので、当市での早急な実現を求め、本議会でも幾つか伺います。

まず最初に、アの検討状況のところは現在検討されていないということでしたので、次の自治体の取組、他自治体の取組についてお伺いします。

東京都内の幾つかの区部において、無償化を開始するという市長答弁でしたけれども、具体的にどこなのかお伺いします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 東京都内での給食費の無償化についてでございますが、区部におきまして令和5年1月から台東区が開始、その他、令和5年4月から中央区、品川区、世田谷区、北区、荒川区、葛飾区、足立区が開始する予定と聞いてございます。

なお、足立区につきましては中学校分のみと聞いております。また、市部につきましては一部無償化を実施する市があると聞いております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 全国でもですが、東京都内でも学校給食の無償化が進んでいると思いますが、その背景について市はどのように認識されているのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 給食費の無償化の背景についてでございますが、例えば台東区におきましては、物価高騰に伴う緊急的支援として当面の間行うことと聞いております。

また、その他の自治体でも物価高騰に伴う家計の負担軽減のため実施しているところが多いと認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

私もちょっと調べたんですが、例えば中央区では保護者負担ということもそうなんですが、徴収等に係る事務負担の軽減を図るためということですか、また足立区は中学生のみですが、現在、生活保護・就学援助世帯以外の家庭に現状では支援が行き届いていないとする理由ですか、また中学校からやるということの理由として、制服や部活動、高校受験に向けた塾代など、小学生世代よりも様々な支出が増えるためということを理由に挙げています。

また、杉並区は今後検討ということですが、学校給食法に定める目的のある学校給食は、居住自治体によって対応が異なることなく本来国の負担において行うべきと考えるが、国が必要な措置を講じるまでは基礎自治体が担うべきと考えると、そういうことで現在検討をしているということでした。

前議会でも給食費の負担が重くなっているというお話しして、実際幾らなのかという御答弁もいただきましたが、小学生お二人とか、小学生と中学生それぞれ一人ずつとかという、いろいろケースを出していただいたんですが、平均的な家庭でも、お子さんがお二人、3人という平均的な御家庭でも平均10万円を超える金額になっているということで、大変重いというふうに思います。

実現のための課題ということで、御答弁では多額の費用が必要だということでした。前議会の御答弁では、完全無償化には約3億2,000万円が必要だということでしたが、その中に生活保護費からの収入も含まれているのかどうか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 給食費の金額につきましては、毎年前後いたしますが、おおむね500万円程度の生活保護費からの支払いを含んだ金額でございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 資料も頂きました。ありがとうございます。過去5年間の生活保護費からの収入について、毎年おおむね500万円程度入っているということが分かりました。

前議会でも例えば一部補助として、第2子半額、第3子無償とした場合の必要予算は年間約4,400万円ということで、ほかに学校給食費管理システムの改修に関する費用などが必要になるという御答弁でした。

先ほどの生活保護費からの収入がどれくらいの割合になるかっていうことは、ちょっと分からないんですけども、少なくともこの4,400万円よりは多少は少なくなるのではないかなというふうに思います。ぜひ一部補助からでも導入していただきたいと思うんですが、例えば小学校、中学校ともに初年度、1年生のみ無償にした場合、また中学生のみ無償化した場合の必要予算もそれぞれお伺いします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 給食費の額での試算となりますが、小・中学校の1年生を無償化した場合の金額は合計で約6,170万円となります。また、中学生のみ無償化した場合の金額は約9,950万円となります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 冒頭も申し上げたとおり、原則的には全国一律で国が行うべき事業だというふうには思います。この間、都内の日本共産党の区議団、市議団合同で、文科省にも直接要望をしてきたところです。やっぱり国でやるべきだというふうには思っています。

また、東京都に対しても直接申入れをするということとともに、共産党の都議団としては、都が給食費の半額を負担する条例提案も行っているところです。ただ、やはり国の制度として実現するまでの間は、自治体が独自で行うということをごひ市としても検討を行っていただきたいというふうに思います。

先ほど市部のほうで導入実施する市があるということですが、これ狛江市が来年度予算案に第3子以降を無償化する予算を計上しているということです。市立小・中学校に通学している子供の3人目以降を無償化するというので、対象が約140世帯ということでした。

ぜひ一部補助、いろんなやり方があるというふうに思いますので、そこからでも踏み出していきたいというふうに思います。多額の予算が必要な事業だということは理解をしているんですけども、やはり義務教育は無償とするという、この憲法の要請に従って早急に実現することを改めて求めます。

次に、不登校支援のところに移りたいと思います。

まず、サポートルームの複数設置についてですけども、また前回も聞いたんですが、市内の不登校児童・生徒の直近の人数と、それからサポートルームを利用している児童・生徒の人数をそれぞれ教えてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 市内の不登校児童・生徒の直近の人数としましては、1月末の人数であります。小学生の児童が85名、中学生の生徒が136名となっております。サポートルームの利用者につきましては、1月末の段階で小学生が8名、中学生が20名となっております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 前は10月末ということでお伺いして、そのとき小学生が52人、中学生が112人、サポートルームは小学生が6人、中学生が18人ということだったので、そこと比べても、また大分増えているなというふうに思います。このサポートルームに今通っているお子さんが在籍している学校の内訳についても伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 1月末現在のサポートルーム通室状況内訳でありますけれども、小学校では第一小学校が2名、第五小学校が1名、第六小学校1名、第七小学校が2名、第九小学校が1名、第十小学校が1名です。中学校では第一中学校が11名、第二中学校が1名、第三中学校が2名、第四中学校が3名、第五中学校が3名であります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 不登校のお子さんというのは市内全域に、どこの地域に多いということはなく、全域にいらっしゃるのかなというふうに思うんですが、内訳を聞くと、やはり二小とか三小とか通っている子がいない、八小とか、サポートルームって一中の中にありますので、やっぱり小学校でそういうところから来ないというのは、比較的遠くでなかなか通えないのかなというふうに思うんですけども、当然小学生で1人で通うというのは遠くだと難しいと思うんですが、現在サポートルームに通っているお子さん、特に小学生はどのように登校手段というか、されているのか伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） サポートルームと自宅等との距離により、徒歩または保護者の送迎になっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 保護者が、毎日来ているお子さんだけじゃないと思うんです、週何回とかという方も多いと思うんですけど、やっぱり保護者が毎回こう送迎をするというのはなかなか相当な負担では、お仕事をしたらちょっと無理なんじゃないかなというふうにも思います。

サポートルーム、本当に素晴らしいと思うのは、個に応じた学習支援をもちろんやっていただいていますけれども、そのほかにも野菜を育てたりだとか、プラネタリウムとか、給食センターに見学に連れていっていただいたりとか、学校に行けなくなって元気がなくなっていたお子さんが、サポートルームに通うことでとても元気になったという、そういうお話も幾つか聞いています。

ただ、やっぱりこう不登校になる子が非常に小学生で増えて、低年齢化しているという傾向を考えて、やっぱり保護者の送迎となると、なかなか本当にお仕事していると、せっかくお子さんが行きたいなど、保護者が行かせたいなどと思っても、もう無理っていうことにやっぱりなってしまうと思いますので、ある程度はやっぱり、家にいることがその子にとって一番いいということもあると思いますので、一概にサポートに行けっていうことではないんですけれども、ただやっぱりある程度外に居場所が欲しいっていう段階になったときに、せっかく本当にいい事業なので、通えないということのないように、市内どこに住んでいてもサポートルームに通える環境、居場所をつくる、環境をつくる、居場所をつくるってことが大事だというふうに思って、そういうことをする必要はあるという思いから、この間サポートルーム複数設置してほしいということできっと要望してきましたが、4月から試験的に校内サポートルーム実施をされるということで、前議会でも伺ったんですが、この準備の進捗について伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 現在第五小学校の管理職と校内サポートルームについて、目的、対象、対応者、支援内容、登室の流れ、そして登室後の対応、指導ですとか支援目標、そして環境整備等について概要を共有し、次年度配置予定のサポートルーム指導員とも打合せを始めており、試験的実践を進めております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 職員体制については前議会でも確認して、今のサポートルームの職員体制は、そこが減ることないよというところで要望もしたんですが、そのあたりどのようになるのか、改めてお伺いします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 令和5年度につきましては、現在のサポートルームでの指導員を第五小学校へ配置することを考えております。

今後につきましては、年々市内で指導力がある教員が退職を迎える段階になっておりますので、各学校の校長による校内面談において、児童・生徒の理解力及び指導力にたけている教員に対して都の非常勤教員の採用を促し、採用後には市内の校内サポートルーム指導員への配置を考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 一旦は今の経験のあるサポートの方、先生に五小のほうに行っていただいて、その後は補充されるというか、今の職員体制が維持されるという理解でいいのかどうか、確認をさせていただきます。

○指導担当課長（菅野恭子君） 現在のサポートルームの職員配置につきましては、一時的に指導員が減となりますが、人材の確保ができ次第、現在のサポートルームに通う児童・生徒数及び指導内容を見ながら柔軟に補充をしていく予定でおります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） サポートルームのよさって、本当に先生方が一人一人をすごく丁寧に見てくれて寄り添ってくれているってところだと思うんですね。やっぱりこう先生足りなくなると、そういうことが難しくなってくると思いますし、そのサポートルームのよさってというのが、やっぱりこう手厚いケアだというふうに思いますので、職員については足りなくならないように、ぜひよろしく願いいたします。

この不登校の子供が本当に今増えて、短い間でもすごく増えているということを考え、また小学生で増えているということを考えると、やはり中学校区に1つは、こういうサポートルームというものがやっぱり必要ではないかというふうに思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 様々な子供が安心して過ごせる場を整えるためにも、不登校及び不登校傾向の児童・生徒に多様な教育環境を整備することが必要だと考えております。そのため中学校区ごとの状況ですとか、市内全体のバランス、これを見ながら配置をしていく予定であります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ぜひよろしく願いいたします。

市内にも近隣市にある民間のフリースクール等に通っているお子さんもいらっしゃると思うんですけども、やっぱり費用がすごく、月に2万円、5万円とかかるということだし、近隣市ということになると、やっぱり送迎っていうことが必要になってきて、やはり保護者の負担相当重いというふうに思います。

サポートルーム、給食が食べられるってさっきも言いましたけれども、無料で行けますし、それからやっぱり市の事業なので、学校の担任の先生とかともすごく連携が密に取れるといいますか、フリースクールでもそういうことはやっていると思うんですが、やっぱり同じ学校内、市内の教育委員会ということで、そういう連携がすごく取れているというのはすごくいいと思いますので、ぜひお願いいたします。小学生でも歩いていける距離で、安心して過ごせる場所を保障するということが求められていると思いますので、引き続き計画的に増やしていくということを強く要望いたします。

次に、居場所の拡充ということですけども、一方でサポートルーム、学校の敷地内にありますし、今度の五小も学校内ということで、やはり学校じゃない居場所、学校のにおいが全くしない、そういう居場所でないといけないお子さんというのもいらっしゃると思うんですが、その必要性について御認識をお伺いします。

○青少年課長（石川博隆君） 不登校の児童・生徒さんを含めまして、御家庭や学校に居場所がないと感じていらっしゃる学齢期以降の子供に対する居場所づくりについてでございますが、その必要については十分に認識しているところでございます。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） 必要性認識されているということで確認ができましたので、ぜひ具体的に進めていただきたいと思うんですが、市がこうした居場所を設置する際に、国と東京都が補助金を用意しているということも前議会でちょっと伺ったんですけども、この施設整備費や運営費に対する補助率などどうなっているのか、また条件等はどのようになっているのか、詳しく教えていただければと思います。

○青少年課長（石川博隆君） 国におきましては、子どもの居場所支援整備等支援事業費補助金、東京都におきましては子供の居場所創設事業補助金というものがございます。国の子どもの居場所支援整備等支援事業費補助金には、家庭や学校に居場所のない子供を対象とした2つの事業内容ございまして、まず1つ目が子どもの居場所整備支援事業という形なんですけど、こちら子供とその家族の多様な課題に応じた支援を包括的に実施す

る居場所を整備するために必要な経費、整備費ですね、こちらの3分の2を国が補助するというものでございます。

2つ目が子どもの居場所支援臨時特例事業となるんですけど、こちらは生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、関係機関へのつなぎを行うなどの支援を包括的に提供するための支援に必要な経費としての報酬、その他の運営経費につきまして2分の1を国、4分の1が東京都が補助するというものでございます。

なお、これらにつきまして、いずれも令和5年度が期限という形になってございます。

それから、東京都におけます令和4年度の子供の居場所創設事業補助金というの、こちらは実施事業の条件がありまして、まず1つ目に必須事業という形で2つありまして、居場所の提供と親に対する養育支援、それから2つ目、選択の必須事業という形で、子供に対する学習支援と、または食事提供等の生活支援ですね。それから任意の事業としましてランチ運営と、これは実施拠点からなる場所から離れた位置にある子供食堂ですね、こちらランチというふうな形、これに対して職員が巡回することによって、要支援家庭に必要な支援につなげることを目的とするというふうなものでございますが、これがまたは長期休暇等の食事の提供というふうな形で任意の事業がございまして。

これらのうちに必須の2つの事業と選択必須の事業、これをいずれかを組み合わせて3つ以上の事業を実施する場合に、施設整備については事業開始年度の初年度に限りまして10分の10、それから事業実施に係る運営経費については2分の1を東京都が補助するというものでございます。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） 詳しくありがとうございました。

このそれぞれの補助金ですけれども、国の補助金、都の補助金の実施主体はどこになるのか伺います。

○青少年課長（石川博隆君） これらの補助金の実施主体についてでございますが、国の補助金においては都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び市町村であります。これはNPO法人等に委託が可能というふうになってございます。

一方、東京都の補助金は区市町村となっております、これも区市町村が適当と認めたNPO法人等への委託や補助が可能となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） いずれも市が直接行ってもいいし、NPO法人等に委託補助もできると、可能となっているということだと思います。サポートルームは市の事業だと思いますけれども、これを増やしていくということも併せて、やはりこの学校っぽくない、学校の場所から離れたところに居場所づくりも必要だというふうに思います。ぜひこういう補助金、せっかくありますので活用して、学校以外の居場所というのもつくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育部長（小俣 学君） 学校以外の居場所ということでございますけれども、市におきましては、まずは現在東大和市くらし・しごと応援センター そえるで実施をしております、生活困窮世帯に対する学習、生活支援事業として実施している居場所支援との連携を図ってまいりたいと考えております。

また、一部の報道によりますと、国におきましては、こども家庭庁の設置後に閣議決定をされます、こどもの居場所づくりに関する指針、仮称でございますが、におきまして、児童館を中高生の放課後の居場所としまして、機能の拡大を盛り込む予定ということでございますので、今後これらの内容を精査いたしまして、市と

して適切な子供の居場所づくりについて調査・研究してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） そえるの行っている学習支援の、そこで不登校の子も行けるような、何かそういう連携事業ということで理解しましたけれども、ぜひ具体的に調査・研究ということでしたけれども、本当に早急に具体化をしていただきたいというふうに思います。

学校に行けなくなる子が低年齢化しているということがどういうことかということ、やはり先ほど来申し上げますけれども、共働きの家庭が大変多くなっていますので、小学生が一人で家にいるという、どこにも居場所がないということは、家にいらっしゃるんだと思うんですね、今サポートとかフリースクールに行っていないお子さんは。でもこれが本当に親、保護者にとってみて御飯の心配ですとか、防犯の心配っていうのもあるんですけれども、働いていても子供が家で何してるのかなって、ずっとゲームしてるのかなとか、ユーチューブやってるのかなとか、もう本当にいても立ってもいられない気持ちになるといいますか、学校に行けないんだったら、何かその子が興味を持てるものですか、すぐ勉強っていうことにつながらなくても、何か好きなことを見つけられたらいいとか、何か出会いの場をつくってあげたいなと思っても、なかなかそういうこともいなくて、もう日々過ぎていって、子供たち、その中で昼夜逆転してしまったりとか、何ていうのかな、どんだんうちに籠もってしまうような、やっぱりそういうことっていうのはすごくあると思いますので、もちろん先ほど申し上げたように家にいるのがその子にとって一番幸せで、家にいるのが安心につながるので家にいたいっていう、それはお子さんの気持ちは尊重すべきだとは思いますが、ちょっと元気が出てきて、どこか行きたいなってなったときに、やっぱり行けるっていう場所をつくるっていうのは本当に緊急の課題だというふうに思います。

児童館というお話もあって、他市では児童館でそういう居場所をやっているところもあるんですけれども、放課後になると同年代の子、来ますので、もうそうだと、やっぱり学校行けてないお子さん、同年代の子とは一切見られたくないっていう、そういう思いもやっぱり持っていらっしゃる方多いと思いますので、ぜひじゃ、どこでやるんだということになってくるとは思うんですが、様々他市の事例なんか私にもまた御紹介できたらなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。市も必要性は十分に認識されているということでしたので、早急な具体化を求めます。

次に、学校教育の課題についてですけれども、なぜ不登校になる子供が増え続けているのかということ考えたときに、これまでも学校スタンダードですとか、管理的な学校の在り方が、子供や教員を息苦しくしているのではないかと指摘をしてきました。前議会から引き続き、今回も校則について伺います。

子供の人権を侵害するような、例えば地毛を黒く染めさせたり、下着の色まで指定してチェックするような、そういった校則は論外だと思うんですけれども、軽い、軽いというんですかね、そこまでいなくても、やはり校則というものが自由な髪形や制服の着方が認められていなかったり、靴下や上着にも色の指定があったりとか、学生らしいとかって言葉がよく出てくるんですけれども、子供たちにあるべき姿を強いるものになっているのではないかと思います。

この間社会も少しずつ変わってきて、我が党の都議会議員がツーブロックのことを取り上げて、ツーブロックについては今認められているというような、そんな流れもありますけれども、子供の個性を尊重する方向に少しずつ学校も変わってきているのではないかなというふうには思っています。

この生徒指導のガイドブックとされる生徒指導提要というものが12年ぶりに改訂されたということですが、

どのように変わったのか伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 今回改訂されました生徒指導提要につきましては、子供たちを取り巻く環境が大きく変化し、子供たちの多様化も進んだことから、より一層一人一人が抱える個別の困難や課題に向き合っ
て、個性の発見とよさ、そして可能性の伸長、社会的資質・能力の発達に資する生徒指導の在り方が示されて
おります。

また、課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、児童・生徒の発達を支えるような生徒指導
の側面に着目し、その指導の在り方や考え方について説明がされております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 個性を尊重するって、やっぱりそういうふうな方向に変わってきているなどというふう
に思うんですけども、子どもの権利条約では学校の規律についてどのように定められているのか伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 子どもの権利条約について、日本ユニセフ協会が出している抄訳によりますと、
第28条、教育を受ける権利として、「学校のきまりは子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるもの
であってはなりません」とあります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 本当にこれ重要だというふうに思います。校則を決める際に、やっぱり子供の意見を
聞くってということが、まず子供たち自身がどうしたいかっていうのをやっぱり聞いていただきたいというふう
に思います。

前議会では子供たちの意見を聞くことについて、御答弁では、校則については最終的には校長により適切に
判断される事柄ではありますが、その内容によっては児童・生徒の学校生活に大きな影響を及ぼすことがあ
ることから、その在り方については児童・生徒や保護者などの学校関係者からの意見を聴取した上で決めてい
くことが望ましいと考えられると、そういう御答弁でした。これぜひ実践をしていただきたいというふうに思う
んですが、校則について子供たちが意見を表明できる機会というのは、現在確保されているのでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 校則について子供たちが意見を表明できる機会ということにつきましては、教
育活動の中に特別活動というものがあまして、生徒が様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いの
よさや可能性を發揮しながら、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して資質能力を養っております。

一例ではありますが、一例として学校生活における規則とよき文化、校風の発展に関わる活動などが学習指
導要領に示されており、各学校では学校全体の生活をよりよくするための課題を見だし、その解決のために
話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたり、人間関係をよりよく形成したりすることができるように
育成している状況であります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 教育活動の中にあるということですかね。それ以外でも様々な形でお子さんの意見を
聞くということはできると思いますので、学校のほうでもぜひそういう機会をつくっていくということを要望
したいと思います。

それから、市内2校の中学校で4月から私服登校が可能となるということでしたが、その背景について伺い
ます。

○指導担当課長（菅野恭子君） 来年度から標準服の選択制を取り入れる実施校の背景としましては、大きく2
つの視点があります。1点目が特別支援の視点です。生徒の中には個別の支援の内容や、感覚過敏などで標準

服の素材ですとか、形が体に合わないということなどから、学習に集中しやすい服装の選択を可能にするということ。2点目がジェンダー平等の視点です。本市でも市内の各学校がSDGsの視点を踏まえた教育活動を行っておりますけれども、LGBTQなど性的マイノリティーへの理解の一つとして、選択を可能とするということなどがあります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 以前もLGBTQのことを取り上げたときに、女の子は今ズボンもスカートも選べるようになってるんですけど、男の子は多分スカートは選べないような感じになっていたと思いますので、なかなかスカートはきたいなと思っても、制服だと難しいなということがあると思いますので、やっぱり私服っていうのは、そういう意味ではいろんな着たい服を選べていいのかなというふうに、両方選べるというのはいいのかなというふうに思います。

学習に集中しやすい服装ということでしたけれども、私は髪型や服装をどのようにするかっていうのは、やっぱり自己表現だと思うんですね。子供たちが何か突拍子もないファッションのお子さんもいるかもしれないんですけど、やっぱりそれは自己表現ですし、それが個性ということだというふうに思うんですね。やっぱりそれを大切にしてほしい、それぞれの自己表現を認めてほしいというふうに思います。

好きな髪型をして、好きな服を着ているときに心地よさを感じるというのは、大人でも誰でも経験があることだというふうに思います。誰のための校則なのかということだと思います。学校が同じ服を着て、同じような髪形をしていれば管理しやすいということはあると思うんですけど、そういうことではなくて、子供たちが自分たちで考え、意見を出し合える、そういう機会を保障をしていただきたいというふうに思います。それを求めます。

この項については以上です。

次に、4番のジェンダー平等のところちょっと飛んで、移りたいと思います。

まず、小・中学校など公共施設への生理用品の配置について、御答弁ではPTA運営協議会から要望があったということですが、内容についてももう少し詳しく教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 東大和市立小中学校PTA連合協会からの要望内容についてでございますが、第六小学校の保護者会から要望、質問事項といたしまして、学校内の5、6年生の女子トイレに生理用品、ナプキンを設置してほしいとございます。補足といたしまして、5年生頃から初潮を迎える子が多いので、突然のことにも対応できるようにという御要望でございました。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 生理の貧困という背景もあると思うんですけど、私は学校トイレに置いていただきたいというのは、やっぱり子供たちが安心して学校生活を送るために、学校のトイレでいつでも気兼ねなく使えるようにしてほしいという、そういう思いからなんですけれども、その点についての御認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） トイレに設置する場合についての認識でございますが、学校の養護の先生からは、初めて使用する場合に、トイレに置いてあっても使い方が分からないだろうと聞いてございます。また、初めての使用ではなくてもトイレに設置し、それを使い続けることによりまして、いろいろな種類があることや、使用するタイミングなどについて話すコミュニケーションの機会が減るとも聞いてございます。

生理用品に限らず、困ったときに誰かに相談できるようにするというのも、また教育の一つであるというふうにも聞いてございます。気兼ねをするかしないかにつきましても、人それぞれの感覚の違いがござい

ので、非常に難しいところではございますが、コミュニケーションによる気づきや、気軽に相談できることなど、そういったことも子供たちが安心して学校生活を送ることにつながるものと認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 初めて使用する際にというのは、私は初めての初潮が来たときという意味ではなくて、初潮を迎えてすぐは特に周期が安定しないということが多いと思いますので、いつ始まるかというのが予想困難、大人でも体質によっては正確に予測するのは難しいので、やっぱり、あつ、ていうことがお子さん、特にあると思うんですけれども、やっぱそうしたときに短い休み時間でトイレに行って、あつ、てなったときに、保健室までじゃあ取りに行ける子がどれくらいいるかっていうことだと思うんですね。行けない子がほとんどだと思います。

時間も短いですし、保健室遠い、5、6年生だと結構上の階に教室があったり、トイレもあったりして、保健室が1階だったりすると、そこまで行ってとか、行けば保健室はお子さんいっぱいいますから、男の子もいたりとかありますので、そういうことが本当にいかに大変かということをやっぱり想像していただきたいというふうに思います。

この相談体制については以前も紹介したんですけれども、ナプキン置いてあるところに相談してくださいって、そういうメッセージを置くということなんかもできると思いますし、それは工夫次第でいろいろできるというふうに思いますので、まずはやっぱり気兼ねなく困らず使えるってところが一番大事なことではないかというふうに思います。

生理の貧困ってということで、コロナ禍の下で生理用品を十分に準備することができない方がいらっしゃるということが顕在化しましたけれども、私はこの貧困ということじゃなくて、貧困ということもあるんですけれども、一番大事なのは女性の尊厳をどう守るかということだというふうに思います。

生理についてオープンに話せる風潮というのは、それは大事だと思うんですけれども、それと自分の個人的なプライベートなことを周りに言っていくのはまた全然別の問題で、それをなかなか、私ちょっと生理になっちゃって、ナプキンくださいと、大人でもそんなことを、どっかにあるって分かっていても、なかなかできないと思うんですね。それを明らかにするかどうかはその人が決めることですので、プライバシーは守るってことは本当に重要だというふうに思います。

やはり学校に生理用品が置いてあれば、それだけで安心して学校生活送れるって、それに尽きると思うんですけれども、もう一度御答弁をお願いします。

○教育部長（小俣 学君） 学校のトイレに生理用品が置いてあれば、安心して学校生活が送れるんじゃないかというところではございますけれども、ただいま課長のほうでも答弁さしあげたところではございますけれども、安心して学校生活が送れるかにつきましては、その求めるその安心というのが人それぞれというところではございます。設置をすることによりまして、今まで相談を受けてきました、その養護教諭の役割というのが変化をしまうのではないかと。言い換えますと、養護教諭との先生との距離とか、存在が遠くなってしまうのではないかとか、そういうこともいろいろ考えていく必要があるかというふうには考えているところでございます。

いずれにしても、安心できるかということにつきましては様々今お話もいただきましたけれども、そういうことも含めまして、各学校の意見、そういうことも伺いながら進めていく、可否も含めてになりますけれども、そういう必要が、学校の意見も伺う必要もあるかなというふうに考えているところです。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 今はその貧困じゃなくても、やっぱり、あつ、ていう、困っている子がどれだけ養護の先生につながっているかっていうこともあると思う。やっぱり生理のことはなかなか、私はお子さんがそれを相談するっていうのは非常にハードルが高いと思いますので、大人でもそうだと思いますけど、思春期のお子さんでしたらハードル高いと思いますので、相談体制というのは本当にいろいろ工夫できると思いますので、ナプキンが置いてあれば、いつ生理になっても大丈夫だよっていうふうなメッセージになると思いますので、そういうふうな想像をしていただきたいというふうに思います。

次に、各学校からはどのように意見を聞くのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 各学校への意見聴取についてでございますが、初めに校長会等で要望内容につきまして御説明し、各学校職員に周知をする必要があると認識してございます。その後、設置する、しない含めまして各学校の意見を聞き、設置する場合は購入方法や設置場所、運営方法などについて検討していく必要があると認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ぜひ子供たちからも意見を聞いていただきたいと思うんですが、子供たちからはどのように意見を聞くのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 子供たちからの意見の聞き方につきましては、例えば今学校では1人1台端末を活用したForms（フォームズ）などによるアンケートなどの方法もございます。ただ、小学校の例えば低学年、中学年のお子さんですと、分からないといったこともございますので、そういった点含めまして、各学校におきましてはふだんのやり方あると思いますので、手法や対象といったものにつきましては、各学校で考えて検討していく必要があると認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 手法についてはそれぞれの学校に合ったやり方あると思いますので、ぜひ子供たちからも意見を、当事者から一番意見を聞いていただきたいというふうに思います。

東京都では都立高校のトイレにナプキンがもう設置されていますけれども、そういったお話、相談体制どうなっているのかとか、そういったこともぜひ聞いていただいて、具体的に進めていただきたいというふうに思います。これ難しい話じゃなくて、本当に必要だから置くっていう、単純にそれだけの話だと思うんですね。ぜひ早急な実現を改めて強く求めます。

この項は以上で②のほうに移ります。

痴漢・性被害をなくす取組についてですが、まずこの痴漢や性被害の実態について、市の御認識を伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） 令和4年6月に国が実施した実態調査によりますと、言葉で性的な嫌がらせを受けたり、体の特徴についてからかわれたりをする、言葉による性暴力被害や、痴漢やセクシュアルハラスメントなど身体接触を伴う性被害、また見たくない画像や動画を見せられたり、下着や裸を撮影されたなど情報ツールを用いた性被害など、約4人に1人が何らかの性被害に遭ったことがあるという調査結果になっているということは認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） この間痴漢や性被害に対するアンケートや実態調査も行われているかと思いますが、そこからどのような傾向が見えるのか伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） アンケートや実態調査の結果では、全く知らない人や身近な人が加害者であることが多く、被害を受けた場所につきましては、公共交通機関や路上など、毎日の通勤や通学で利用する空間が危険であり、日常的にあらゆる空間で被害が起こり得るという結果になっております。

また、被害者は被害を言い出せない、誰にも言えないといった声を上げにくい傾向もあると理解してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） どのような方が被害に遭っているのかも伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） 内閣府はアンケート調査だけでなくヒアリングも実施しておりますが、その結果から見える被害者の特徴といたしましては、低年齢者や、また男性、トランスジェンダー、障害者等が増加しているとのことでございます。

また、貧困や虐待を背景として、自宅に居場所がない者や家出をした者が多く、公的支援機関に対して不信感を持つ者も多いとのことでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） アンケートについては日本共産党都委員会のジェンダー平等委員会というのがあります。そこが国の調査に先駆けて2020年8月から行った痴漢被害アンケートというのがあるんですが、これによりますと、被害を受けた年齢として18歳以下が71.5%の子供ですね。小学生以下、12歳以下が34.5%に上りました。御答弁にもありましたけれども、あらゆる場所で被害に遭っていると、通学中は連日ですとか、中学生、高校生が多く狙われているという傾向が示されています。

アンケート結果を見ますと、これ本当に見ているとつらくなるんですけども、ちょっと御紹介しますと、体を触られる、のぞかれるとか、盗撮されるとか、そういうことのほかに、例えば被害に遭ったとき、周りの反応ですとか、自分がどうだったということ、本当に何もできなかったっていう方が半数以上、怖くて何も反応できないってことですよ。

そういうことが半数以上で、加害者を捕まえたとか、通報したとかっていう人は、もう本当に僅か5.2%くらいにしかすぎないということで、被害に遭った後の本当に後遺症も深刻で、その後の人生に大きな打撃を与えているということも分かりました。満員電車に乗れない、座れない電車が怖くなって途中下車してしまうために不登校になった。電車に乗るとパニックになり、電車に乗れない。被害に遭って以来、1人で外出したことがないなど、本当にその後の人生に深刻な打撃を与えていることが分かりました。

また、被害を誰かに話せましたかということでは、話したっていう方もいるんですけども、話した場合に触られるうちが花だとか、お尻ぐらいならいいだろうとか、その程度で騒ぐなというような軽視、矮小化されるということですか、喜んでたんじゃないのとか、そういう冗談を言われたりとか、あと、あなたが誘惑するような、そういう態度を取ったんじゃないのとか、そんな格好しているからとか、隙があるからとか、被害者が責められるケースが多数記述をされていると。また、男性やトランスジェンダーの方が被害者の場合は、それだけで笑われたとか、元男なのにとか、そういうふうなばかにされるようなこともアンケートの中で書かれていました。

それから、警察や公的機関に連絡、通報したことがあるという方の中ですごく深刻だと思ったのは、やはり警察が痴漢をされたら抵抗してくれと言われたとか、男性の警察官から、なぜそうなる前に逃げなかったのかと言われたり、あなたは太っていて眼鏡をかけているから、男が相手にするわけがないなどと、本当にそういう

こと、作り話をやめなよなどと言われるとかっていう、本当にこういうセカンドレイプも深刻な状況であるということが分かりました。

御紹介もあったんで、ごめんなさい、痴漢は性暴力であり、性犯罪であるにもかかわらず、日本社会では軽く扱われてきたということが繰り返される加害の原因になっていると思います。この痴漢や性被害を本当になくさなきゃいけないと思うんですが、その取組についてどのようなことが必要なのか、市の御認識を伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） 痴漢や性被害をなくすための取組につきましては、市といたしまして痴漢や性被害の正しい知識の周知、啓発を通しまして理解を促進し、性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者であるという意識を地域で醸成する必要があると認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 先ほど調査の結果も御紹介しましたが、いまだに被害者に落ち度があるかのような、そうした風潮も根強くあります。被害に遭わないように気をつけなさいっていう、そういうことが多いということだと思えますね。被害者がどのような服装をしていたとしても、性暴力を働いていいということには当然なりません。性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者であると、これに尽きるというふうに思いますので、その視点が大切だと思います。

市の取組についてもお伺いしたいんですが、先ほど御答弁にもありましたけれども、この党のアンケートでも被害に遭った場所は電車内が多いんですけれども、次いで路上や駅構内、図書館など公共施設、バスや映画館、プールなど、毎日の通勤や通学で利用する空間、あらゆる空間で被害が起きているという実態があります。市としてどのような取組が必要だと考えるのか伺います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 痴漢に対する市の取組ということでございますけれども、これは必要なことだとは考えておまして、現在市内における痴漢ですとか、あるいは不審者、こういった情報があった場合には、警察に対しましてパトロールの強化を要請しております。そのほか青パトによる重点的なパトロールの実施もしております。加えて住民から要請があったことを踏まえて注意喚起の立て看板、こういったものも設置しております。

また、現在警視庁の提供する、メールけいしちょうというメール制度がございますけれども、こちらにつきましては、不審者情報を含めた犯罪発生情報がいち早く掲載されるほか、痴漢撃退機能のついた防犯アプリであるデジポリスという名前ですけれども、この防犯アプリの導入にもつながることから、市のホームページにおきましても、その紹介をしているところでございます。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） 日本共産党都議団は、2020年8月の先ほど御紹介した痴漢被害アンケートを基に、東京都に対して被害の実態調査や対策チームの設置、また都営地下鉄の全線に女性専用車両を導入することや、被害者支援センターの増設、また加害者の更生を行うこと、学校での相談体制、性教育の実施などを求めてきました。東京都が来年度予算に痴漢撲滅プロジェクトという予算を計上していますが、内容を伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） 痴漢撲滅プロジェクトの内容につきましては、東京都初の痴漢被害実態調査の実施、また民間鉄道会社との連携した痴漢撲滅キャンペーンの実施、また東京都の市内のプロジェクトチームの設置など、犯罪抑止や痴漢被害の社会実現に向けた機運醸成などの取組を実施するものというふうに認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） それから、国の、性犯罪・性暴力対策の強化の方針についてもどのようなものなのか、内容を伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） 国の、性犯罪・性暴力対策の強化の方針の内容につきましてでございますが、刑事法の検討をはじめ、被害者に寄り添った支援の充実、また加害者対策、性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないための教育、啓発の強化など、具体的な取組の方向性を示したものであるというふうになっております。以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 性暴力の加害者や被害者、そして傍観者にもならないための教育、啓発の強化はとても大切だと思います。以前、包括的性教育についても取り上げたんですが、包括的性教育は体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係や性の多様性、差別や暴力、ジェンダーの不平等をなくす方法、また性を安全に楽しむ権利やリスクに直面したときにアクセスできる機関など、幅広いテーマを包括的に扱います。これは市でもできる取組であると思いますので、ぜひこうした加害者や被害者、そして傍観者を生まない教育、進めていただきたいというふうに思います。

傍観者にならないという点では、今受験シーズンですけれども、受験者、受験生、遅刻ができませんので、痴漢被害に遭っても訴えづらいということから、SNS等で痴漢をあおるといような、ちょっと信じ難いですが、本当にそんな卑劣な行為がありまして、それに対して有志の方々が自ら電車に乗って受験生を守るといような、そうした行動も広がっています。傍観者にならないっていうのはこういうことだというふうに思います。

たくさんの方が声を上げ行動したことによって社会が前進しているとは思いますが、まだまだ被害ありますので、市としても痴漢や性被害の正しい知識の周知啓発、また学校教育の中でできることもたくさんあるというふうに思いますので、誰にとっても安全な社会の実現に向け、取組を強化していただくことを求めます。

この項については以上です。

次に、ひきこもり支援のところですが、2番のひきこもり支援のところに戻りますが、市長の御答弁では、ひきこもりに対する相談窓口及び支援体制の構築に向けた企画調整等の事務を進めるということでしたが、もう少し詳しく教えてください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 今後の市におけますひきこもり支援策につきましては、社会福祉協議会及び生活困窮者自立支援機関であります、くらし・しごと応援センター そえとの連携によります相談支援体制の整備や、東京都市長会の公益連携事業であります、多摩島しょ広域連携事業による他の区市と連携いたしました、ひきこもりUX女子会の開催などによります普及啓発や居場所の取組などを行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今度行われるひきこもりUX女子会の開催ですかね、ごめんなさい、3月に講演会が行われるというふうに聞いているんですが、その内容について経緯なども併せて教えてください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 3月の講演会の内容につきましては、3月19日日曜日午後2時から4時までの間に中央公民館ホールにおきまして「ひきこもりへの理解、家族や身近な人にできること」というテーマで、まず第1部といたしまして、一般社団法人ひきこもりUX会議の理事で、ひきこもり体験者の方に講演していただきまして、続きまして第2部といたしまして、ひきこもり経験者による対談を行う予定としております。

講演会実施の経緯につきましては、当市の組織改正に伴いまして、令和4年度から地域福祉部の福祉推進課

がひきこもり支援の所管となりまして、国や東京都の補助金を活用いたしまして、ひきこもりについての周知啓発を図るための講演会を企画したものでございます。

また、東京都市長会の広域連携事業であります、多摩島しょ広域連携事業による他の区市の取組を参考とさせていただきます、一般社団法人ひきこもりU X会議に講師等の御登壇を依頼したものでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ひきこもり家族会でいろんな活動をされていると思うんですけども、家族会からどのような要望があるのか伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） ひきこもり家族会からの要望につきましては、相談窓口における専門員の配置及び市内の実態調査等の要望がございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 家族会からの御要望については、厚生文教委員会の中でも御紹介がありました。総合的な相談窓口の設置、相談窓口の一本化、長期的な伴走型支援ができる支援者の配置、実態把握のためのアンケート調査の実施、ひきこもり当事者のための居場所の設置、就労訓練等ができるカフェやショップのような場所の設置、また市当局との定期的な懇談会の実施ということで、かなり具体的に御要望があるというふうに思っています。当事者からどのような声や御要望があるのか伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） ひきこもりの経験のある方から、相談窓口における専門員の配置の御要望がございました。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 現在当事者に対する支援としてはどのような取組をされているのか伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 現在ひきこもりに関する相談につきましては、福祉推進課の職員がお話を伺いまして、ひきこもり支援に関する専門的な相談対応を必要とする場合には、東京都ひきこもりサポートネットや、たちかわ若者サポートステーションの御紹介をしておるところでございます。

また、生活困難や生活困窮に係る御相談につきましては、東大和市くらし・しごと応援センター そえるにおきまして対応しているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） やっぱり専門的な知識を持った相談員の方がいるっていうのが、当市では一番大きな課題なのかなというふうに思います。

次の他自治体の取組については、市長の御答弁でもありまして、市のほうでもいろいろ見ていただいているのかなというふうに思いました。私も巣鴨のコミュニティカフェというのがありまして、当事者の方に誘われて行ったりだとか、厚生文教委員会でも江戸川区の先進事例なども見させていただいています。引き続き市のほうでも様々な他市の取組など参考にさせていただきたいというふうに思います。

今後の課題のところですけども、来年度予算案で実態調査の予算が計上されていますが、詳細を伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 市におきましては、令和4年度に民生委員や児童委員にひきこもりに関するアンケート調査を実施いたしました、残念ながら1桁台の人数の把握にとどまった現状がございます。

一方、内閣府の調査から当市の人口を基に推計いたしますと、当市におきましては、約1,200人のひきこもりが存在すると推計されておるところでございますが、推計値との大きな乖離がございましたことから、市議会厚生文教委員会の所管事務調査における視察先の自治体でございました江戸川区の全世帯調査を参考にいた

しまして、当市におきましても全世帯への調査を行うことで、このたび令和5年度の当初予算の計上を図ったものでございます。

全世帯への調査を行うメリットといたしましては、調査票を市内全世帯に配布することによりまして、市民全体への市がひきこもりの支援に取り組むというメッセージと、ひきこもりへの正しい理解の浸透、この一助となるように周知できること、また当事者や家族に対しても同様に、市がひきこもり支援に取り組むということを周知できることがメリットと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ひきこもりという言葉が何となく、そういう言葉で社会に浸透していますので、私も使っていますけれども、何となくこういうイメージが悪いというようなこともあって、今「こもりびと」と言ったりするような当事者の方もいらっしゃいますけれども、家族の方も本当にこう言い出しづらかったところから声を上げていただいて家族会もできて、市や社協の皆様にも本当に協力をさせていただいて、今実態調査を実現をし、このようなことが進んでいるということは大変うれしく思っています。

専門職の配置、先ほど申し上げましたけれども、当事者、家族会の方からも要望があり、市としても課題として認識されているという御答弁でしたけれども、検討状況を伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 今後市におきましては、ひきこもりに関する相談支援及び関係機関等の連携協力関係の構築等の対応が可能となるような体制整備を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） では、関係機関の連携協力体制について検討状況を伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） ひきこもり支援におけます関係機関の連携協力体制につきましては、福祉関係機関だけでなく教育や雇用、保健医療などの各分野との情報共有や連携体制が必要となりますことから、市役所庁内の関係部署をはじめ、社会福祉協議会、高齢分野の地域包括支援センターや介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、生活困窮者自立支援相談機関、青少年関係団体、民生・児童委員、市内の小・中学校や高等学校等の協力及び御理解をいただきまして体制整備を検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 市長の御答弁では、当事者を呼び、御家族のニーズの把握などが課題ということでしたけれども、実態調査の中でこうした当事者や御家族のニーズも把握していかれるのか確認をさせてください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 実態調査につきましては、プロポーザル方式による公募により事業者を選定いたしまして、全世帯を対象として郵送による調査を行う予定としております。

この調査によりまして、当事者や御家族にどのようなニーズがあるのか、どのような支援体制を構築していくか、支援が途切れているような場合の分析や改善につなげられるよう生かしていきたいと考えております。

また、返送がなく調査での把握が困難な世帯に関しましては、市がひきこもり支援をしていることについて様々な手法で広報や周知を行っていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 全世帯を対象とした調査を行うことで、そのときは支援はまだいいやと思っている方でも、市がそういうことをやっているというそうしたメッセージになるということ、それが大事だというふうに思います。ぜひよろしくをお願いします。

ひきこもり支援で大切なのは、家から外に出すことや就労を急いだりすることではなくて、当事者が何を望んでいるかということ把握し、支援を行うことだと思います。本来人間は生きていくだけで尊いものであり、誰でも生まれながらに幸せに生きる権利を持っています。幸せに生きる権利というのは、義務を果たして初めて得られるというようなものではなく、無条件で誰もが持っているものです。この視点に立って当事者の支援を行うことが重要だと思いますが、その点についての御認識を伺います。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） これまでのひきこもり支援は一般的に保護者や支援者が就学や就労を最終ゴールとして当事者を元どおりに戻す、考え方を換えさせるといった発想の下で対応してきたと言われております。近年、ひきこもり当事者自身が様々な場で思いを発信したり、当事者活動の実践が広がる中で、ひきこもり当事者の方々は自分を守るために、生きるためにやむを得ず引き籠もっているということが言われております。

市といたしましては、当事者の方々の声に耳を傾け、当事者の方々が自分がやりたいことを見つけ、安心・安全な環境の下で居場所を見つけ、孤立せずに、誰かとつながり生きていけるような支援体制、また当事者の家族も支えていける支援体制を構築していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 本当にそのとおりでというふうに思いますので、当事者の立場に立って進めていただきたいというふうに思います。

校則のところでも触れましたけれども、やはりあるべき姿を学生でも求められるし、社会に出れば一生懸命働いて税金を納め、結婚し、子供を生んで何かを生産することや社会に貢献することが求められる、それができない人は社会に居場所をなくしてしまうという、こうした社会の在り方を変えていくことが必要ではないかというふうに思います。当事者へ具体的な支援をすることと併せ、社会の在り方、考え方を改めていくことが大事だというふうに思います。

幸せに生きる権利は誰もが生まれながらに無条件に持っているものであり、憲法でも保障されているものです。生産性や社会貢献のためではなく、一人一人の幸せを保障する立場で引き続き御家族や当事者への支援を進めていただくことを求めます。

次に、コロナ危機・物価高騰から市民の暮らし・営業を守る取組と市民サービスの廃止・縮小のところを伺います。

まず、市民生活の現状に対する認識ですけれども、2022年4月から物価高騰始まっています。値上げされた品目数など、どのようになっているのか。また市としてどのような御認識を持っているのか伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 物価の高騰についてでございます。物価の高騰をはかる指標といたしましては、総務省が毎月公表しております消費者物価指数というものがございます。2022年4月以降の状況を見ますと、2020年を指標100とした場合につきまして、総合指数というものにつきましては2022年4月は101.5ということで、こちらは前年の同月比プラス2.5%となっております。

また、公表されている直近の数値といたしましては、2023年1月の数値が出てございまして、こちらは104.7、前年同月比でプラスの2.5%となっております。また、2022年4月以降につきましても消費者物価指

数の上昇が続いている主な品目といたしましては、食料、また電気やガスを含みます光熱水道という品目が挙げられてございます。また、値上げされた品目の数についてであります。こちらは民間の調査会社が公表している情報によりますと、令和2年には食品で約2万品目以上の値上げがあったとしてございます。大変多くの品目で値上げが行われておりまして、市民の皆様の生活に影響があったものと認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 帝国データバンクというところが調べたところだと、2022年はここにいる皆さん恐らく全員が実感されていると思いますけれども、記録的な値上げの一年となったということで、品目数としては2万を超えたという御答弁でしたけれども、2万822品目、中でも10月には約6,700品目の飲食品が値上げをし、単月の値上げとしては異例の多さを記録したということです。過去にも一斉値上げはあったけれども、全食品分野、全品目での一斉値上げが短期間に集中した前例はなく、バブル崩壊以降の過去30年でも類を見ない記録的な値上げラッシュになったというふうに総括をしています。

それからこれがまだ続いていまして、今後の値上げの動向について予定されている食料品などの値上げ品目数どのようになっているのか、また市民の暮らしや営業に与える影響について市の御認識を伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 申しわけございません。先ほどの前の答弁で、私、食品を2万品目以上値上げとあったところでございますが、こちらの令和2年ではなく2022年ということで訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

続きまして、先ほどの御質問ということで、今後の値上げの動向というところでございます。

まず、内閣府が令和5年2月に公表しております月例経済報告によりますと、消費者物価指数は生鮮食品及びエネルギーを除く総合という区分になりますが、こちらの先行きにつきましては、政策等によります特殊要因を除くベースで当面上昇していくことが見込まれるというふうにさせていただきます。

また、民間の調査会社が公表しております情報によりますと、今後も多くの品目で値上げが見込まれているとさせていただきます。こういったことから、家計や事業者の皆様におきましては物価上昇に見合う賃上げや売上げ増が実現できない場合には、引き続き影響が続くものと考えておりますが、また物価高騰対策につきましては我が国全体の問題でもございますので、国において様々な対策が取られておりますことから、その動向や効果等について注視してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今後の値上げについても帝国データバンクの調べを見たんですけれども、2022年の値上げは1万品目到達までに約7か月を要したが、2023年は実施ベースで3か月早く到達する予定と。前年と同時期と比べても倍増ベースで推移する。今後春から夏頃にかけて、1か月当たり2,000から3,000品目前後の値上げが常態化する可能性があるということです。これが本当に続くということで、それから光熱費の高騰についても市民や事業者の実態、どのように御認識されているか伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 光熱水費につきましては、現在も消費者物価指数が高い水準にありますことから、市民や事業者の皆様への影響が続いているというところでございますが、ここで国の、電気・ガス価格激変緩和対策事業というものが対象期間が2023年1月から始まってございますので、負担軽減が今後図られていくものと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 光熱費、電気代など1月の請求が昨年同時期の2倍になったというような声もSNS

等で散見されてきて、私も本当に自分ちの請求書を見てびっくりしたんですけども、国の激変緩和対策事業も始まっていますけれども、これ、9月までということですかね。恒久的なものではありませんので、やはり光熱費ですとか食品というのは生活に必要なもの、生きていくために必要なものなので、これの高騰が続いている。1月には記録的な寒波もあって節電にも限界があるというふうに思います。また、事業で必要な場合は節電しようがないということもあると思います。

本当に暮らしや営業を守る取組、国でももちろんですけども、市でも進める必要があると思うんですけども、今、市ではキャッシュレス決済による消費活性化事業を補正予算でも増額をされたところですけども、1回目からの市の負担額、またP a y P a yを導入した事業者の推移を伺います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） キャッシュレス決済による消費活性化事業における市の負担額についてでございますが、令和2年度3回実施の付与費及び事務費を合わせた経費合計額は1億5,456万1,489円のうち、一般財源は約2.0%に当たる約390万1,229円、令和3年度3回の実施の付与費及び事務費を合わせた経費合計額は2億4,340万3,005円のうち、一般財源は約0.3%に当たる73万209円でございます。令和4年度の市の負担額については、事業実績はまだ算出してございません。

P a y P a yを導入した事業者の推移でございますが、事業を実施する前は183店、事業を始めた第1回は297店、第2回は328店、第3回は368店、第4回は424店、第5回は445店、第6回は461店、第7回は474店、第8回は490店、第9回は512店でございます。今回のキャンペーンに参加した、対象外とした大手スーパーや飲食チェーン店、コンビニエンスストアなどを除いた結果、第9回キャンペーンの参加店舗事業者数の割合は約18.1%となります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 参加店舗事業者数が18.1%にしかならないのはなぜなのか。P a y P a yを導入しないのはなぜなのか。その理由についてどのように認識をされているのか伺います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 参加店舗事業者の割合についてでございますが、令和2年9月事業実施から令和5年2月までの間、参加店舗数は大幅に増加しておりますが、店舗においては取り扱う商品が高額でキャンペーンにそぐわない場合や企業間取引などの支払い方法の制約がある場合などで参加しない事業者がいらっしゃるというふうに伺っております。

一方、商工会に参加されない事業者の理由を伺ったところ、デジタル導入に抵抗感があるという事業者もあったと聞いております。また、P a y P a yを導入されない事業者についてであります。市から事業者に確認したことはございませんが、商工会に確認しましたところ、導入しない主な理由については、忙しくて機器の導入をするいとまがないこと、導入に伴い手数料がかかること、デジタルが煩わしいことなどの御意見が寄せられているというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 導入に伴い手数料がかかるということですが、どのようになっているのか伺います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） P a y P a yの手数料についてでございますが、令和2年9月に第1回から第5回までは手数料が無料でした。令和3年10月以降に実施いたしました第6回以降は、事業者に対しまして1.6から1.98%に乗じた金額をP a y P a y事業者へ支払う仕組みとなっております。この手数料の支払う仕組みは全国的に同じものと聞いてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 導入してない店舗の方に聞きますと、お客さんがほとんど高齢者が多くて使っていない方が多いですか、また手数料、最初は無料だったんだけど、途中から手数料かかるようになってやめたというお話ですか、そういうお話も伺いました。おおむね好評を得ている事業ということですのでご助かっているという声も聞く一方で、やはり使える人はすごく大きな恩恵を受けているんですが、使えない人、取り残されてしまっている人もいるというふうに思います。

中小企業者等燃料費の支援金のこういうのもやっていただきましたし、中小企業等応援助成金なんかもやっていただきましたけれども、やはりこういう直接的な支援、再支給が必要だと考えますが御認識を伺います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） これまで実施してまいりました中小企業者等燃料費支援金、中小企業者等応援助成金や中小企業者等応援金の再支給についてでございますが、事業を実施する場合は、国や都からの財源が必要なことから、交付金等の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） もともとPay Pay事業、飲食店や小売向けの事業だというふうに思いますし、繰り返しますけど、恩恵を受けられる人とそうでない人の経済格差、すごいつくられてしまっているというふうに思います。これはこれでいい事業だと思うんですけども、やはり事業者にとっても使う人にとっても、ごめんなさい、誰もがみんなに行き渡る事業ではないというふうに思いますので、これだけではなくてコロナや物価高騰に影響を受けている事業者全てに支援が届く、そうした取組を強く求めます。

次に、市民サービスの廃止・縮小のところですが、本当にこの物価高騰大変だというふうに思うんですけど、こうした市民の暮らしや営業が大変なときに市民サービスを廃止・縮小するというのは、やはり暮らしや営業を支えるという点で逆行していると考えますが、御認識を伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 市民サービスの廃止・縮小についてでございます。

市民の皆様が将来にわたりまして健康で生き生きと暮らすためには、市の行財政運営を安定的に維持しまして、持続可能な市政運営を実現することは必須でございます。また、次世代への課題を先送りせず、将来の負担を増やさないためにも事務事業の見直しによる廃止・縮小などに取り組みまして、限られた財源、人的資源の有効活用を図っていくとともに、そういったことは必要であると考えてございます。

また、新型コロナウイルス感染症ですか、物価高騰の影響を受ける市民の皆様、事業者の皆様に対しましては、国や東京都と連携を図りまして支援が必要な皆さんを対象とした対策を実施しているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） この間、既に廃止となった事業が、市民生活に与える影響について御認識を伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 令和2年度に実施いたしました業務分析におきましては、事務事業の廃止・縮小の検討に当たっては3点の視点から検討を行っております。1つが必需性、2つ目が有効性、そして3つ目が代替可能性というところでございます。

こういったことを視点に置きながら検討を進めたことによりまして、市民の皆様、事業者の皆様の生命や財産、そして生活を守ることに貢献する事業が対象から外れてございます。その上で業務分析結果を参考に、市として具体的な廃止・縮小する事業を検討し、そして市議会の皆様、市民の皆様に御説明をさせていただき決定させていただいたところでございます。

令和4年度に廃止・縮小した事業に関しましては、これまで課題となるような御意見等は頂戴してないこ

ろでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 住宅・店舗リフォーム補助のことで市内の事業者の方からお話を伺ったんですけれども、やっぱりこれが市民の皆さんがリフォームしようというきっかけになっていたというお話を伺いました。なぜなくなったのかと事業者が市民から責められてしまうというようなお話も聞きました。また、これと関わって市のほうがあっせんをしてくれるということによって、市内事業者と市民の皆さんのつながりもできていたということも伺いました。住宅リフォーム補助の廃止後、市が行っている事業者のあっせん数についての動向を伺います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 市が行っている住宅増改築工事のあっせん事業の件数でございますが、住宅リフォーム補助を廃止した令和4年度の実績としましては、現在まで1件でございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今御紹介したほかの事業者さんからもちょっとお話を聞きましたけれども、やっぱりこのリフォーム補助がなくなってあっせんというのも減って、都内の事業者さんに頼む市民の方も出てきたけれども、都内から来たりするので交通費などで市内事業者者に依頼するよりもすごく高額になったというようなお話も伺いました。

市内の事業者を本当に支える制度、先ほど御答弁で命や財産、生活を守ることに貢献する事業は対象から外れるということとして、直ちに生命に直結する事業ではないのかもしれないんですけれども、でもやはり市内の事業者を支える制度だったのに、この先大変不安だという声もありました。こうした事業者さんからの声を市は把握しているのか、またどのように受け止めるのか伺います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 市では建設関係団体連絡会を毎年開催し、各団体に所属する事業者からの御意見、御要望等の意見交換を実施してございます。その中では、住宅リフォーム補助の廃止は残念であるとの意見は頂いてございます。ただ一方、市内建設関係4団体には、それぞれ住宅リフォームの相談や市内工事事業者の紹介、あっせんなどのお問合せ件数が、令和3年度、4年度も含めて大幅に増えている傾向があるというふうに伺っております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ちょっと実際事業者さんから聞いたお話とは若干違うのかなというふうに思うんですが、事業の廃止・縮小の検討に当たっては必需性、有効性、代替可能性という視点でということを伺いましたけれども、私は本当にこのリフォーム補助制度一つ取ってみても、大変有効性もあるし、必需性もある事業だったのではないかなというふうに思っています。より発展させる必要があるのかなというふうにも思います。

品川区が住宅リフォーム助成で、太陽光発電利用型給湯器への改修も対象に拡充をするということですが、詳細が分かればお伺いします。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 品川区の住宅リフォーム助成についてでございますが、担当課に内容を確認いたしましたところ、令和4年度住宅改善工事助成事業（エコ&バリアフリー住宅改修）でございます。区民の方、マンション管理組合、または賃貸住宅オーナーの方が既存住宅について区内施工工事者を利用して環境やバリアフリーに配慮したリフォーム工事を行う場合に、工事費用の一部を区民の場合は工事費用の10%、上限額20万円、マンション管理組合、賃貸住宅個人オーナーの場合は、工事費用の10%、上限額100万円が助成されるものでございます。令和4年度は予算の上限に達しているため受付は終了されたと伺っております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 本先に先ほど来申し上げますように、この住宅・店舗リフォーム補助制度、とても市民にとっても事業者にとっても有意義な制度だったというふうに思います。気候危機、本当に地球規模で深刻化している中で待ったなしの課題だと思いますが、住宅やビルの断熱化、省エネ化や太陽光発電設置なども併せて、この制度をむしろ充実させていくことこそが求められているのではないかと思いますので、その点について御認識を伺います。

○市民環境部長（田村美砂君） 住宅・店舗リフォーム補助につきましては、令和2年度の事務事業の見直しにおきまして本事業の目的に照らし、開始当時の普及対策事業としての役割は終えているといたしまして、令和3年度をもって廃止をしたものでございます。

省エネルギー化や再生エネルギーの推進の観点での助成制度につきましても、現時点では検討はしてございませんが、今後地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画策定の準備段階として市内の実情を調査し、把握した中で、市内における温室効果ガス削減の取組として実効性のある施策の検討が今後必要だとは考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 実効性のある対策を考えていただきたい。それは本当にそのとおりなんですけれども、本当に長引くコロナ危機から異次元の物価高騰、今起きているという中で、市内の事業者さんの苦境は続いていると思いますし、今後もまだまだ続くということが予見されます。地域経済を支えている市内事業者と市民をつなげて、市内事業者のさらなる発展も支えていた住宅・店舗リフォーム補助、本当に事業者さんにも市民の方にも喜ばれていた事業だというふうに思いますので、この復活を求めます。

また、市が進めている市民サービスの廃止・縮小の中には、市立狭山保育園の廃園など、子供たちが保育を受ける権利を侵害するものも含まれています。持続可能な行財政運営という名の下に、公的責任が後退し、子供たちの最善の利益や住民福祉の向上という市の役割が損なわれることはあってはならないということを最後に申し上げまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 木 下 富 雄 君

○議長（関田正民君） 次に、9番、木下富雄議員を指名いたします。

[9番 木下富雄君 登壇]

○9番（木下富雄君） 議席番号9番、木下富雄でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

3期12年の市政運営の中で、尾崎市政における産業活性化のための施策について質問させていただきます。

①といたしまして、商工業への施策についてお伺いいたします。

②といたしまして、農業への施策についてお伺いいたします。

③といたしまして、観光施策についてお伺いいたします。

壇上での質問は以上といたしまして、御答弁を踏まえ再質問は自席にて執り行わせていただきます。よろしくお伺いいたします。

[9 番 木下富雄君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、これまでの産業活性化のための施策についてであります。平成25年3月に策定しました東大和市産業振興基本計画に掲げた将来像、「人々が集い賑わい、豊かな暮らしを育む東大和」の実現に向け、様々な産業振興施策を実施してまいりました。

商工業につきましては、市民の生活を支え、地域社会を形成する重要な場である商店街を活性化するための環境整備や商工業者の経営基盤の強化、観光イベント等を活用した商店街の魅力向上の推進に努め、さらには新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ消費を回復するための消費活性化事業等を実施してきたところであります。

次に、農業施策についてであります。近年農業者の高齢化が進み、新たな担い手の確保が難しくなっております。そのような中、農地の保全や活用、農業経営の基盤強化に努めるとともに、援農ボランティア制度の推進なども行ってまいりました。また、地場農産物の供給を通じた市民との触れ合いの場の拡充等により、都市農業の振興を図ってきたところであります。

次に、観光施策についてであります。地域の活力を維持し、にぎわいのあるまちとするため、観光事業を契機として多くの人に当市を訪問していただくことが必要であります。そのため市内の観光資源を案内するボランティアガイドの養成や観光マップ等の作成により、新たな観光資源の発掘や創出に取り組むなど、観光振興のための基盤整備に努めてまいりました。

また、それらを生かした、うまかんべえ〜祭などのイベントの実施により、当市の魅力発信を図ってきたところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○9番（木下富雄君） 御答弁ありがとうございました。

順次再質問をさせていただきます。

まず初めに商工業部門についての質問でございます。

1点目といたしまして、さきの議員も質問しておりましたが、消費活性化事業についてお伺いいたします。

東大和市では、都内では最初に消費活性化事業、いわゆるP a y P a y事業を実施いたしました。令和2年9月に第1回の消費活性化事業が始まり、回を重ねること令和5年2月には、全国最多となる9回目が実施されました。市内飲食店、中小企業の方々にお話を聞くと、経済効果が大変あったと喜ばれている声を耳にいたします。

そこで、実施経過、これまでの実績、市内経済効果について改めてお聞かせ願います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） キャッシュレス決済による消費活性化事業についてでございますが、市ではコロナ禍で落ち込んでいる市内経済を支えるため、令和2年9月に東京都内では初めての自治体となるキャッシュレス決済による消費活性化事業を実施いたしました。還元内容につきましては、P a y P a yポイントを最大30%の還元、1回当たり及び期間の付与条件を設定し、消費者が翌月ポイントを活用できる仕組みとなっております。

第1回目の登録店舗数は297店、回を重ねるごとに登録店舗数が増え続け、第9回の登録店舗数は約1.7倍に当たります512店舗となりました。市内における消費活性化事業に伴う経済効果、決済額につきましては、令

和2年度の実績といたしましては約5億7,000万円、令和3年度の実績といたしましては約8億6,300万円、令和4年度は令和5年分の実績はまだ出ておりませんが、除きますと約8億4,200万円となっております。

市としましては、市内商工業及び市民の決済のデジタル化が推進され、特に飲食業、小売業、サービス業などの市内中小企業や個人事業主の経営の下支えに寄与することができたと認識しております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 御答弁ありがとうございます。

この消費活性化事業におきましては、私の家の近所の個人商店におきましてもお客様が店内にあふれている状況を目にするということで、大変有益であったのではないかなと考えております。

続きまして2点目として、商店街チャレンジ事業についてお伺いさせていただきたいと思っております。

市は、商店街を活性化するために東京都から補助金を受け、商店街チャレンジ戦略支援事業に取り組まれていると思っております。新型コロナウイルスの影響で休業した後、商店街に活気を取り戻すため、様々な事業に取り組んでおると思いますが、商店街が実施したもので、その経済効果についてお聞かせください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 商店街チャレンジ戦略支援事業につきましては、東京都や市からの補助金を活用し、市内商店街や商工会が様々な事業を実施することで多くのお客様に足を運んでいただき、にぎわいの創出が図られたと認識しております。効果といたしましては、商店街の組織力向上、地域の団体などとの連携、商店街のPRやスタンプラリーなどを通じて消費活性化につながったものと考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 続きまして、商工部門に関しまして創業支援事業というものについてお伺いいたします。

市は、中小企業大学校や東大和市商工会と連携し、創業支援事業として東大和市創業塾を実施していると思っております。この創業支援は、市内で創業しようとする希望者の方を対象に、各種講師による指導等を実施するという事業だと思っておりますが、この事業者の中では市内等で起業された方もいらっしゃると思っております。

そこで、これまでの実施された事業内容、実施回数、受講された人数、市内で活動されている実績等をお聞かせ願いたいと思っております。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 創業支援事業についてでございますが、初めに東大和市創業塾は、東大和市創業支援等事業計画に基づき、中小企業大学校東京校、商工会と連携し、平成27年度から本格実施いたしました。

中小企業大学校Business（ビジネス）を利用し、経営、財務、人材、販路開拓をテーマに年1回5日間で習得するものでございます。令和4年度は12名の参加がございました。

次に、東大和市創業セミナーにつきましては、中小企業大学校東京校と連携し、令和2年度から実施いたしました。オンラインで経営、財務、人材、販路開拓をテーマに年2回、全4日間で習得するもので、令和4年度のセミナーには11名の参加がございました。現在までの創業塾・セミナー受講者の合計数は317名であると認識しております。

また、市で把握しております创业者の数は34名でございます。令和4年度創業された方は7名全て市内で創業され、業種内訳といたしましては小売業が1、サービス業が3、飲食業が1、不動産業が2名と認識しております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 市内産業の活性化に人的プラスもかなえているというこの制度について、ただいまお聞きさせていただきました。

続きまして、農業の施策について質問を変えさせていただきたいと思います。

1点目として、農業活性化につながる補助事業についてお伺いいたします。都市農業を将来にわたって担う農業者に対して、市からの補助金により様々な経営支援事業を行っていただいていると思います。事業を行う農業者は未来においても東大和の農業を持続させなければいけないという強い意思をお持ちの方々であります。

そこで市は、これまで農業活性化につながる効果があった事業について、どのような実績があるのかお教えください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 市では、これまで様々な農業活性化につながる補助事業を実施してまいりました。令和2年度は都市農業活性化支援事業といたしまして、農業者が防災兼用農業井戸の設置、梨の根圏制御栽培システムを導入するための補助を行いました。土壌病害に左右されることなく梨の収穫量を維持、向上させることができ、経営強化、特産品づくりにつながる効果があったものと考えております。

また、令和3年度都市農業経営力強化事業としましては、鉄骨ハウスを設置し、トマトの養液栽培システムの導入をするための補助を行いました。このシステムを導入することにより、高生産化、高付加価値化、省力化によるスマート農業を可能とし、化学農薬の使用量削減を図ること及び通年栽培が可能となり、こちらも経営強化につながる効果があったものと捉えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 御答弁ありがとうございます。

次に、意欲ある農業者、認定農業者についてお伺いしたいと思います。

市では、認定農業者支援事業を行っており、認定農業者の持続的かつ安定的な農業経営の確立に寄与する補助を行っていると思います。そこで、この認定農業者事業はいつから始まり、現在何名の方が認定登録されているのか。また、支援事業の効果についてどのように考えているのかお聞かせください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 当市の認定農業者につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき平成21年度から制度を開始したものであり、現在25名の登録者がおります。東大和市認定農業者支援事業は、認定農業者の持続的かつ安定的な農業経営の確立に寄与するため、農業用機械の購入、農業用施設の設置等に係る経費の一部を毎年度補助してございます。

このことにより、1年間を通じ野菜等の栽培が可能となり、収益の増額につながり経営が安定することや、最新の機械を耕作等に使用することにより、作業の効率化が図られ、農業経営の安定につながる効果があると考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） これまで説明していただいた様々な施策により生産された野菜に対します地産地消の取組について、改めてお伺いいたします。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 市内農家の皆様が新鮮な野菜などは、農業者が運営する直売所、市役所の市民ロビー、東大和市駅前の直売所、JA東京みどり農協仲原支店の共同直売所などで販売されております。

また、小・中学校給食の食材として東大和市学校給食センターへ搬入されることにより、市内で取れた新鮮な野菜を給食を通じて食べることができること、また市内の一部のスーパーでは、東大和市内の野菜と紹介されるコーナーで陳列、販売されてございます。こちらは梱包された袋等には生産者のお名前が表示されていることや、消費者の中には生産者が作った野菜を目的に購入している方もいると伺っております。

市内直売所につきましては、直売所マップを配布するなど、現地で一目で分かるのぼり旗を設置する、こう

いうことを取り組みまして販売をしているところでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 農業施策に対する御答弁、大変ありがとうございました。

続きまして、観光施策について質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、東大和市内外にPRすることにつながっているイベントなどについてお伺いいたします。

市は、観光事業として代表するイベントとして、うまかんべえ～祭を創出し、今回、令和5年5月13日、14日開催に向け準備を進めていると伺っておりますが、このイベントのこれまでの効果についてお聞かせいただきたいと思っております。

また、観光キャラクターうまべえが誕生したのもこのお祭りがきっかけであると思っておりますが、現在、うまかんべえ～のこのうまべえグッズに関するグッズについての情報、昨年11月に販売し、6日間で完売したぬいぐるみの取扱い等についてもお聞かせ願えればと思っております。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 東大和市観光施策として実施してまいりました、うまかんべえ～祭の効果についてでございますが、平成31年度開催いたしました第8回では、来場者数が約8万6,500人と市を代表するイベントとなりました。現在は4年ぶりに開催を予定している第9回うまかんべえ～祭開催に向けて、実行委員会とともに準備を進めているところでございます。市内外から多くの方が来場していただき、東大和のグルメを味わっていただきたいというふうに今、考えております。

このイベントを通じて誕生いたしました観光キャラクターうまべえは、様々な場面で登場することで、市内外の知名度を上げておりと認識してございます。うまべえグッズとして、今スイーツ、またパン、お茶などを市内22か所の店舗等で販売してございます。うまべえのぬいぐるみにつきましては、令和4年11月1日から6日間で、製作した900個全てを産業振興課の窓口、産業まつりの会場において販売、また完売することができました。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 次に、コロナ対策を講じたイベント実施についてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルスの収束が見えない中、市が主催するイベントや市民が実施するイベントがここ数年中止を余儀なくされてきました。市民からは早くイベント再開を望む声が多い中、主催者側はコロナ対策に対応したイベント実施を検討し、最近では産業まつり、農業祭、福祉祭など、コロナ対策を講じたイベントが3年ぶりに開催されたところでございます。観光事業において、コロナ対策を講じて実施したイベントについてお教えてください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 新型コロナウイルス対策を講じたイベントについてでございますが、市内スイーツ対象店舗をウォーキングして巡るスイーツウォーキングは、コロナ禍により事業実施方法をウォーキングイベントから、レシートを集めて応募していただくスタイルに変更いたしました。参加者の方には入店時の際の検温、手指消毒、マスクの着用、店内入場制限等の対策を徹底することで御協力をいただき、実施することができたことでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 次に、観光資源を活用したイベントについてお伺いいたします。

私たちのまち東大和には自然豊かな狭山丘陵、「多摩湖は東大和のものです」などの多摩湖があり、PRに努めていることは承知しております。これまで狭山丘陵、多摩湖周辺の自治体等と連携して観光事業を行った

ことによる効果についてお伺いさせていただければと思います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 観光連携事業についてでございますが、当市では、平成29年に発足しました狭山丘陵観光連携事業推進協議会に加盟し、狭山丘陵を囲む自治体、事業者が連携することで、自然や環境保護とともに地域の魅力を高め、観光振興を通じて多くの方々にイベントへ参加していただいたことを踏まえ、狭山丘陵サイクリングマップを作成することや配布を通じて東大和市のこれまで以上のPR効果につながったと認識しております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 御答弁ありがとうございます。

3期12年の尾崎市政の中で、東大和の産業活性化につながる施策について、商工業、農業、観光という視点からのお伺いしてまいりました。12年のうち終盤におきましては新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中でのかじ取りという、誰もが経験したことのない状況の中ではありましたが、常に市民を中心に据えた施策を展開していただいたものと思っております。

特にPay byによる消費活性化事業は、市内商店、商店街へ最大の集客効果をもたらしました。近隣他市の動向をうかがうだけでなく、市長の率先したリーダーシップのたまものであると思っております。

また、市内農業者の皆様からは、これまでと違う視点による補助事業の実施のおかげでとても助かっているということが聞かれております。また、東大和の農業を、そこに暮らす他の市民の方に知っていただける大変よい機会にもなっていると伺っております。

また、新しい観光事業を創出することで東大和の認知度の向上につながっていると思われま。東大和市産業基本計画にもあるように、商業、工業、農業の各分野の連携の下、観光を活用し、各分野に横串を刺す形で東大和の産業の活性化を実施していただくことを、またこのことを継承、推進していただけるネクストニューリーダーに思いを寄せ、私の一般質問を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、木下富雄議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 木戸岡 秀 彦 君

○議長（関田正民君） 次に、17番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

〔17番 木戸岡秀彦君 登壇〕

○17番（木戸岡秀彦君） 議席番号17番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、令和5年第1回定例会での一般質問を行います。

今回は5点について質問をさせていただきます。

1点目は公園の整備についてであります。

公園の整備については東大和市公園施設長寿命化計画により進められています。近年、東大和市においては宅地開発が進み、子育て世代の方が多く転入されています。その中でも子供の遊び場としての公園の増設や遊具の設置を要望する声をお聞きしています。しかしながら、市内においては借地による公園が多く、諸事情により返還を余儀なくされるケースも出てきております。市民の要望にお応えできるよう状況を把握しながら、地域に合った整備を進めていただきたいと思います。

以下、伺います。

①公園遊具の更新の状況と今後の方針について伺う。

②インクルーシブ公園の設置については、市として令和5年度、令和6年度に基本設計、令和7年度に着手すると聞いているが、現在の進捗状況について伺う。

③芋窪地域は近年、宅地開発が進み、子育て世代が多く転入してきている。今後も増えていくと予想されるが、公園が少なく、設置を要望する声を多く聞いている。設置に向けた検討はできないか。

④現状の健康遊具の設置状況について。

2点目として、子供の視力低下についてであります。

デジタル化が急速に進み、学校教育にあつては学習用端末導入から1年が経過し、長時間利用による健康への影響が不安視されています。

また、長引くコロナ禍により自宅で過ごすことが多くなり、子供が外で遊ぶ時間が減少している状況にあります。視力1.0未満の小中高生の割合が過去最悪になったことから、2019年文科省が小中学校生を対象に学校保健統計調査が実施されました。その結果、視力0.3未満の割合は小1男子で1%、女子1.67%だが、小6の男子では19.16%、女子は22.99%で2割を占め、中3男子は25.52%、女子は35.61%であり、眼鏡やコンタクトレンズの装着率は中3男子で4割、女子で5割となっています。目の健康を守るための知識について意識させることが必要ではないかと考えます。

以下伺います。

①子供の視力低下への対策について伺う。

②近視の進行を抑制する可能性の高い取組として「太陽の光を十分に浴びる」ことで効果が出ていると聞いている。コロナ禍により屋内で遊ぶ子供が増えている中、外での遊びを推奨することが必要ではないかと考えるが、市の認識について伺う。

③ICT教育とGIGAスクール構想に合わせてつくられた、目の健康を守る啓発マンガ「ギガっこデジたん！」がある。学校教育の教材として活用できないか。

3点目として、市が実施する各種の市民相談についてであります。

市においては、各種市民相談の窓口を開設し、様々対応していただいていることに感謝を申し上げます。今後とも市民に寄り添った対応をよろしく願いをいたします。

以下伺います。

①現在行っている市民相談の内容と利用状況について伺う。

②予算措置について伺う。

4点目として、ごみの不法投棄についてであります。

日常、多くのごみが排出されています。しかしながらマナー違反により身勝手なごみの不法投棄が各所で見受けられます。市においては対策を講じられていると思いますが、依然と不法投棄は後を絶ちません。新たな対策強化が求められていると考えます。

以下伺います。

①ごみの不法投棄に対し、現在どのような対策を行っているのか。

②近年、多摩湖自転車歩行者道沿いは、ごみの不法投棄が増え続けているため、さらなる注意喚起の強化と回収を定期的に行う必要があると考えるが、市の認識と取組について伺う。

5点目として、結婚支援事業についてであります。

少子化が加速しています。コロナ禍の影響もあり、結婚の減少が影響し、昨年の出生数が80万人を割りました。日本の少子化の大きな要因は未婚化、晩婚化、晩産化と言われております。

東大和市の令和5年度の予算編成には、重要事項として時代の変化において最も影響を及ぼすものは人口減少であり、人口減少を抑制する取組が重要である。そして人口減少は避けられないことを認識し、減少を見据えた行政運営を今から進めることが重要であるとしています。対策の実効性を高めるためには、希望する誰もが、より若い時期に安心して結婚や子育ての望みをかなえていける社会へと変革していくことが必要であります。

かつて日本の家族、会社、地域の中には密接な人間関係がありました。しかし現在では煩わしさを感じ、急速に人間関係の希薄化が進み、孤立した人が増えているのではないかと懸念されます。自治体が家族を持つための出会いの機会を増やし、ワーク・ライフ・バランスを推進し、婚活などの支援を行うことが必要ではないかと考えます。

ここで以下伺います。

①令和5年4月に発足することも家庭庁は、少子化対策の一環として結婚支援の強化方針を示している。結婚支援コンシェルジュの配置や新婚家庭に対する既存の家賃や引っ越し代の補助制度の拡充、自治体が独自に取り組む支援事業などを紹介する特設サイトを開設する。本市としても、積極的に推進する必要があると考えるが、市の認識について伺う。

②多摩地区では府中、国立、稲城、狛江の4市が連携をした婚活イベントを開催し、出会いの後押しと地域の魅力を紹介し、成果を上げている。本市としても、先進事例を参考に、出会いの創出の場としての婚活事業を再開できないか。

壇上での質問は以上とし、再質問は御答弁を踏まえ自席にて行います。よろしく願いをいたします。

〔17番 木戸岡秀彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、公園遊具の更新の状況と今後の方針についてであります。老朽化が進む遊具の更新につきましては、令和2年度に改定しました東大和市公園施設長寿命化計画に基づき令和3年度から高木公園をはじめとして遊具等を含めた公園施設の整備を行っております。

また、毎年実施しております遊具等の点検結果により、順次遊具の更新を行っております。今後の方針につきましては、人口減少への対応や市の魅力向上など、まちづくりの視点を踏まえながら、都市マスタープラン等の都市づくりに関連する計画の改定に併せて、遊具を含む今後の公園整備の基本方針及び具体的な整備計画等について検討していく考えであります。

次に、インクルーシブ公園の設置についてであります。インクルーシブ公園につきましては、整備事例が少ない上、他市において様々な課題があることなどを踏まえ、今後の市内の公園整備の基本方針及び具体的な整備計画等を検討していく中で改めて検討していく必要があるものと考えております。

次に、芋窪地区への新たな公園の設置についてであります。新たな公園を整備するためには土地の確保が必要であり、今後の周辺地域のまちづくりの動向や市の財政状況などを踏まえて検討する必要があるものと考えております。

次に、健康遊具の設置状況についてであります。市内には向原中央公園をはじめ、その他4か所の公園に健康遊具が設置されております。

次に、子供の視力低下への対策についてであります。市では3歳児健康診査において実施する視覚検査につきましてスクリーニング精度の高い屈折検査機器を導入し、弱視の発見により早期の治療につなげるよう努めております。また、小・中学校においては、東大和市児童・生徒用1人1台端末の利用に関するガイドライン等を作成し、活用時の留意点として長時間の使用が視力に及ぼす影響を記すとともに、各学校や家庭で実態に応じた活用時の約束事項を作成し、視力が低下しないよう配慮をしながら端末の活用を進めているところであります。

次に、近視の進行を抑制する可能性の高い取組として、外での遊びを奨励することについてであります。小・中学校において子供たちが体を動かすことの楽しさが実感できる授業づくりの推進や、屋外での運動機会の確保などに努めているところであります。

次に、目の健康を守る啓発マンガ「ギガっこデジたん！」の活用についてであります。児童・生徒の多くがデジタル端末を日常的に活用することが増え、学校だけでなく家庭においても使用する時間が長くなっていることから、日本眼科医会では、小学校低学年に近視の発症、進行が懸念されると発表しております。そのため、本医師会が作成した啓発マンガにつきましては、目の健康を守るための教材として、今後活用方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、現在行っている市民相談の内容と利用状況についてであります。市では市民の方から相談や悩み事を伺う手段として、市職員による相談のほか、弁護士による法律相談や司法書士による登記相談など、国家資格等を有する相談員による専門相談を実施しております。専門相談につきましては、市民の皆様が日常生活の中で直面した問題等を解決する一助として有効に機能しており、多くの方に御利用いただいているところです。

次に、相談業務に係る予算の措置状況についてであります。国家資格等を有する相談員による専門相談につきましては、相談員を派遣していただく団体と市が契約等を締結し、実施しております。このうち弁護士による法律相談など、一部の専門相談に関しましては謝礼や委託料等を支出しております。なお、市が行うこれらの相談業務は、いずれも無料で市民の皆様へ御利用いただいております。

次に、ごみの不法投棄に対する対策についてであります。不法投棄は地域の衛生環境の維持に悪影響を与えるものであり、行政の課題であると認識しております。対策といたしましては、人けが少ない不法投棄されやすい場所等においては、不法投棄の抑制を促す看板の設置及び委託業者による巡回などを実施し、防止に努めております。また、悪質な不法投棄につきましては、警察との連携も必要であると考えております。今後も市報等で適正な排出場所や方法について啓発に努めてまいります。

次に、多摩湖自転車歩行者道沿いの不法投棄についてであります。多摩湖自転車歩行者道沿いは人通りが少なく、人目による監視が困難であり、不法投棄が起きやすい場所と考えられます。市ではこれまで看板による注意喚起や定期的なパトロールを実施しておりますが、不法投棄の解消には至っておりません。不法投棄の多い場所は武蔵村山市との行政境であります。不法投棄のうち当市の市道上で発生したごみは必要に応じて市が回収し、当市の区域の民地側につきましては、市が土地所有者に連絡をし、所有者の責任においてごみを撤去していただくようお願いしております。今後も看板による注意喚起や定期的なパトロール等に努めてまいりたいと考えております。

次に、こども家庭庁が強化する結婚支援の市における推進についてであります。こども家庭庁の創設は、子供に関する政策を一元化し、充実を図ることが目的とされており、結婚支援につきましても施策の充実が図られるものと認識しております。市の結婚支援の取組につきましては、国の結婚支援について情報収集すると

ともに、財政面やその効果を考慮して研究してまいりたいと考えております。

次に、結婚支援事業の再開についてであります。市では平成29年度から結婚支援事業について地域の飲食店を会場に年1回実施してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から中止し、現時点では実施の予定はありません。

これまでの事業におきまして出会いの機会の創出に効果があったものと認識しておりますが、一方で婚姻に至った件数などの把握が困難でありました。市におけます結婚支援事業の再開につきましては、国や東京都の施策を踏まえつつ、財政面やその効果を考慮して研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（木戸岡秀彦君） 市長、御答弁ありがとうございました。

それでは順次再質問をさせていただきます。

まず1番目の公園遊具の更新の状況と今後の方針についてでありますけれども、先ほど御答弁では遊具の点検結果により順次遊具の更新を図っていくということでしたけれども、芋窪の中丸子ども広場、遊具ですけれども、これはたしか5年ほど前はかなり老朽化しているブランコがあって撤去されたままになっておりますけれども、これに関してはそのままになっておりますけれども、遊具の更新はできないのか、また、中丸西子ども広場は遊具がありませんけれども、設置はできないのかお伺いをいたします。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 中丸子ども広場につきましては、ブランコは点検の結果、平成30年度に撤去しましたが、遊具としましてはその他に滑り台やロープスイングなどがございます。また中丸西子ども広場につきましては、犬のロッキング遊具がございます。子ども広場は市内全体で17か所ございます中で、借地につきましてはそのうち12か所ございますが、中丸子ども広場、中丸西子ども広場はともに借地でございます。

遊具の更新や設置につきましては充実させていきたいと考えてはございますが、借地となっている子ども広場が多いことも踏まえまして、今後市内の公園、また子ども広場及び緑地などにつきまして、都市マスタープラン等の都市づくりに関連する計画の改定に併せまして、遊具を含む今後の公園の整備の基本方針及びまた具体的な整備計画等について検討していく中で、それぞれの子ども広場の在り方についても考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 後ほどこれに関しては触れますけれども、続いて、下立野林間子ども広場についてですけれども、特に電気もないですし遊具もありませんけれども、これに関しては設置の考えはないのかお伺いをしたいと思います。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 下立野林間子ども広場につきましては、自然の中での体験やプレーパーク、またキャンプの訓練施設としてなどで利用されている施設となっております。このような利用状況でございますことを踏まえつつともに、下立野林間子ども広場も借地となっておりますことから、今後の公園等の

整備の方針、計画を検討していく中で、それぞれのこども広場の在り方等を含めた検討を行いまして、その後、それを踏まえた取組を行っていくことが必要であると考えてございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

芋窪に関してですけれども、かつて芋窪6丁目には芋窪南こども広場がありました。しかしながら借地のため地主より返還を求められ、現在は駐車場になっております。こども広場の在り方を検討するということですが、壇上でも述べましたけれども、芋窪地域に関しては子育て世代の転入者が増えております。しかしながら公園が減り、遊具も減っている状況ですので、子供が安心して遊べる環境整備をぜひしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

続きまして、桜が丘4丁目の桜が丘こども広場周辺ですけれども、ここに関しても子育て世代が多くて公園を利用する人が増えております。遊具が老朽化しているため、看板を含め更新等増設はできないのかお伺いをいたします。

○土木公園課長(寺島由紀夫君) 桜が丘こども広場につきましては、看板につきましては劣化してきている状況を踏まえまして更新について検討していきたいと考えてございます。現在、遊具は滑り台が設置してございますが、劣化してきている状況であるとともに、遊具の設置位置にも課題がございます。繰り返しとなりますが、今後のそれぞれのこども広場の在り方等を含めた検討を行いまして、それを踏まえた取組を行っていくことが必要であると考えてございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) こども広場の在り方を含めて検討ということですが、桜が丘4丁目の桜が丘こども広場ですけれども、御存じだと思いますけれども、この地域はここ数年新興住宅が立ち並び、子育て世代も増えています。また、コロナ前で行われた桜が丘こども広場での夏祭りが毎年行われていましたけれども、何とこの小さなこども広場に多い時には400人近い方が集ってございました。ぜひ早めに検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

続きまして、東大和南公園に隣接しております桜が丘中央公園でありますけれども、唯一滑り台があり、利用者も多く喜ばれておりました。現在は撤去され、遊具が一つもなく、多くの利用者から遊具の設置を求める声を聞いておりますけれども、設置はできないのかお伺いをしたいと思っております。

○土木公園課長(寺島由紀夫君) 遊具につきましては、隣接する都立東大和南公園におきまして東京都に遊具を設置していただけるよう要望してまいります。また、桜が丘中央公園につきましては、今後の状況を踏まえまして改めて検討し直すこととしてございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) これは桜が丘4丁目も含めてそうですけれども、この地域、特に桜が丘中央公園の地域に関しては、これは東大和の中でも最も子育て世代が多い地域であると思っております。また近隣市からも多くの子供が来園をしております。遊具の設置に関しては要望も数多く、子供が楽しみにしております。ぜひ早急に設置の検討をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

続きまして、以前一般質問させていただきましたけれども、玉川上水駅前広場のベンチの設置についてですけれども、検討するということですが、現在どのようなになっているのかお伺いをしたいと思っております。

○土木公園課長(寺島由紀夫君) 令和4年第2回定例会の一般質問での同様の御質問に対しまして、そのとき

に、今後駅前広場がどのように活用されていくのかを見極めた中でベンチの設置について検討すると答弁させていただいてございますが、コロナ禍が落ち着いた後の駅前広場の活用の見通しを見極めてから対応したいと考えてございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) コロナ禍が落ち着いたということですが、現在コロナ禍は少しずつ落ち着き始めております。ぜひ状況を見極めて設置をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、今後整備を進めていく上で、旧みのり福祉園跡地に関して公園の設置というのは検討はできないのかお伺いをしたいと思います。

○土木公園課長(寺島由紀夫君) 旧みのり福祉園跡地につきましては、現在、コロナワクチンの接種会場として使用されてございますが、現時点では公園等として活用することは考えてございません。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 考えてないということです。実はその目の前の立野こども広場が3月で閉園になるということで、近隣にはちょうどいい場所があるということで今、提案をさせていただきましたけれども、最終的にはどのようになるか分かりませんが、要望としてお伝えしたいと思います。

続きまして、インクルーシブ公園の設置についてでありますけれども、改めて検討をしていく必要があるということですが、当初令和7年に着工するということでしたけれども、時期はどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

○土木公園課長(寺島由紀夫君) 今後インクルーシブ公園を整備していく必要があることは承知してございますが、整備を行うためには公園整備の基本方針及び具体的な整備計画等を検討していく中で、市内全体の公園の在り方を検討し、その後、インクルーシブ公園などの具体的な整備方針などを定めていくことが必要と考えてございます。都市マスタープラン等の改定に併せまして、そのような方針等を定めて実施していくこととなりますが、現在のところ整備内容等が決まっていないため時期については未定でございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 時期は未定となったということですが、ぜひ進めていただきたいと思います。すけれども、都立東大和南公園の遊具を設置する要望をするというふう聞いておりますけれども、都立公園ではインクルーシブ公園が2つあります。令和2年の3月には世田谷の砧公園においてみんなのひろば、令和3年10月には府中の森公園において、もり公園にじいろ広場のインクルーシブ公園がオープンしております。ぜひ東京都に要望していただきたいと思いますと考えますがいかがでしょうか。

○土木公園課長(寺島由紀夫君) 東京都におきましてはインクルーシブ公園としまして砧公園、また府中の森公園に整備したことは承知してございます。都立東大和南公園への遊具の設置を要望することにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、現在東京都に対し都立東大和南公園へ遊具を設置していただけるよう要望していくこととしてございます。インクルーシブ公園につきましては、こちらも先ほど申し上げましたとおり、今後の市内の公園整備の基本方針及び具体的な整備計画等を検討していく中で、改めて検討していく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) このインクルーシブ公園に関してはかなり関心を持たれている市民の方が多くいま

す。市民の中ではインクルーシブ公園に関心を持たれた方たちが集まっている東大和インクル公園の会をつくって、各地域にあるインクルーシブ公園を見学して意見等を出し合いながら、また市にも提案していると聞いております。ぜひ他市などを参考に魅力ある公園整備をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思っております。

続いて、先ほども芋窪地域に触れましたけれども、芋窪地域の公園についてですけれども、これに関して市の財政状況を踏まえて検討する必要があるという御答弁をいただきましたけれども、芋窪の武蔵村山市に隣接している地域の子供たちの親御さんからお話を聞く機会がよくあります。近隣に公園がないため武蔵村山市の村山団地内にある公園で遊ぶと聞いております。

しかし、親御さんにとっては車の通行量が多い新青梅街道を渡るため心配であるという声も聞いております。現状設置は難しいと思っておりますけれども、整備の道筋が立てられるようぜひ検討をお願いをしたいと思っております。これは要望になります。

続きまして、現状の健康遊具の設置状況についてでありますけれども、健康遊具の設置内容について詳細を伺いたいと思っております。

○**土木公園課長（寺島由紀夫君）** 健康遊具につきましては、市内に5か所ございます。向原都営のところの向原中央公園、それから東京ユニオンガーデンの南側でございます桜が丘1丁目公園、それから向原都営の南の三角地のところがございます向原南公園、それから東京街道団地内のところにあります清原西公園、もう一つは東京街道団地内の第三小学校の東側でございます清原南公園、この5つがございます。

順番に申し上げますと、向原中央公園につきましては健康遊具が6基ございまして、足つぼマッサージ、ライフトレイル5基の計6基がございます。ライフトレイルにつきましてはそれぞれ胸、肩、足、腹筋を鍛えるもの、またバランスを取る遊具がございます。

次に、桜が丘1丁目公園につきましては、健康遊具は4基ございまして、足つぼマッサージ、腕の筋肉づくり、背伸ばしベンチ、ハイジャンプ——ハイジャンプというのはどこまで高くジャンプできるかというような遊具でございます。それがございます。

また、3つ目の向原南公園でございますが、健康遊具が3基ございまして、腕骨回し、それから腰回し、背伸ばしベンチの3つでございます。清原西公園につきましては健康遊具は4基ございまして、ハイジャンプ、背伸ばしベンチ、棒タッチ、フットストレッチがございます。清原南公園につきましては、健康遊具が4基で、足伸ばし、サイクルステーション、背伸ばしベンチ、脇のストレッチがございます。

以上でございます。

○**17番（木戸岡秀彦君）** 意外と市内には幾つか健康遊具がありますけれども、この健康遊具の中で外国製の遊具を設置してありますけれども、どのような遊具があり、メンテナンスはどのように行っているのか。また設置の経過並びに今後の設置について検討はされているのかお伺いをしたいと思います。

○**土木公園課長（寺島由紀夫君）** 外国製のものが設置してございますのは、向原中央公園のみとなっております。こちらドイツ製でございます。健康遊具は6基で、先ほど申し上げましたように足つぼマッサージだけ日本製でございます。その他は外国製として先ほど申し上げましたライフトレイル5基がございます。

補修等のメンテナンスにつきましては、交換の場合は外国から取り寄せたり、日本製で代用できるものは代用してございます。外国製は納品までの時間がかかり費用が高いため、日本製で代用できない場合は撤去する場合がありますなど課題がございます。設置された経過でございますが、向原中央公園の外国製の健康遊具につき

ましては、東京都によって設置されたものが市に移管されたものでございます。今後の外国製の遊具の設置についてでございますが、先ほど申し上げましたようにメンテナンス上の課題等を考えて、市として設置していく考えはございません。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 外国製の遊具に関しては設置はする考えはないということですが、日本製の遊具に関しては検討はされるんですか。お伺いしたいと思います。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 今後健康遊具の設置につきましては日本製としまして、管理しやすいような遊具として考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

日本製の健康遊具、5つの公園に設置してありますけれども、また今回東口議員の質問の公園の中で、今後東京街道団地に新設される公園にも健康遊具が設置されるということでした。不思議なことに子育て世代が多い桜が丘地域、また当然高齢者もいるわけですが、玉川上水駅寄りの周辺には設置されておられません。今後ぜひ検討していただきたいと思っておりますのでお願いをしたいと思います。

公園整備に関しては地域性があると思っておりますけれども、ぜひ地域に合った整備、特に遊具の設置をお願いしたいことを要望して、1つ目の質問は終わりにしたいと思います。

続きまして、2の子供の視力低下についてお伺いをしたいと思います。

市長の答弁で、子供の視力低下に関しては様々早期治療に努めているということですが、私も今まで一般質問で取り上げてきまして、3歳児の健診においてスポットビジョンスクリーナーを導入していただきました。ありがとうございました。

その上で、市長答弁では各学校や家庭で実態に応じた利用時の約束事項を作成し、視力が低下しないような配慮をしながら端末の活用を進めているとのことですが、具体的にはどのように進められるのかお伺いをしたいと思います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 具体的な内容でありますけれども、学校ごとに1人1台端末使用の際の約束を定めて、学校と家庭が共通の意識を持って児童・生徒の端末使用を指導できるようにしております。

例えば健康のためという項目では、30分に1回は遠くの景色を見たり、目が乾かないようにまばたきしたりして自分の目を大切にすることや、パソコンは目から30センチ以上離して正しい姿勢で使うということ、さらに寝る60分前には入眠作用があるホルモンの分泌が阻害されないように、パソコンの使用を終了することなどを記載しております。

さらに各家庭の状況を踏まえて保護者も子供の端末の使用について意識を持って指導できるよう、家庭ごとの約束を決める欄を設けまして、家庭での使用時間や使用の際の約束を追記できるようにしております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

端末を家で使用することで、子供の利用時間が増えております。また、夜遅くまで使用して困るという親御さんからの声も聞いております。視力の低下につながるため折あるごとに注意喚起をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 注意喚起につきましては、学校では日常の授業はもちろん、保健だよりなどに

において目の健康に関する話題を取り上げて、家で過ごす工夫を掲載したり、年度当初ですとか、長期休業期間を迎える前の配付物などにおいて、スマートフォンをはじめとするデジタル機器の使用に関する注意喚起、使用の工夫を掲載したりしております。

また、セーフティ教室においてもデジタル機器を活用する際の注意点として、講話で触れるなど様々な機会を通して市で指導をしております。引き続き学校と家庭で連携して指導ができるよう、保護者等へも周知してまいります。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） タブレットの使用管理については各自治体で対応は様々でありますけれども、世田谷区の教育委員会が保護者向けに配付したチラシでは、「教えて！タブレット先生 タブレットについてQ&A」イラストで分かりやすく解説をしております。ぜひ参考にさせていただければと思いますけれども、世田谷区に関しては特に、皆さんが自由に使えるようにできるだけ制限をかけない設定になっているということです。制限をかけるというよりもやはり家庭で話し合うことが、ほかの自治体もそうですけれども、やはり家庭で話し合うことが大事ではないかなと思います。

そこでICT教育に詳しい国際大学の豊福晋平准教授が、家庭で使用するためのヒントとして3つ挙げておられます。時間を約束ではなく行動に結びつける。寝る前の1時間、食事時は触らない。2番として状況に応じて優先順位を決める。試験前には動画の視聴を減らし、試験後は増やす。3点目として、守れそうな目標を設定する。全面的に禁止したり、端末を取り上げたりはしないということで、そういったことが載っております。ぜひ参考にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、近視の進行を抑制する。太陽の光を十分に浴びるということですが、急速に課題とされてきている子供の近視であります。文科省の発表では、学校保健統計によりますと高校生の70%が1.0未満の近視、45%が0.3未満の強度近視、小学校では35%が近視、20%が既に強度近視の状態、近年の研究では早くから強度近視を発生すると、中高年になって失明に至る目の病気になる可能性が非常に高いということが分かってきました。国際近視学会においても、近視は病気だとの考え方が示されており、近視の抑制は今や日本だけではなく世界における課題になりつつあります。

近視の原因として、長時間近くを見つめ続ける近視作業の増加が近視の進行を促進していると言われておりますけれども、それ以外にも生活環境や遺伝など、いろいろな要素が複雑に絡み合っているため原因の特定はできていません。したがって、残念ながら現在まだ近視の治療薬や治療機器はなく、そのためいかに近視にならないようにするかの予防、近視になっていかに進行を抑制するかが大変重要になっているということでした。

その中で、近視の進行を抑制する可能性の高い取組として、太陽の光を十分に浴びることで効果が出るということが最近分かってきております。1,000ルクス以上の光を1日約2時間浴びることが近視を抑制するということです。直射日光でなくても、木陰の明るさ程度でもよいとされております。これはジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社やビジョンケアカンパニーの啓発活動「めまもり」プロジェクトということで、近視の進行を抑制するため太陽を浴びようということで、コロナ禍で激減した子供の遊び応援をしております。

昨年4月23日、東京都小平市の小平第十二小学校で行われたイベント、「いつもの校庭が最高の遊び場に！

外でみんなで思い切り遊ぼう！」ということで様々な啓発をされております。鋭意参考に取り組んでみてはいかがでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 本市におきましても、子供たちの外遊びを推奨しております。これはやはり天

気のよい日に外で体を動かす外遊びというものは、生活リズムを整えて体力面、精神面ともにバランスを整えるということとともに、学力向上にもつながる素地をつくるものであると考えているからであります。

現在は小学校においても休み時間は外遊びを進んで行っているということもありますが、子供たちが屋外で体を動かす機会を確保するために、今年度から放課後子ども教室にフライングディスクの日本代表選手や元オリンピック日本代表の体操選手などを招くとともに、中学生は生徒ボランティアとして関わり、子供たちの運動に親しむ機会の確保を推奨しております。今後も推進していくとともに、小平第十二小の取組も参考にしたいと思っております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

当市においても元オリンピック選手、代表選手等も呼んで取り組んでいるということでありました。ありがとうございます。先ほどのことがありましたけれども、他市の事例も参考にさらに取組を進めていただきたいと思っております。

続きまして3点目のICT教育とGIGAスクールの構想に合わせてつくられたマンガ「ギガっこデジたん！」についてでありますけれども、「ギガっこデジたん！」はデジタル教科書などの端末画面を見る際の注意点や目の健康の大切さなどを児童・生徒、保護者や教育関係者の皆様に分かりやすくお伝えするため、1枚1話完結のA4サイズ、またA3サイズの漫画を制作しております。

日頃学校の保健活動にも役に立ちます。またコンタクトレンズ啓発動画、弱視見逃し防止啓発動画もあり、児童・生徒や親御さんにもぜひ見ていただき啓発していただきたいと考えますけれども、いかがでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 「ギガっこデジたん！」につきましては、目の健康を守る教材の一つとして各学校の児童・生徒の実態及び教科等の指導計画に応じて学校判断で使用できるよう校長会や養護教諭の研修会等で紹介してまいります。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この「ギガっこデジたん！」に関しては、特に時間もかけずに数分でもできる内容なので、道徳とか何かの時を捉えて、子供が楽しみながら関心を持ち取り組まれると思っておりますので、ぜひ取り入れていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それでは2番目の質問に関しては終了したいと思います。

続きまして3点目、市が実施する各種の市民相談についてでありますけれども、市で行っている相談について利用状況について伺います。およそどのぐらいの相談があるのか、またコロナ前、コロナ後等お伺いをしたいと思っております。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 市で行っている相談ということでございますので、秘書広報課のほうで職員が対応してございます市民相談の例を御答弁させていただきたいと思っております。

秘書広報課のほうで行っております市民相談に関しましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する前の平成31年度におきましては年間321件の相談がございました。一方、感染症の拡大が起こった後、令和2年度におきましては年間250件、続く令和3年度におきましては年間219件の相談がございました。また、令和4年度はまだ終わってございませんけれども、直近の2月末までの実績で年間230件を超える相談をお受けしているところでございます。

その他、資格や専門的な知識を有する方をお願いしております専門相談を含めます相談業務全般におきまして、

新型コロナウイルス感染症の影響による相談件数の増というのは、こちらのほうでは確認できてないところがございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

続きまして、この市民相談ですけれども、一部の専門相談には謝礼や委託料を支出しているということですが、予算額また専門相談は何か所あるのかお伺いをしたいと思います。

○秘書広報課長(五十嵐孝雄君) 専門相談についてでございます。専門相談は派遣元の団体等と契約等を経まして、資格や専門的な知識を有する外部の相談員を派遣いただきまして、市民の皆様からの相談への対応をお願いしているものでございますけれども、市全体で14種類現在でございます。

このうち実施に当たりまして市のほうで謝礼、あるいは委託料というものを予算計上させていただいている専門相談は8種類ございまして、1回当たりの単価ですとか、実施回数、あるいは相談員の人数などの違いによりまして若干幅がございますけれども、令和4年度の当初予算におきましては、少ないものでは7万2,000円、多いものでは197万7,000円を計上させていただいているところです。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 他の専門相談について予算計上の要望を聞いておりますけれども、規制や基準はどのようにしているのかお伺いをしたいと思います。

○秘書広報課長(五十嵐孝雄君) 専門相談の実施に伴う対価の予算計上の考え方ということだと思いますけれども、市におきまして専門相談を実施するに当たりましては費用負担の在り方を含めまして事前に相談員の派遣元団体の方と詳細を協議させていただいております。

また、費用負担の在り方に関しましては一律の規定や基準といったものは設けてございませんで、相談業務の内容、あるいは相談員の有する資格や知識の水準などを踏まえつつ、近隣の自治体におけます状況でありますとか、あるいは市における他の相談業務とのバランス等を総合的に勘案しまして、派遣元団体と協議をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 一律の規定、基準は設けていないということが分かりました。予算計上の要望に関しては、ぜひ内容等も検討しまして丁寧に対応していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。これに関しては要望になります。

続きまして4点目のごみの不法投棄についてお伺いをしたいと思います。

ごみの不法投棄に関してですけれども、不法投棄の対策として不法投棄の抑制を促す看板の設置及び委託業者による巡回を行っているということですが、巡回についてはどのくらいの頻度なのか。また、多摩湖自転車歩行者道沿いの清掃はどのようにしているのかお伺いをしたいと思います。

○環境対策課長(梶川義夫君) 委託によります巡回といたしましては、週3回以上行っているところでございます。この多摩湖自転車歩行者道沿いにつきましては月2回の頻度で行っているところでございます。ごみの清掃につきましては適宜必要に応じまして所管する部署で回収をしているところでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) このごみの不法投棄は後を絶たないということで、私も以前にも質問させていただいておりますけれども、現状対策を行っていただいておりますけれども、特に多摩湖自転車歩行者道に関して

ですけれども、本当に不法投棄がかなり増えております。実際には対策を取っていますけれども、効果がないのではないかと感じております。やはりこれは強化をしていかなければいけないと思っておりますけれども、これに関してはセンサーとかフェンスまた防犯カメラ等を設置するべきであると考えますけれども、これに関してはいかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） お尋ねの多摩湖自転車歩行者道沿いの不法投棄につきましては、現在看板の表示、それから定期的なパトロールを行いまして監視に努めているところでございます。また、不法投棄されたごみに我々のほうで見まして、中に証拠品がございましたら市のほうで排出者と思われる方に接触しまして、ごみを引き取っていただいて適正な排出をお願いするところを行っております。こうしたことによりまして、次の不法投棄の抑止力につながる可能性もあるのではないかとこのように考えております。

お尋ねのセンサーあるいはフェンス、防犯カメラにつきましては、設置場所ですとか他市の導入事例等を含めまして研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この不法投棄ですけれども、実はコロナ前には結構定期回収もされておまして、ある程度落ち着いてきたかのように思いました。その後かなり私も何度か見てきましたけれども、相当ひどい状況であります。そういった意味ではセンサーやフェンス、防犯カメラはぜひ検討していただきたいと思っております。

また、看板ですけれども、むやみに看板が、看板道路のような形になっているところがあります。特に多いところは、もう数メートル単位で看板が、看板道路のような形になっている。これに関しては、たばこのポイ捨てで取り上げましたけれども、インパクトのある文言に変えとか、不法投棄が多い場所においては看板を大きくして蛍光板や蛍光テープにするとか、工夫が必要だと思います。

先ほど言いましたようにコロナ前までは適時回収を行って不法投棄も減ってきたというように私は認識しております。しかしこのままではまた不法投棄が増えて現状は変わらないと思っております。隣の武蔵村山市とも連携を取っていただいて対策を進めていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 武蔵村山市との連携は非常に重要であるというふうに認識しております。引き続き情報共有を行い、例えば一緒に現場を見て確認をするなどいたします。今後も不法投棄対策について必要に応じて連携を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） まさしくこれに関しては強化をしていただきたいと思っております。そのちょうど自転車歩行者道に関しては、トトロの森40号地、47号地もあります。トトロの森を過ぎるとごみ通りだったというようにならないように、ぜひ強化をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、最後、結婚支援事業についてお伺いをしたいと思います。

令和5年度の予算編成の重要事項に、時代の変化において、最も影響を及ぼすものは人口減少である。その上で2点の取組が示されました。人口減少を抑制する取組と減少を見据え事務改善の取組を推進していくとあります。

東京都は令和5年度の予算案として結婚支援マッチング事業が新規で行われます。AIマッチングやウェブによる個別相談、結婚を望む方を対象にメニューを提供するマッチング支援や都有施設等を活用した交流イベントなどを開催する、出会いのきっかけ創出プロジェクトにより社会全体で結婚に向けた機運を醸成するとあ

ります。一つの重要な取組として結婚支援事業を進める必要があると考えますがいかがでしょうか。

○総合戦略推進担当課長（田代雄己君） 結婚支援の関係でございますけれども、今御紹介がありましたように東京都のほうでもマッチング支援事業などを進めるということで聞いて、確認をしております。また、国のほうも少子化が予想を上回るペースだということで、地域の実情に応じたきめ細やかな取組を一層強化する必要があるということで、結婚支援の取組に対しまして財政的な支援の拡充を図るというような方向であるというふうに認識しております。

少子化対策を進めることにつきましては、当市におきましての人口減少の抑制にもつながりますので、市の結婚支援の取組につきましても国の支援の内容や東京都の取組も含めまして情報収集をして研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひ検討していただきたいんですけども、市長が答弁されましたけれども、東京都は令和5年度の予算案として結婚支援マッチング事業が新規で行われます。先ほどマッチング、ウェブ、個別相談という話をさせていただきましたけれども、先月の都議会での一般質問で、公明党の中山信行都議が少子化対策について取り上げました。

その答弁で、結婚を予定しているカップルに都営住宅を優先的に提供する新事業について、住むことができる期間を通常10年ですが、末っ子が18歳の成人になるまで住まいを保障するというで結婚を後押しする方針も示されております。これはまた婚活事業とは別ですけども、そういったやはり結婚を支援する事業として取組がされておりますので、そういうことも含めてぜひ研究もしていただきたいと思います。

続いて、この婚活事業についてですけども、2番の多摩地区で連携して事業を進めておりますけれども、近隣他市で支援を行っている自治体の状況についてお伺いをしたいと思います。

○総合戦略推進担当課長（田代雄己君） 先ほども議員さんのほうから御紹介がありました府中、国立、稲城、狛江市の取組の例で御紹介をさせていただきたいと思っております。

多摩地区の関係で市長会の助成金を活用しまして、4市が広域連携をして令和4年度から多摩マッチングプロジェクトというものを実施しております。令和4年度につきましては4回の婚活パーティーを開催しまして、参加者は延べ113人で、29組のカップルが成立したということでございます。応募状況につきましては行政が行っているということで、その安心感から好評のようでして、参加者の満足度も高いということでございます。

一方で、結婚したのかとか、構成市に住んだのかなどの成果の把握が困難であるという、当市が直面した課題と同様の課題があるということが示されております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

この結婚支援事業に関しては、恋愛するなら東大和、結婚するなら東大和と言えるように、過去2度一般質問で取り上げておりますけれども、当市においては出会いの創出のための結婚支援事業として3回の婚活事業を実施しました。それで計13組のカップルが成立しておりますけれども、これは非常に成果があったんではないかと思っております。先ほど御答弁された、この4市の4回の婚活パーティー、29組のカップルということですから、市で3回で13組のカップルというのはすごいことだなと思っております。

国や東京都の動向を踏まえまして、先進事例を参考に今後少子化対策のためにもぜひ検討していただきたいと思っております。また国や都の支援の情報、様々な国も都も新規事業として取り上げておりますので、こういったこ

とは市の結婚を考えている方にもぜひ分かるように広報も進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上で今定例会での私の一般質問は終了いたします。御答弁ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 博 之 君

○議長（関田正民君） 次に、11番、森田博之議員を指名いたします。

〔11番 森田博之君 登壇〕

○11番（森田博之君） 議席番号11番、自由民主党の森田博之です。通告に従い、令和5年第1回定例会での一般質問をさせていただきます。

このたびは2点について質問をさせていただきます。

1点目は、東大和市の子育て支援施策についてであります。

①これまで行ってきた子育て支援施策にはどのようなものがあるか。

②市における子育て支援施策の課題は何か。

③今後どのような取組を行おうとしているかであります。

2点目は、東大和市の文化・スポーツ振興施策についてであります。

①これまで取り組んできた事業にはどのようなものがあるか。

②市における文化・スポーツ振興施策における課題とは。

③今後どのような取組を行おうとしているかであります。

この場での質問は以上とし、再質問に関しては御答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔11番 森田博之君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めにこれまで実施してきた子育て支援施策についてであります。市では日本一子育てしやすいまちづくりを重要施策に掲げ、安心して子供を産み育てることができる環境整備を図るために、保育施設等の整備・充実による待機児童対策、一時預かり事業や子育てひろば事業等の子育て支援サービスの向上など、妊娠、出産から切れ目のない子育て支援に取り組んでおります。

次に、子育て支援施策の課題についてであります。多様化する家庭状況や保護者ニーズを把握し、きめ細かな対応に努めていくことが必要であると考えております。

次に、今後の取組についてであります。関係機関と連携し、地域資源の活用も視野に入れながら、個々の子供や家庭状況に応じた寄り添った支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、文化事業やスポーツ事業の取組状況についてであります。市では平成29年3月、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画を策定し、東大和市文化協会や特定非営利活動法人東大和市スポーツ協会をはじめとする社会教育関係団体などと連携を図りながら、市民文化祭、市民体育大会、多摩湖駅伝大会、ロードレース大会など各種事業を行っているところであります。

次に、文化・スポーツ振興施策の課題についてであります。文化やスポーツの取組方は、年代や趣向等によって一人一人異なるため限られた資源を活用しながら様々な市民ニーズに応えていくことが課題であると認

識しております。また、市民会館や市民体育館をはじめとする施設につきましては、建設から20年以上が経過し、老朽化が進んでおりますことから、施設の改修や設備機器の更新を計画的に進めていくことが課題であると認識しております。

次に、文化・スポーツ振興の今後の取組についてであります。市民一人一人がそれぞれのライフスタイルに応じて文化活動やスポーツ活動に取り組むことは、技術力の向上や心身の健康維持はもとより、まちの魅力向上や活性化に欠かすことのできない重要な要素であります。

今後も東大和市文化協会や東大和市スポーツ協会をはじめとする社会教育関係団体などと連携し、市民の皆様の文化活動やスポーツ活動の機会の創出や支援に取り組んでまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○11番(森田博之君) それでは、再質問をさせていただきます。

まずは東大和市の子育て支援施策についてでございます。これまで行ってきた子育て支援施策にはどのようなものがあるかについてでございますが、日本一子育てしやすいまちづくりは尾崎市政になり掲げられたものというふうに認識しております。なぜこの日本一子育てしやすいまちづくりを重要施策に掲げられたのか、まずはお聞きします。

○子育て支援課長(新海隆弘君) 国全体で少子高齢化が進行し、市においても人口減少が見込まれる中、定住人口の増と住んでよかったと感じていただけるまちづくりを目指すため、日本一子育てしやすいまちづくりを掲げたものであります。

以上です。

○11番(森田博之君) 住んでよかったと感じていただけるまちづくりにおいて、定住人口の増は子育て世代の定住になりますので、マイホームも買って定住していただくということでまちがにぎやかになり、経済が動いて、税収面においても安定的な確保につながる。こういう観点から見てもよいということの認識でよろしいでしょうか。

○子育て支援課長(新海隆弘君) 今、議員のおっしゃったとおりですね。子育て世代の皆様は東大和市を選んでいただき定住していただくことは、将来にわたるまちの活性化に寄与するものと認識しております。

以上です。

○11番(森田博之君) ありがとうございます。

今さらながらですが、市で言う子育てしやすいまちづくりというのはどういったことを指すのでしょうか、お伺いいたします。

○子育て支援課長(新海隆弘君) 妊娠、出産から切れ目のない子育て支援施策や保育施設等の整備による待機児童対策、小・中学校の学力向上といった教育環境の整備をはじめ、防犯・防災体制の充実、自然環境の保全、公園の整備といった安心して暮らせる環境づくり、地域で子育てを見守っていく、支援していくという機運醸成など、地域全体で子供や子育て世帯を支え、活気あるまちにしていくことが子育てしやすいまちづくりであります。

以上です。

○11番(森田博之君) それがあって様々な施策に取り組まれてきたと認識しておりますけれども、特に力を入れて取り組まれた施策はどのようなものでしょうか。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 保育施設の建て替え、定員拡大、あと病児・病後児保育室のお迎えサービスや休日保育の実施、学童保育所の時間延長等、働きながら安心して子供を産み育てることができるよう、待機児童対策をはじめとした保育施策の充実に特に注力してまいりました。

以上です。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

なぜその施策に力を入れて取り組まれたのでしょうか。お伺いいたします。

○保育課長（関田孝志君） 地域の需要や保護者のニーズに応えるため多様な保育サービスを提供することで、働きながら安心して子育てができることなどから、これらの施策に力を入れ取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 学校内に学童保育所を移設したことや、ほか病児・病後児保育室のお迎えサービスなども助かったと思います。私の子も幼少であったときにお迎えサービスが必要になるようなことは実際にはなかったんですけども、急に熱が出たりするというのは子供ですから頻繁にあるわけではないにしろ、ありがたいサービスだったかなというふうに思います。

そういった施策の効果について、市はどのように評価しているのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 女性の就業率の上昇等もあり、平成30年度から令和2年度までには待機児童数が2桁で推移した時期もございましたが、令和3年度、4年度には待機児童数ゼロを達成することができ、働きながら子育てをする子育て世帯のニーズに一定程度応えることができたのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

市民の声の中にはどのようなものがありましたでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 現状、特に多くの御意見などを直接頂いているものはございませんが、報道等で保育士の配置基準ですとか、不適切保育などについて取り上げられていることが多く見られます。保育の質について保護者の間でも関心度は高いのではないだろうかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 保育の質についてはやはり関心度が高いようでございます。

私の身近なところでも虐待、不適切保育について、実際にあったというお声は聞いておりませんが、気になっている市民はいらっしゃるようでございます。御苦労されたことも多々あったかと思っておりますけれども、どのようなことがありましたでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 保育施設の充実に新たな施設整備による定員拡大だけではなく、子供たちを受け入れる保育士などの人員確保が大切です。現在、全国的に保育士不足が問題となっており、東大和においてもいかにして人材を確保していくかというところに苦慮しているところでございます。

市では、その対応といたしまして、保育士採用推進助成金や保育士等駐車場確保支援助成といった認可保育園への助成事業や、私立保育園園長会と共催で、「保育園のおしごと」説明・相談会を実施することなど、人材確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） やはり人材確保というところが最も御苦労されたということかと思えます。

次に、市における子育て支援施策の課題は何かについてであります。多様化する家庭状況や保育者ニーズを把握し、きめ細やかな対応に努めていくことが必要であるとありました。もう少し具体的に言いますとどのようなことでしょうか。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 市では、東大和市の全ての子供たちの健やかな育ちと若者・子育て世代を支援するための総合的な計画である東大和市子ども・子育て未来プランを策定し、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援に努めているところであります。

現在の計画は令和6年度までとなっておりますことから、次期計画の策定に向けたニーズ調査を令和5年度に実施する予定であります。調査を通じて子育て世帯の現状と必要な支援等の把握に努め、今後の支援につなげていきたいと考えております。

以上です。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

少しまとめますと、女性の就業率の上昇等もあり、平成30年度から令和2年度までは待機児童が2桁で推移してきたと。令和3年度には待機児童数ゼロを達成し、働きながら子育てをする子育て世帯のニーズに一定程度応えることができた。そして現在は妊娠、子育ての切れ目のない支援に努めていて、次の段階としてはコロナにより一変してしまった社会状況も踏まえた上で、調査を通じて今後子育て世帯の現状と必要な支援等の把握に努めて今後の支援につないでいきたい、こういったことでよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 今、議員がおっしゃっていただいたとおりであり、繰り返しになりますけれども、今後子育て世代の現状と必要な支援等の把握に努め、今後の支援につなげていきたいと考えております。

以上です。

○11番（森田博之君） 子育て世帯の現状と必要な支援の把握に努め、今後の支援につなげていきたいと。現在はどのような体制になっているのでしょうか、それに対してまたどのような評価をされているのでしょうか。お願いします。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 母子保健による妊婦や出産後の面接や健診、発達相談、それから保育コンシェルジュによる利用者支援、子育てひろばでの育児相談、子ども家庭支援センターにおける子育てに関する総合相談など、保護者の方が相談できる場を複数設けております。そのことにより子育てに関する困り事を広く受け止める機会を用意できていると認識しております。

以上です。

○11番（森田博之君） 子育てにおいてお互いキャリアがあって、結婚後、共に働いて子育てしたいと思う御家庭がある一方、お父さんが働いて、お母さんは子供とできるだけ長く接していきたい、子育てに専念したいと思う家庭もあると思います。ニーズはおっしゃるとおり多様化していると思います。それに対してきめ細やかに対応するというは大変なことではないかなというふうに思います。そんな中でも今一番の課題というのはどのようなものなんでしょうか。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 課題としましては、ファミリー・サポート・センター事業における子育て支援協力員ですとか、あと養育支援訪問事業における家事支援員など、サービス提供に必要な人材が不足していること、これが課題であります。

以上です。

○11番（森田博之君） やはり人材不足ということですかね。

次に、今後どのような取組を行おうとしているかについてでございます。

人材不足だからといって課題が消えるわけではありませんから、現状は現状で対処しなくてはならないというふうに思います。人材不足を補うためにも関係機関との連携、地域資源の活用は大変重要な取組であると思います。この関係機関と連携、具体的にはどのようなことなのでしょう。また、地域資源の活用とはどのようなことなのでしょう。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 支援を必要としている家庭や子供たちが支援の目から漏れてしまわないよう、母子保健、保育、子育て支援、教育といった関係機関が連携し、子供のライフステージに応じた支援に取り組んでまいりたいと考えております。また、家庭状況によっては要保護児童対策地域協議会で取り上げ、個別の支援内容についてそれぞれの機関からの意見を集約しながら対応してまいりたいと考えております。

地域資源につきましては、子ども家庭支援センターの行事や放課後子ども教室の運営などで御協力をいただいているボランティアの方など、地域の人材を活用し、子育て支援、子供の健全育成を地域の皆様と共に推進してまいりたいと考えております。

また、現在市では複数の企業との包括連携協定を締結しており、子育て支援についても協定内容に含まれている場合がありますことから、機会を見て活用していけたらと考えております。

以上です。

○11番（森田博之君） 今お話の中でありました包括連携協定についてでございますが、先日、子育て中の働くお母さんに市に対して何か提案などあったら聞かせてほしいとお話ししたところ、市には森永乳業さんがあると。日本一子育てしやすいまちづくりを目指しているんだから、森永さんの商品の粉ミルクを提供していただけると、東大和市らしい子育て支援になるんじゃないかというお声をいただきました。森永乳業さんとは包括連携協定を締結しております。地元の地域資源を活用するというのは、そういうことも含めてなのかなというふうに思います。

また、国の出産・子育て応援交付金事業に伴い、東大和市でも東大和市出産・子育て応援事業が始まりました。経済的支援では、出産応援ギフトと子育て応援ギフトとして妊娠時、出産時にそれぞれ5万円を支給するというようになっておりますが、東大和市独自でも市内で使える子育てクーポンなるものを発行して、子育て支援に賛同する事業者さんにも協力いただいて、そのクーポンを使えるような制度を導入すると、御家庭にも事業者にも喜ばれ、地域で子供を育む環境になっていくのではないかと考えますが、そのような制度の導入についてはどのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 今、御提案いただいた内容も含めて、包括連携協定の活用を視野に入れつつ、それから財源の確保といった課題も含めて研究していく必要があると考えております。

以上です。

○11番（森田博之君） 尾崎市政は他市に先駆けて子育て支援に取り組んでこられたと、私自身そういうふうに認識しております。その間、様々な御苦労があったことも分かりました。特に待機児童ゼロにするに当たっては、人材確保には御苦労されたということとします。

教育においても、コロナ禍の中、いち早く学校環境整備として空調関係の整備、市内小・中学校の児童・生徒に1人1台のPC端末の貸与や、令和5年度の施政方針にもありました全中学生を対象とした海外の外国人講師とのオンラインによるマンツーマン英会話レッスンや、小・中学校のモデル校へのAI教材ソフトの導入など、先進的な取組をされております。

東大和市は東大和市のよさがあります。多摩湖、狭山丘陵など、緑豊かな自然環境があります。伸び伸びとした環境にあっても先進的な教育にも取り込まれ、また財政面においては堅実でありながらも大胆に子育て、教育には取り込まれてきたと、議員1期目の私が申し上げるのも僭越でございますが、評価させていただいております。

尾崎市政では多くの包括連携協定もされてまいりました。その中には子育てに関わる内容も多く含まれております。今後ぜひとも活用し、また市民の力も含めて地域資源を大いに活用されることを要望いたしまして、この項を終わります。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時43分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（森田博之君） それでは、次の項、東大和市の文化・スポーツ振興施策についてでございます。

これまで、私は一般質問として文化・スポーツについて多く取り上げてまいりました。特にスポーツについては、国のスポーツ基本計画にもあるように、スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など、スポーツが社会活性化等に寄与する価値はとて高く、力を入れていくべきだというふうに考えております。

まず、これまでに取り組んできた事業にはどのようなものがあるかについてでございますが、市では東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画を基に文化事業やスポーツ事業、各種事業を行ってこられているというふうに思います。特に力を入れてきた事業、大切にされてきた事業はどのような事業でしょうか、お伺いいたします。

○生涯学習課長（高田匡章君） 生涯学習課で所管いたします文化事業やスポーツ事業に関し、特に力を入れ大切にしてきた事業ということでございます。

生涯学習課で行っております事業につきましては、どの事業を取りましても、力を入れ大切にしてきた事業であることに違いはありませんけれども、回数や年数を重ね、比較的規模の大きな事業という内容で御答弁をさせていただきますと、市長答弁にもございましたとおり、市民文化祭、市民体育大会、多摩湖駅伝大会、それからロードレース大会などがございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） どれも力を入れ大切にされてきた事業であると思います。なぜその事業に力を入れ、今日まで継続してこられたのでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 先ほど来申し上げております市民文化祭、市民体育大会、多摩湖駅伝大会、それからロードレース大会などの事業につきましては、長きにわたり、市内外多くの方々に親しまれ、名実ともに東大和市を代表する事業として認知され、大きな事業へと発展してきたものと認識をしているところであり、担当いたしましたは、こうしたこれまでの積み重ねが実を結び今日に至っているものと認識をしているところであります。

また、規模の大きな事業につきましては、市や教育委員会のみの方で実施するという事は非常に難しく、これまでも東大和市文化協会や特定非営利活動法人東大和市スポーツ協会、それから東大和市陸上競技協会、

その他多くの関係団体、関係者の皆様と力を合わせながら進めさせていただいてきたところであります。こうした関係団体、その他多くの皆様の御理解、御協力も今日まで事業を継続できた大きな理由であると認識をしているところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 私も市民文化祭や市民体育大会など、様々なイベントや事業に幾度となく参加し、また足を運ばせていただいております。そのようなとき、ふだんは何気なく普通に接している市民の方々といつもと違った場所でお会いするような場面があるわけですが、私がいつも驚くのは、例えば菊の品評会であれば、細やかな菊の育て方、押し花であれば繊細な工夫など、いろいろお話を聞かせていただいて、いつもと違った一面に出会うことであります。日常とはまた離れた機会となり、心豊かな時間を共有できる場になっていると感じております。

また、市民体育大会においては、運動を通じて地域や団体が一丸となって競技することができ、運動習慣だけでなく、地域や団体の結束にも一翼を担っているようにも感じております。多摩湖駅伝については、地域資源を活用した伝統的な事業と言ってもよいと思います。東大和ブランドの発信にもつながっていると感じます。ロードレース大会にあつては、この大会をきっかけにもっと大きな大会へ足を伸ばす選手もいるようでございます。

こういった事業は、市民生活をより豊かに過ごしてもらうための栄養剤ではないかと考えます。これからも大切に継続していただきたいというふうに思います。

さて、市には様々な文化・スポーツ事業がありますが、今後見直し、検討しているような事業というのはありますか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 今後の事業の見直しについてであります。

現時点では、大きく見直しを検討している事業はございませんけども、今月開催の多摩湖駅伝大会につきましては、村山上貯水池堤体強化工事の影響によりまして、都立狭山公園を利用した公園周回コースのみで実施をするとしていただいております。

多摩湖駅伝大会の参加者や関係者からは、多摩湖周回コースの復活や、またその復活の時期等につきましてお問合せ等を頂くこともございますけども、今後堰堤の通路、それから歩道の整備等の進捗状況などを確認して、コースを使用できることが確実になった時点で改めて検討ができるものと考えているところであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として行っております感染対策などの見直しにつきましては、引き続き、国や都、それから市の方針等を踏まえ、改めて検討してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

多摩湖駅伝大会については、現在、村山上貯水池堤体強化工事で公園周回コースのみとなっております。私の周りでも多摩湖周回コースの復活を期待している声もお聞きます。工事完成後の多摩湖駅伝大会は楽しみにしたいというふうに思います。

さて、今後大きな見直しを検討している事業は現時点ではないとのことでありましたが、既に見直しが行われた事業といたしまして、ふれあい市民運動会が、今年度から会場を変更して東大和市 Rond みんなの体育館で行われました。ここ数年は、天候の影響を受けて中止が続いておりましたので、そういう意味では、天候に左右されず安定して開催できる屋内はよいかと思います。一方で、屋外での開催を望む声もありますが、この

点についてはどのようにお考えでしょうか。

また、市内のおはやしや獅子舞など伝統的なものについて、このコロナ禍で練習ができなかったというふう聞いております。発表の場が一つの目標にもなりますので、様々な機会を見つけて、市民文化祭をはじめ、市の他の事業に出演依頼をするなど、伝統的なものが途絶えないようお願いしたいと思いますけれども、この点についてもお考えをお聞かせください。

○生涯学習課長（高田匡章君） 初めに、ふれあい市民運動会の屋内会場への変更についてであります。

ふれあい市民運動会の開催につきましては、天候のことを考えなくて済むように屋内で実施したいといったような意見がある一方で、これまでどおり、青空の下、収容人数などを気にせずに屋外で実施したいといったような、両方の意見があることを承知をしているところではございますけれども、ふれあい市民運動会の会場や競技内容等につきましては、実行委員会で検討等を行っているところでありますので、引き続き、どのような対応が理想的なのか、その中で検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、市内おはやしや獅子舞など伝統的な事業についてでありますけれども、先ほど議員のほうからは、例えば市民文化祭で披露することなど含めお話をいただいたところでございますけれども、各団体から、確かに近年コロナ禍においてなかなかそういった発表の場、お披露目の場がないといったような様子も伺っているところであります。

こちらの市民文化祭につきましても、ふれあい市民運動会同様に、実行委員会において内容の検討等を行っておりますので、この場でお披露目の方法等をお示しするといったことはできませんけれども、各団体との連携につきましては、日頃から郷土博物館のほうで窓口となって行っておりますので、今議員のほうからお話をいただきました伝統芸能を披露し、それから守っていくための取組につきましても、郷土博物館の職員とも情報のほう共有させていただきたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ぜひともよろしく願いいたします。

次の質問ですが、市は市民会館及び市民体育館などの施設につきまして指定管理者制度を導入し、専門的な知見を生かし、施設の維持管理や事業運営を行っておられますが、どのように評価しておりますでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 市民会館及び市民体育館などの施設の指定管理者制度についてでありますけれども、市民会館にあっては平成21年度から、それから体育施設等にあっては平成22年度から制度を導入し、現在に至っているところであります。

これらの施設は、事業の性質、それから内容の違いにより一概に同一の視点で評価することは難しい関係にございますけれども、専門的な知見を生かした事業や施設の運営、また利用時間の延長など施設運営面でのサービスの向上によりまして利用者の利便性が向上するなど、一定の成果を上げてきたものというふうに認識をしているところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） こちらについては、専門的に知見が生かされ、サービス向上が図られていると思います。指定管理者にお任せというのではないとは思いますが、指定管理者が行う事業についても、しっかりと管理され、さらなる市民サービスの向上が図られるようお願いいたします。

続いて、文化事業やスポーツ事業につきましては、個人が自発的に行うことを基本とするものではありますけれども、広い意味では生涯学習、またこうした活動が人生を豊かにするということにもつながってまいります。市

民ニーズ等的確に把握しながら着実に推進していただきたいと思います。

さて、令和4年4月1日には組織改正が行われ、スポーツについて、スポーツと名のつく部署がなかったところ、スポーツ推進係ができました。その効果についてどのようなことがあったのでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 令和4年4月1日付の組織改正に伴いますスポーツ推進係の新設についてでありますけれども、効果といたしまして、担当や窓口が明確化されたことはもちろんのことですけれども、とかくスポーツ団体、それから関係者からは、これまで待ち望んでいたスポーツという名称がついた専任の組織が設置されたことに対しまして評価をいただいております、併せてスポーツ振興のさらなる推進の期待について御意見等を頂いているところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 他市では、スポーツ推進課、スポーツ推進部と格上げされているところもありますが、まずはスポーツと名のつく部署ができたことで、担当窓口が明確になったことを大いに評価し、さらなるスポーツ振興に期待しているところでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、②の市における文化・スポーツ振興施策における課題は何かについてでございます。

文化やスポーツの取組方はそれぞれ異なることから、様々な市民ニーズに応えていくことが課題であるという認識でありました。課題に対する市の考えをお聞かせください。

○生涯学習課長（高田匡章君） 文化活動やスポーツ活動の取組についてでありますけれども、文化事業やスポーツ事業の取組方は一人一人異なりますことから、体験会や教室といった比較的容易に取り組みやすいものから、自らの技術を向上し、また他人と技術や体力を競うような取組まで、幅広いレベルのメニューを数多く用意し、自分に合ったものを選択することができる環境をつくっていくということが必要であると考えているところであります。

また、こうしたメニューを色々用意することは、ふだん文化活動やスポーツ活動を行っていない市民の方々に、活動を始めていただくためのきっかけづくりにもなるものというふうに考えているところであります。いまだ新型コロナウイルス感染症の影響が引き続いておまして、事業実施状況もコロナ禍前の状況とまではいきませんが、引き続き、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画に掲げられました各種事業の実施を通じて、一人でも多くの市民の皆様が文化芸術、それからスポーツに楽しめる、そういった環境を整備してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 文化・スポーツ活動に当たり、幅広いメニューを数多く用意することは多くの関係者に御協力いただく必要があると考えます。スポーツにおいては、総合型地域スポーツクラブ「はびねすまいる東大和」を大いに活用する必要があると考えますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 総合型地域スポーツクラブ「はびねすまいる東大和」についてであります。

はびねすまいる東大和は、多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的に運営されるクラブでありまして、スポーツ教室等の実施を通じて世代間交流であったり、地域コミュニティの構築を図るなど、公益性のあるクラブとして位置づけられておりますことから、積極的に連携を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

また、文化協会との連携であったり、人材バンク制度など、そういった人材の活用なども必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○11番(森田博之君) 文化・スポーツ活動をするに当たっても、活動するための施設が必要でございます。老朽化に対して施設の改修や設備機器の更新についてはどのようにお考えでしょうか。

○生涯学習課長(高田匡章君) 生涯学習課が所管いたします施設を例に挙げて御説明させていただきますと、市民会館につきましては建設から20年以上、市民体育館や市民プールにつきましては建設から30年以上が経過しております。経年劣化による施設の改修や設備の更新、それから備品の修繕への対応が増加しているところであります。

市では、施設や、それから設備の管理業務、こういったものを包括施設管理業務といたしまして建物管理を専門とする企業に委託をされており、その業務において提供をされました老朽化の状況や更新の優先度など、そういった一元化された情報を基に順次、必要な更新、それから改修等を行っているところであります。

以上でございます。

○11番(森田博之君) 多様なニーズに対応するため、第一給食センターの跡地や小学校統合後の跡地などの利用などはどのように考えているのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長(遠藤和夫君) 第一学校給食センター跡地につきましては、借地にある施設を移設・集約するための検討をしているところであります。

また、小学校統合後の跡地につきましては、現時点においては検討には至っておりません。

以上でございます。

○11番(森田博之君) こういった跡地を市内の集約施設として使い、いざというときには災害支援施設として使う。様々な御検討をされていると思いますが、ふだんの使用として地域のコミュニティ育成、文化・スポーツ活動の拠点として活用されるのがよいと思いますけど、どのようにお考えでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長(遠藤和夫君) ただいま例示をいただきました第一学校給食センター跡地につきましては、借地を利用していることも広場などを移設・集約することにより借地料の負担の削減を図りたいと考えております。子供から高齢者まで利用いただける屋外施設としての整備を考えております。

そのほか、小学校の統合後の跡地などの利活用につきましては、公共施設再編計画におきまして、まちづくりに関する方針に適合するよう条件等をつけることを検討した上で、定期借地としての活用、または売却等について検討することとしております。

以上であります。

○11番(森田博之君) ありがとうございます。

③としまして、今後どのような取組を行おうとしているかについてでございます。

文化活動、スポーツ活動は習慣でもありますから、子供たちには幼少の頃からそのような機会をつくるのが大切だというふうに思います。市では、どのような認識をお持ちなのでしょう。

また、そのためには学校との連携も大事かと思いますが、そのあたりの連携はどのように考えられているのでしょうか。

○教育部長(小俣 学君) 初めに、子供たちが幼少の頃から文化活動やスポーツ活動に取り組むことに対する市の認識でございますけども、幼少期におけます文化活動やスポーツ活動への取組は、子供一人一人の個性や能力を引き出し、生涯にわたってたくましく生きることの基礎を養い、また人間形成にも大きな役割を果たすものであるというふうに考えているところでございます。

次に、学校との連携についてでございますけれども、生涯学習課におきましては、これまでもロードレース大会や多摩湖駅伝大会など各種事業の実施に当たりまして、校長会等を通じて児童・生徒の皆様にも事業への積極的な参加を呼びかけをし、事業等を周知するためのチラシの配付などを行いまして学校との連携を図ってきているところでございます。

また、東大和市スポーツ協会が行う事業ではございますけれども、未就学児から高校生までを対象とし、スポーツの普及と将来有望なジュニアの選手を発掘し、育成し、強化することを目的といたしましたジュニア育成事業などもございます。

今後につきましても、学校をはじめ文化やスポーツといった各種団体と連携を図る中で、子供たちが積極的に文化活動やスポーツ活動に親しめる環境を創出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ぜひとよろしく願いいたします。

中学校の部活動が地域に移行する方向となっております。地域へと部活動の移行が進めば、中学生にかかわらず、小学生も、また地域の方々の文化・スポーツ活動への関心は高まっていくと考えます。

繰り返しになりますが、文化活動、スポーツ活動は、人生を豊かにする栄養剤となります。引き続き、老若男女、積極的に文化活動やスポーツ活動に親しめる環境の創出をお願いいたします。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、森田博之議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（関田正民君） 次に、16番、荒幡伸一議員を指名いたします。

[16番 荒幡伸一君 登壇]

○16番（荒幡伸一君） 議席番号16番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、令和5年第1回定例会における一般質問を行わせていただきます。

今回、私は大きく4点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、ヤングケアラーについてであります。

家族の介護やケアの責任を担っている子供・若者の介護者は、ヤングケアラーと呼ばれ、ケアを担う役割や責任が重い負担となっていることや、長期間に及ぶケアにより子供の学習環境や進路にも大きな影響を及ぼしているということが懸念されています。

ヤングケアラーの特徴の一つは、周囲の無理解への諦めや思春期の恥ずかしさなどから外部に自分のことを伝えることができず、孤立しがちになることです。背景としては、家族の病気や障害について話すことに引け目を感じ相談しない子供が少なくないことでございます。また、家族なら支えて当たり前という風潮も問題を隠す一因と指摘されています。同世代から孤立などに悩む例は多いとされ、見過ごすことはできません。

そこで、①といたしまして、家事や家族の世話などを日常的に行うことで学業が著しくおろそかになるヤングケアラーを、学校現場や市などが把握し、適切な支援や生活改善までつなげる体制整備が必要であると考えますが、以下伺います。

ア、これまでの実施状況や現在の課題について。

イ、社会的認知度の向上のための資料の配布や、市報や公式ホームページなどを活用し周知すべきと考えま

すが、いかがか。

ウ、ヤングケアラーを早急に発見し、適切な支援を行うために、小・中学校での実態調査が必要と考えますが、いかがか。

エ、ヤングケアラーの相談体制を整備するための検討会を実施すべきと考えますが、いかがか、お伺いをいたします。

次に、2点目といたしまして、通学路の安全点検についてであります。

令和3年6月、千葉県八街市で下校途中の小学生の列に飲酒運転のトラックが突っ込み、児童5人が死傷するという大変痛ましい事故が起きました。

公明党の文科部会と国交部会などは、すぐに合同会議を開き、政府から説明を受け、全国の通学路の安全確保を急ぐよう要請しました。合同会議の席上、公明党は政府に対し、子供の目線や地域の住民の声を徹底的に重視するよう訴えました。

政府は、点検に関し、通学路の危険箇所をチェックするポイントとして、従来の道が狭い、見通しが悪いといった場所に加え、見通しがよく車の速度が上がりやすい道路、大型車の進入が多い箇所、保護者や地域住民の改善要請があった場所なども新たに示しました。通学路にどんな危険が潜んでいるかは、そこで暮らす人たちが最もよく知っております。丁寧な聞き取りに努めてもらいたいと思います。

また、大切なのは、こうした通学路の点検を今後も随時行い、危険箇所を洗い出し、必要な対策を進めることとあります。交通事故や災害から子供たちを守る努力を怠ってはならないと強く思います。

そこで、以下お伺いいたします。

①といたしまして、学校における危険箇所のリストアップについては、どのような観点で選び、合同点検を実施しているのか伺う。

②といたしまして、倒壊のおそれがあるブロック塀への対策について伺います。

ア、現在の実施状況や課題について。

イ、他自治体の取組について。

ウ、合同点検を実施する際、ブロック塀診断士が同行することによって、より安全・安心が保たれると考えますがいかがでしょうか。

次に、3点目といたしまして、アートを活用した地域活性化についてであります。

コロナ禍によって、世界的に文化活動に対する逆風が吹き荒れました。元来、経済的に脆弱であったアート、エンタメ業界ではありますが、コロナ禍による展覧会や興行の中止に始まり、新しい生活習慣による会場の定員減や練習環境の確保、そもそも人の移動や交流が制約されることに対するダメージは計り知れません。

文化芸術は、心豊かな活力ある社会の形成に重要な意義を持ち、人々の潤いのある生活に欠かせないものであるとともに、都市の魅力、価値を向上させる大きな力を持っております。

そこで、以下お伺いいたします。

①といたしまして、商店街アート事業、富士見通り商栄会「にゃんがいい」アートプロジェクトについての事業内容及び成果について。

②といたしまして、歩道橋等、地域資源を生かした取組について伺います。

最後に、投票所での支援についてであります。

知的障害やパニック障害、体に不自由のある人が投票するためには様々な難しさを乗り越えなくてははいけま

せん。例えば慣れない投票所への不安、例えば正しい判断ができるかどうかを問う周囲の声、例えば選挙についての分かりやすい情報が少ないこともその一つだと思います。また、投票所に行きたくとも行く手段がないため、知らないうちに興味が持てなくなってしまい、家族も諦めてしまう、このようなお話も多く伺います。

体や心に障害のある人にとって、選挙の際、投票所に行って1票を投じることは、必ずしも簡単なことではありません。こうした現状を改善しようと、総務省は全国各地の選挙管理委員会を対象に、投票しやすい環境をどう整えているかなどを尋ねる初めての大規模調査を始めており、投票に関するバリアフリー化の徹底が求められております。

そこで、以下お伺いいたします。

①といたしまして、投票に支援が必要な方への対応について。

ア、事前のお知らせはどのように行っているのか。

イ、当日の対応はどのように行っているのか。

ウ、市民からの要望はどのように捉えているのか。

エ、札幌市では障害がある人がスムーズに投票できるよう、必要な支援を事前に記入できる「選挙支援カード」を導入しています。当事者の声をきっかけに作られた1票をつなぐカードとして喜ばれています。当市としても採用すべきと考えますが、市の見解を伺います。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

[16番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、ヤングケアラーについてであります。令和元年7月の厚生労働省通知では、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会において、ヤングケアラーに対し適切な対応を図るよう求めています。

市では、当該通知に基づき、要保護児童対策地域協議会の中でヤングケアラーの概念について共通認識を図り、必要な支援が行えるよう、関係機関との連携に努めているところであります。

課題につきましては、子供自身、自分がヤングケアラーであると認識していないことが多く、子供からの訴えがない場合、外部からはヤングケアラーであるとの判断が難しく、実態がつかみにくいことが挙げられます。

次に、社会的認知度向上のための周知についてであります。国におきましては、ホームページにおいて特設サイトを開設し、ヤングケアラーについての説明や相談先等の案内を掲載しております。

市では、国が作成しました啓発ポスターやリーフレットを公共施設に掲示するなど、周知に努めております。

次に、小・中学校におけるヤングケアラーの実態調査についてであります。学校は児童・生徒が多く時間を過ごすことや、教職員が児童・生徒の変化に気づきやすい場所であることから、ヤングケアラーを早期に発見・把握するための調査について、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、ヤングケアラーの相談体制についてであります。ヤングケアラーへの対応につきましては、児童相談所や学校など関係機関との連携が必要となりますことから、虐待等の相談ケースと同様に、要保護児童対策地域協議会において対応してまいりたいと考えております。

次に、通学路の安全点検についてであります。各学校における危険箇所のリストアップにつきましては、国の通知等を参考に、保護者やスクールガードなどの意見を聞きながら決めているところであります。

次に、通学路にあるブロック塀の対策についてであります。通学路沿いのブロック塀につきましては、児童が近づかないよう指導しているほか、学校が必要に応じて所有者に対応をお願いしているところであります。また、課題につきましては、民有地のブロック塀について安全確認を行うことが困難であることと認識しております。

他自治体の取組についてであります。近隣自治体においても、当市と同様の取組であると聞いております。通学路沿いにある民有地のブロック塀につきましては、市の所有ではないため、市がブロック塀の診断を行うことは困難であると考えております。

次に、アートを活用した地域活性化についてであります。商店街アート事業、富士見通り商栄会「にゃんがいい」アートプロジェクトにつきましては、富士見通り商栄会が中心となり、武蔵野美術大学の学生の協力を得て実施したものであります。商店街の16か所に猫をテーマにした様々なアート作品が飾られることで、商店街の活気を生み、にぎわいをも、もたらす成果があったものと捉えております。

次に、歩道橋等、地域資源を生かした取組についてであります。アートを活用した地域活性化の取組に市内の地域資源を生かすことにつきましては、地域活性化の効果が期待できるものと認識をしております。

次に、投票に支援が必要な方への事前の周知についてであります。選挙管理委員会では、投票所入場整理券を送付する際、郵便等投票による不在者投票制度や、各投票所に点字器のほか投票用紙への記載を容易にするための筆記用枠を備えていることなどについて説明書きを同封し、必要な周知を図っております。

次に、投票に支援を必要とする方への当日の対応についてであります。各投票所にスロープの設置や車椅子を配置するとともに、事務従事者による車椅子介助や代理投票などに加え、選挙人と事務従事者のコミュニケーションを容易にするイラストボードを設置するなど、選挙人が容易に投票できるよう、投票の支援に努めているところであります。

次に、市民の皆様からの要望についてであります。選挙管理委員会では、これまでも市民の皆様から投票に関し様々な御意見等を頂いてきたところであり、対応可能なものから改善を図ってきたところであります。

今後も、市民の皆様からの御意見等を貴重な声として受け止め、さらなる投票環境の向上に向け、必要な改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、選挙人が必要な支援を申し出ることができる、選挙支援カードについてであります。選挙支援カードは、選挙人が必要な支援を具体的に記載できるメリットがありますが、一方で、必要な支援は個々の事情により、個別具体的に異なり多岐にわたるため、状況により投票所での対応が困難となることも懸念されます。

このため、導入には慎重な検討が必要であると認識しており、現時点ではその予定はありません。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○16番（荒幡伸一君） 御答弁、ありがとうございました。

では、順次再質問をさせていただきます。

まずは、ヤングケアラーについてであります。ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、一般的にいて、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供とされています。例えばこんな子たちです。障害や病気のある家族に代わり買物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている、家族に代わり幼い兄弟の世話をしている、障害や病気のある兄弟の世話や見守りをしているなど10項目にわたり、厚生労働省のホームページに掲載されています。

厚生労働省と文部科学省の共同プロジェクトチームの実態調査によりますと、世話をしている家族がいると答えた割合は、小学6年生は15人に1人、中学生で17人に1人という驚きの結果が出ました。一般的には、子供が家事のお手伝いをするのはむしろいいことであり、家族のために献身する行為自体は尊く、否定すべきではないというふうに思います。しかしながら、家族の世話をする状況が日常的に生じ、そのために学業が著しくおろそかになり、最悪の場合不登校などになり得ることが問題なのです。

加えて、小中高生という年齢は、この年齢でしか体験できないことが多くあります。それは、部活動や友達と過ごす大切な時間を持つことです。ヤングケアラーの子供は、この大切な時間を家族の世話に費やすために奪われてしまいます。

このように、ヤングケアラーという問題がある一方で、当事者本人がヤングケアラーという自覚がないことが課題の一つであると、一般社団法人日本ケアラー連盟代表理事で日本女子大学の堀越名誉教授は言います。なぜなら、ヤングケアラーの子供は、幼い頃から家族の介護やケアをしているため、こうした生活が当たり前だと受け止めてしまいます。それゆえに、苦しくてもSOSを出せないのです。

さらに教授が問題視しているのは、ヤングケアラーに対する社会的認知度の低さです。調査の中でも、ヤングケアラーという言葉聞いたことがない小中高生は8割以上に上りました。私は、これらの課題を解決するためには、まずヤングケアラーとはこういう子供なんだということを広く周知する必要があると思います。苦しんでいる子供を一人でも多く救ってあげてくださいと、切々と訴えておられた教授の姿が忘れられません。

ここまで、つらつらと私の思いを述べさせてもらいましたので、質問に移りますが、まずは、当市ではヤングケアラーは子供にとってどのような影響があるとお考えなのか、お伺いをいたします。

○子ども家庭支援センター長（原 里美君） ヤングケアラーである子供への影響には、教育や娯楽の機会を逃す、疲労・ストレスを抱える、孤立や孤独に悩む、大人になる準備の機会を逃すなどがあると認識しております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、ヤングケアラーへの支援では早期発見することはとても大切であると思いますが、ヤングケアラーを発見するためにどのような取組を行っておられるのかお伺いをいたします。

○子ども家庭支援センター長（原 里美君） 子供と関わる関係機関がヤングケアラーの概念を認識し、ヤングケアラーではないかという観点を持ち気づくことが大切であることから、要保護児童対策地域協議会の構成機関に対し、国の通知を配付するなどにより周知しているほか、市民の方に対しましては啓発ポスターの掲示やリーフレットの配布を行っております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、周知・啓発によって変化はありましたでしょうか。

○子ども家庭支援センター長（原 里美君） 市での周知のほか、国において、議員もおっしゃられたとおり、ホームページで特設サイトが開設されたり、テレビCMが放映されたりしていることから、ヤングケアラーについての認識は以前よりは広まっているものと思われま。

実際に今年度、子ども家庭支援センターへの相談の中で、子供の発言から、はっきりはしないがヤングケアラーの可能性があるのでないかという内容もありまして、対応した事案もございました。関係機関において、ヤングケアラーかもしれないという意識は、少しずつですが浸透してきていると認識しております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 市長の御答弁や先ほどの御答弁でもリーフレットの配布を行っているとのことでしたが、例えば、もしかしたら僕は、私はヤングケアラーかもしれないと気づいてもらうために、小・中学校で厚生労働省などが作成している、ヤングケアラーはこんな子供というのが分かりやすく記載してある資料やパンフレットを、児童・生徒に配付して周知・啓発を図ることが大事だと思うのですが、現状はいかがでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 学校における周知・啓発の状況につきましては、教職員のヤングケアラーに関する認知度の向上のために、国及び東京都がヤングケアラーに関する広報啓発で作成した動画コンテンツや、東京都教育委員会が作成しております教職員向けのデジタルリーフレットなどを教職員対象に配付をして周知をしている段階であり、児童・生徒への周知・啓発につきましては、現在は行っておりません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） やはり児童・生徒自身が認識するということがとても大切だというふうに思いますので、対応のほう、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、ヤングケアラーの実態調査について、近隣地域等で先進的に取り組んでいる事例などがありましたら、教えていただけますでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 近隣地域等での先進的な取組事例につきましては、一例として埼玉県が挙げられます。埼玉県は、2020年に全国初のケアラー支援条例が埼玉県議会で制定されておりまして、その対象には18歳未満を対象にしたヤングケアラーも含まれております。そして、具体的な支援策や方針を定める計画策定の一つとして、県内全ての高校2年生を対象にヤングケアラーの実態調査を行っており、この規模のヤングケアラーの実態調査は日本で初めての試みになっております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 東大和市の小・中学校において、現在ヤングケアラーを把握するためにどのような方法で行っているのか、お伺いをいたします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 現在、小・中学校におけるヤングケアラーを把握するための方法ではありますが、まず、学級担任をはじめ学年や専科教員、そして養護教員、スクールカウンセラーなどの教職員が児童・生徒と毎日接している中で会話や提出物、日頃の状態、状況などから気になる様子をまず把握しております。

次に、その様子について、学年会や校内特別支援委員会などで情報を共有し、状況によってスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、巡回相談員等につなぎ、子ども家庭支援センターなど関係機関につないでおります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、ヤングケアラーにとってはどんな支援が必要であると考えられるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○子ども家庭支援センター長（原 里美君） 対象の子供や家庭の状況などにより必要な支援は様々であると考えておりますが、まずは、子供に対し、周りの大人などが気遣い、子供に身近に相談できる場所があることなどを伝えていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ヤングケアラーが支援につながらない課題として堀越名誉教授が指摘していたのは、本人と周りの大人の認識がないことと併せて相談体制が整っていないことです。学校は、学業のことが主であるために、子供たちの家族についての相談を受けることはできますが、家族の介護やケアをする子供の悩みに

まで積極的に相談に乗ったり、生活の実態に踏み込んだりすることができなかった現状があります。以上のような理由などから、相談を受ける側もおおのの対応にならざるを得なかったことも理解できますとおっしゃっておいりました。

こうした状況を解決するためには、子供たちに関わる関係各所がしっかりと連携を強め、情報を共有すべきであると考えますが、子供自身が相談しやすくなるようにどのような取組をされているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○**子ども家庭支援センター長（原 里美君）** 子ども家庭支援センターの子育てに関する相談の窓口におきましては、保護者など大人からの子育て相談のほか、18歳未満の子供が直接相談できる子ども相談を実施しております。こちらは、ヤングケアラーに限らず、子供の困り事、心配事などを相談員に相談できるものでございます。

この子ども相談を周知するために、市のホームページに掲載しているほか、子ども家庭支援センターの場所や電話番号を記載した相談カードを作成し、毎年度、市内小・中学校を通じ小学校4年生から中学校3年生の児童・生徒に配付しております。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** では、ヤングケアラーと思われる子供を発見した場合、支援はどのように行われるのか、お伺いをいたします。

○**子ども家庭支援センター長（原 里美君）** ヤングケアラーと思われる子供を発見したり、発見した方から通告があった場合、子ども家庭支援センターでは、ネグレクトなどの児童虐待に当たると思われるケースとして、学校をはじめ要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関などと連携を図り支援に当たってまいります。

具体的には、必要に応じて関係機関で組織するチームケア会議や関係者会議を開催し、子供や家庭の状況を把握し、必要な支援につなげるための検討を行い、関係者間での情報共有を行うなど、連携を図りながら対応していくことになります。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

まだ国の法整備が整っていない状況なので、サポート体制をつくり上げていくのも難しい段階だというふうに思います。

例えばさいたま市では、国に先駆けて独自の調査を行っております。生徒に配った端末を使って、市立の小・中・高等・中等教育学校の児童・生徒を対象に、具体的な支援につなげるために記名式で行ったことをさいたま市の教育委員会が発表しています。子供たちの実態調査を行う上で、タブレットの活用は、ヤングケアラーの問題に限らず、事実上迫れる有効な手段だというふうに思います。

東大和市でもタブレットの配付が済んでおりますので、ぜひ活用法を研究していただくよう、要望させていただいて、この質問を終わりたいと思います。

では、次に通学路の安全点検についてでございますが、まずは、危険箇所のリストアップと合同点検についてでございます。

先ほどの市長の御答弁では、国の通知を参考としているとのことでしたが、リストアップの基準みたいなものがあるかというふうに思いますが、内容についてお伺いをいたします。

○**教育総務課長（斎藤謙二郎君）** 通学路の合同点検におきましては、初めに、各学校へ点検箇所の抽出を依頼

しているところでございます。その依頼の際に、点検箇所につきましては抽出のための観点を示してございます。

その観点でございますが、国の示す観点といたしましては3つございます。1番が見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所、2点目といたしまして、過去に事故に至らなくてもヒヤリ・ハット事例があった箇所、3点目といたしまして、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所など。

それと、従来から市が示しております観点といたしましては、5点ございまして、1つ目が昨年度の点検後交通量が増えたなど交通事情が変わった場所、2つ目が昨年度の点検後交通事故が発生した場所、3つ目がPTA、スクールガード等から要望されている箇所、4つ目が防犯上注意すべき場所——不審者が出た場所等ということで、最後がその他点検が必要と認められる場所、以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 詳細にありがとうございます。

その他を含めて8項目あるということで、保護者やスクールガードの方からの要望などもありますが、ほとんどが車等による交通事故を想定した観点が多いのではないかとこのように思います。

そこで、次の項目のブロック塀の対策についてでございますけれども、2018年に発生した大阪府北部地震では、ブロック塀が倒壊して登校中の女児が亡くなるという痛ましい事故がありました。東大和市の通学路にもブロック塀があるかと思いますが、その対策状況はいかがでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 通学路のブロック塀の対策状況についてでございますが、大阪府北部地震での事故につきましては、小学校のプール沿いのブロック塀の倒壊によるものがございました。学校施設に設置しておりますブロック塀につきましては、当時、検査等を行い、安全対策の実施が完了しているところでございます。

また、国におきましては、ブロック塀等の安全確保対策といたしまして、所有者に対する安全性のチェックや除却、改善の普及啓発に取り組むとして、ブロック塀等の点検チェックポイントの公表などが行われているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、他自治体の取組について、市長の御答弁では当市と同様の取組であるとのことでしたが、詳細について教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 他の自治体の取組についてでございますが、近隣自治体では、外から見てブロック塀が斜めになっているなどの異常が見られた場合には持ち主に会うようにしているとのことでした。

当市におきましても同様に行っており、また、合同点検の際に気がついた場合には、状況により通学路の変更や、変更できない場合は道路のブロック塀とは反対側を歩くように児童に注意喚起を行うなどの対応をしているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。なかなか児童にブロック塀の反対側を歩きなさいと言っても、その時々によって厳しいものがあるのかなというふうに思います。教育委員会としてはできることは対応していることは分かりました。

そこで、次の項目ですけれども、合同点検では、教育委員会のほかにも警察等に協力してもらい実施していると聞いておりますけれども、同様にブロック塀診断士に同行してもらえないのか、お考えをお聞かせ

ください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 通学路の合同点検におけるブロック塀診断士の同行についてでございますが、同行していただいた場合でも、民地のブロック塀の診断等となりますので、診断には敷地に入る必要もございます。所有者の許可が必要になることから、現時点では困難であると考えてございます。

通学路の合同点検におきましては、状況に応じまして、国が作成しているブロック塀等の点検チェックポイントなどを参考にし、必要に応じて所有者に声かけなどを行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

所有者が市ではないことから勝手に診断することはできないということは承知しているところでございますけども、道路など、外側から見ても、一般の方が見る場合とブロック塀診断士など専門の方が見る場合で違いがあるのではないかとこのように思います。

国が作成しているブロック塀等の点検チェックポイントを活用しているとのことでしたが、今後先々の安全・安心のため御検討いただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

この項は終了させていただきます。

○議長（関田正民君） ここで、10分間休憩いたします。

午後 3時40分 休憩

午後 3時49分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、次の項目、アートを活用した地域活性化に移ります。

商店街アート事業「にゃんがいい」ですが、商店街を通りかかるだけでも元気が出るすばらしい取組であると、大いに評価をいたします。完成するまでに様々御苦労もあったかというふうに思いますが、商店街アート事業に取り組もうと思われたきっかけなどがありましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 市では、活気ある商店街づくり事業のモデル商店街である富士見通り商栄会と商店街をアートで盛り上げ、新しい分野との交流により活性化していくことについて、令和3年度から話を進めてまいりました。

商店街は東大和市の南街地域にあることから、「にゃんがいい」と名づけた猫のマスコットキャラクターにちなみ、猫をテーマにしたアート作品を商店街に飾るプロジェクトを企画いたしました。

事業は、武蔵野美術大学の学生25人と商店街16店舗などが御協力をいただきまして、アートにあふれる商店街として活性化を目指して作品を制作し、令和4年12月22日から公開されることとなりました。公開日には、商店街の方々、南街地域の方々をはじめ、マスコミなどの多くの方々に、学生の説明による作品ガイドツアーが行われました。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 私もあの報道を見させていただきましたけども、今後なんですけども、どのように進めていこうと考えておられるのか、芸術家や芸術関係者との連携の観点も含めてお考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 今回の取組でございますが、学生側としましては、作品の発表の場が与えられ

たこと、商店街の方々との交流の中で新たな挑戦をするよい機会となったものと認識してございます。また、商店街側としましては、学生が作成した作品が、展示等を通じて店舗のイメージアップにつなげられるなど効果があったと考えられております。

今後は、今回取り組みましたアート事業を活用し、商店街の活性化、集客につながるイベントなどの実施につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ次の展開に期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の項に移りますが、歩道橋や陸橋にアートを施す上で留意しなければならない法令上の制限などがありましたら、お聞かせください。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 歩道橋や陸橋にアートを施すことにつきましては、東京都多摩建築指導事務所に確認しましたところ、東京都屋外広告物条例に基づく制限に関して、市に関係する多摩湖や市のキャラクターを描く場合には、大きさ、色味などについての一定の協議が必要となりますが、適用除外になると聞いております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

今実際にこのアートが施されている場所が数か所ありますが、それはどのような理由で、誰が描いたのか、分かる範囲で結構ですので、お聞かせいただけますでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 市内には、上仲原公園の壁面ですとか、諏訪山橋付近の湖畔通りの壁面に絵が描かれております。かつて、これらの場所につきましては、落書きが繰り返されておりました。その対策といたしまして、市と青少対などの地域のボランティアの方々、あるいは地域の児童や生徒、そしてその保護者などが協力いたしまして、落書きの防止とそれから良好な景観に基づく地域の防犯力の向上のために絵を描いたということでございます。

以上であります。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。分かりました。

私が気になっているのが、東大和市の入り口でもある武蔵大和駅前の陸橋なのですが、これはとても暗くて味気なく思います。例えば多摩湖の入り口でもありますので、多摩湖とうまべえのアートなどがあると、地域活性化の観点からも効果が生まれるというふうに思うのですが、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 市境の武蔵大和駅前の陸橋に多摩湖とうまべえなどのアートを施す効果につきましては、観光振興や地域資源の認知度の向上に資するものである一方で、施設の所有者等との調整や費用負担などについての課題があると考えられます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 様々課題はあろうかと思いますが、効果は大きいというふうに考えますので、ぜひ前向きに御検討いただきますようお願いいたします。

それでは、この項目最後の質問になりますが、歩道橋等地域資源にうまべえを描き、例えば市内に潜んでいるうまべえを探そうキャンペーンや、武蔵野美術大学の学生さんに御協力をいただいて市内全体をキャンパスにしたアート展など、わくわくするような事業展開も考えられるというふうに思うのですが、いかがでしょう

か。

○市民環境部長（田村美砂君） ただいま御提案いただきました地域資源へのうまべえの描画や市内全体をキャンパスにしたアート展などにつきましては、今回の商店街での成功事例ですとか、市内24か所に現在設置されております、うまべえのデザインマンホールなどを活用したウォーキング事例などと同様に、市の魅力ですとか回遊性を高める取組になり、地域活性化の効果が期待できるのではないかと推測いたします。

一方で、先ほど来の答弁にもありましたように、地域資源の場所によっては、制約ですとか調整、費用面など課題もございますので、今後の研究とさせていただきたいと思います。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。うまべえのデザインマンホールとうまくコラボできたりしたらより面白いのかなというふうに思います。アートでみんながわくわくするような事業展開を期待しておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問、投票所での支援に移ります。

先ほどの市長の御答弁では、選挙の投票に関し支援が必要な方に対しては、不在者投票制度や投票所における点字器の備付け等について周知を図られているとのことでした。

私自身も毎回の選挙において、入場整理券の中にこうした説明書きが同封されていることを承知しているところではありますが、投票するに当たり、支援が必要な方の中にはもう少し詳しい説明が欲しいと思う方や、説明書きに記載のされていない支援について質問があるといった方も多くいらっしゃると思います。

選挙管理委員会では、これまでも数々の問合せや質問に関し様々御対応いただいてきたことと思いますが、選挙人の方からどのような問合せが多かったか、お聞かせいただけますでしょうか。

また、そういったお問合せ等に対する対応についても、併せてお聞かせください。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 投票の支援に関するお問合せ等についてであります、主立った内容といたしましては、郵便等投票による不在者投票制度がございます。対応といたしましては、障害の程度や要介護状態の区分などについて御説明をさせていただき、該当になる見込みがある場合にあっては、申請に係る事務について御案内をしているところであります。

また、投票所での支援とは多少異なる部分はございますが、多く頂くお問合せといたしましては、投票時間や投票所入場整理券の紛失、また市内外を含めた住民票の移動に伴う投票先に関する質問などがございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

投票に関し支援を必要とされる方の中には、郵便等による不在者投票制度のみならず、移動が困難な方や介助が必要な方、その他様々多岐にわたるものと認識しているところであります。一人でも多くの方に投票所に出向いていただき投票していただくためには、支援を必要とする方に安心して投票に来てもらえるように環境を整えることが必要であると感じているところであります。

もちろん、これまでも支援が必要な方に対しては必要な周知等を行ってきていただいたものと認識しているところではございますが、同封しているチラシに、選挙管理委員会で行っている支援内容を記載することで、これまで以上にきめ細やかに周知することができれば、より多くの方が投票できるようになり、ひいては投票率の向上にもつながることになるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 投票に関する支援は、今、議員のほうからもお話がありましたとお

り、多岐にわたりますが、紙面に載せられる情報量には限りがありますことから、これまでも市公式ホームページの選挙に関する内容を充実するなどして、その対応を図っているところであります。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） 確かにチラシに多くの情報を載せ過ぎると、必要な情報が伝わりにくくなることに加え、なかなか手にしてもらえない、最後まで読んでいただけないなど、伝えたい情報が伝わらないといった不安もあるかとは思いますが、投票に関し支援を必要としている方にきちんと必要な情報が伝わり、安心して投票することができるよう、引き続きの工夫をお願いいたします。

次に、選挙人の中には、投票用紙への自書が難しく投票すること自体を諦めている方も多くいらっしゃるかというふうに思います。こうした方への対応についてお聞かせいただけますでしょうか。

- 選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 心身の故障などの理由により投票用紙に自書できない場合、その選挙人に代わって投票用紙に記載する方法といたしまして、代理投票という制度がございます。代理投票につきましては、公職選挙法の規定により、投票所において投票管理者に対し、選挙人本人から投票用紙に自書できない旨の申請をいただいた上で、投票所の事務従事者2名が投票補助者として本人の意思確認を伺いまして、対応を行っているところであります。

また、代理投票ではございませんが、自書はできるけれども歩行が困難な方などにつきましては、本人の申出により事務従事者が同行支援を行っているところであります。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

代理投票や、介助が必要な方に対する同行支援についてであります。家族や投票所まで付き添った方に記載や同行支援をお願いしたいという方も少なくないというふうに思われますが、その対応についてお聞かせいただけますでしょうか。

- 選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 投票は選挙人本人の意思に基づいて行われるものであり、代理投票につきましては、投票所の事務従事者をして行われることとなり、家族や付添いの方はできないものでございます。

状況等によりましては、投票所内への同行支援を含め、家族や付添いの方の支援が必要となるケースもございますが、記載台に着きましたら、投票人の意思確認や同行支援は代理投票補助者である2名の選挙事務従事者が確認することとなります。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。家族や投票所まで付き添った方が、投票所内に立ち入ることもできないんだというふうに思っておりましたので、ケースによっては同行することができるということを伺って安心をいたしました。

ただ、同行支援はできないということでもありますので、代理投票を行われる際には、きちんと投票人の意思を酌み取っていただき、引き続き、適切に対応いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

次に、選挙人と事務従事者のコミュニケーションを容易にするためのイラストボード、一般的にはコミュニケーションボードというふうに呼ばれているようでありまして、多くの市町村で導入され、各投票所に設置されていると伺っております。このコミュニケーションボードとは、具体的にはどのようなものでございましょうか。また、設置はどのようにされているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） コミュニケーションボードは、東京都が作成し、平成24年執行の衆議院議員選挙から導入したもので、幾つかの質問や要望等がパターン化され、イラストが掲載されており、そちらのイラストを選挙人と事務従事者が指さしをしながらコミュニケーションを図ることで、選挙人の質問や要望に応えるものであります。

設置につきましては、投票所入り口の目につきやすい位置に大きなポスターを掲示し、同様のA4サイズのボードを受付に備えているものであります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） コミュニケーションボードの設置は、この支援を必要とする方にとっては大切なツールであります。確実に設置していただき、今後も投票に関しての様々な意見に耳を傾けていただき、より一層の支援と利便性向上に向けた取組をお願いいたします。

それでは、最後の質問になりますが、選挙支援カードにつきましては、実際に札幌市で導入実績があり、投票に支援を必要とする方が必要な支援を事前に記入できるものとして活用されているというふうに向っているところでございます。

市長の御答弁では、本市では導入については慎重な検討が必要であるとのことでありましたが、私といたしましては、対応できるとかできないということではなく、そうした支援を必要とされる方の声をまずは聞くことが大事ではないかというふうに考えているところであります。改めて市の認識をお伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 札幌市で導入されております選挙支援カードについてであります、市長答弁にもありましたとおり、支援の必要な程度につきましては個別具体的に異なりますこと、また公職選挙法の定めにより対応できること、できないことがございますことから、導入には慎重な検討が必要であると認識しているところであり、現時点ではそのような予定はございません。

一方で、議員のほうからもお話がありましたとおり、支援を必要とする方の御意見に対しまして積極的に耳を傾け、公職選挙法の規制の範囲内での最大限の支援に努めてまいりますとともに、必要な支援を事務従事者に依頼しやすい投票環境の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

今回は、投票に関し支援を必要とされる方への対応について質問をさせていただきました。投票環境に関しても、バリアフリー化の徹底が求められておりますので、今にも増して誰もが投票しやすい環境の体制を整えていただくことを要望して、今定例会での一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございます。

○議長（関田正民君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 佐竹康彦君

○議長（関田正民君） 次に、15番、佐竹康彦議員を指名いたします。

〔15番 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） 議席番号15番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、令和5年第1回定例会における一般質問を行います。

さて、今回の一般質問で私は、大きく4つの点にわたって質問をいたします。

1点目は、水害対策のさらなる強化に向けた取組についてです。

台風や集中豪雨の際に頻繁に道路冠水や建物家屋への浸水など、大きな被害に見舞われてきた市南部の地域では、水害対策の強化が市民から強く望まれてきました。これに対し市は、これまでも道路改良や雨水排水管清掃など取り組める事業に最大の努力を傾けてこられたと認識しており、お取組に心から感謝申し上げたいと思います。しかしながら、市が進める対策だけでは道路冠水や建物家屋への浸水などの根本的な解決が難しい状況が続いてきました。

私ども東大和市公明党市議団は、都議会公明党と連携を密にしながら、事態を好転させるために、より大規模、根本的な解決に向けた対策を東京都も主体者となって実施することを望んでまいりました。そうした中、東京都と東大和市、武蔵村山市、立川市の3市が共同して取り組む空堀川上流雨水幹線整備事業の検討が開始され、今般ようやく3市の下流域である東大和市で工事が開始されることとなりました。関係各所のこれまでの取組に、改めて敬意を表したいと思います。

市民の方とお話をする、多くの方がこの工事が完了した暁には、たとえ豪雨となっても日常生活や事業に支障を来すことなく、安心してこのまちで暮らし続けられるようになることを心から強く願われておられます。そうした市民の強い期待を受けた今般の工事について、以下の質問で詳細を確認しつつ、今後の市の水害対策の強化とその与える影響について市の見解を伺いたいと考えます。

①空堀川上流雨水幹線整備事業の進展について。

ア、事業計画に基づき令和5年から開始される工事の内容とスケジュールについて伺う。

イ、今般進められる工事が完了し、水害対策が強化された際に、市内における被害はどの程度軽減されるのか。

ウ、工事完了後に予想される浸水被害状況のハザードマップへの反映についてはどのようになされるのか。

2点目は、ケアラー支援についてです。

IACO——国際ケアラー組織連盟が2021年8月に作成した「Global State of Caring」と題されたレポートによりますと、日本における18歳以上のケアラーの数は628万人に上ると推計され、日本の人口の5%に及ぶとされています。

一般社団法人日本ケアラー連盟では、ケアラーとは、心や体に不調のある人の介護、看病、療育、世話、気遣いなど、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人と定義しており、市内でも多くの方がこの定義に当てはまる生活を送られていると考えます。

市は、これまでも高齢介護や障害者福祉などの行政サービス、総合的な子育て支援など、それぞれ当事者となる方への支援策を様々な機会を捉えて拡充してきたことと認識しております。その上で、当事者の方々をサポートするケアラーへの支援は、ケアされる側の支援同様に、今後ますます重要になってくるものと考えます。それは、ケアする側が身体的、心理的、社会的に健全な生活を営むことが、ケアそれ自体の質を維持するのに欠かせないことであり、ひいてはケアされる人の生活のQOLにも直結することと考えられるからです。介護疲れによる痛ましい事件などの例もあり、ケアラーに対する総合的な支援の充実が求められるのではないのでしょうか。

市はこれまでも、ケアラーズカフェの開催など、様々な事業に取り組まれてきておられます。そうした市の事業の内容とこれまでの経過について確認するとともに、現状における課題とその解決に向けてどのような取組をしていこうと考えておられるのか、市の見解を伺いたいと考えます。

加えて、近年、他の自治体では、道県単位、もしくは市町村単位でケアラーを支援するための根拠となるケアラー支援条例が制定されてきています。こうした条例制定の動きについて、東大和市としてどのように認識し、当市におけるその制定の可能性について市の見解を伺いたいと考え、以下の質問をいたします。

①ケアラーに対する市の支援事業について、これまでどのように展開されてきたのか。

②ケアラー支援の現状を踏まえ、課題とその解決への取組はどのようなものか。

③他自治体で制定が始まったケアラー支援条例について市の見解を伺う。

3点目は、感染症に罹患した高齢者の支援についてです。

新型コロナウイルスの感染第8波もようやく収束の兆しが見えてきていますが、これまで繰り返されてきた感染拡大の経緯を考えると、いつ次の波が来てもおかしくはありません。そのための十分な対策が取れるよう、万全な備えを崩さないでおく必要があります。とりわけ感染によるリスクが高い高齢者の生活と生命をどのように守り、支援していくかは重要な課題であると考えます。

また、いずれおおよそ収束することが見込まれる新型コロナウイルスだけではなく、別の新たな感染症が起こった場合に、今回の教訓を踏まえ、十分な対策が行えるよう、ウィズコロナ、アフターコロナの社会における医療、介護、生活等における多角的な支援の充足に関して、市としてどのように取り組まれていく考えなのか、確認させていただきたいと考えます。

特に身近な家族の支援が得られない独居高齢者や認知症高齢者、また通常は家族の支援を受けている高齢者は、そのケアラーの家族が感染症に罹患したときに支援が受けられなくなった場合などについて、行政はどのようにサポートをしていけるのか。今回の事例を踏まえつつ、以下の質問で伺いたいと考えます。

①新型コロナウイルスに罹患した高齢者の支援はどのようになされてきたのか。

②今後独居や認知症の高齢者が新たな感染症に罹患した際に、医療、介護、生活等の支援が十分に行われるような体制を整えておく必要があると考えるが、市の見解を伺う。

4点目は、市政情報の発信についてです。

市民が国や都、市の行政サービスを十分に利用するには、まずその情報を知ることが何より重要であると思います。市民の方とお話した際にも、その方に必要な行政サービスの情報が行き届いていないと感じられる場合がしばしばあります。

各種媒体で発信されている行政サービスの情報は、待っていれば目の前に提供されるのではなく、市民自身が積極的に情報を取りに行くことを前提として発信されていると考えますが、その情報の入手手段が分からない場面があります。具体的には、市報の無料配布を受けられることを知らなかったり、市の発信している各種SNSにアクセスしていなかったり、それ自体を知らなかったりなどです。

そこで、より多くの市民が市をはじめ、国や都の行政サービスを十全に利用できるように、情報を取得しやすい環境づくりを進めることについて、市としてこれまで以上に努めていただきたいと考え、以下の質問で、これまでの取組と今後の展開を確認させていただきたいと考えます。

①市政情報の発信に関し、市民が情報にアクセスしやすくなるような取組をどのように進めてきたのか。

②市報やホームページ、各種SNS等で発信された情報をより多くの市民が受け取れるような取組を、今後どのように進めていこうと市は考えているのかを伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問については、御答弁を踏まえ、自席にて行います。よろしくお願ひ申し上げます。

[15番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、空堀川上流雨水幹線整備事業の工事内容とスケジュールについてであります。本事業は、東大和市、立川市及び武蔵村山市の広域的な雨水対策のため、東京都が実施しておりますが、完成まで長い期間がかかりますことから、段階的に整備を行うこととなっております。

まず、上仲原公園から市道第1号線を経て、向原西公園を結ぶ区間の工事について、令和5年から立坑設置工事を行い、その後、令和7年度末を目途に幹線設置工事を進めていく予定と聞いております。

次に、工事が完了した際の浸水被害の軽減についてであります。上仲原公園から向原西公園を結ぶ区間の幹線が整備され、これに市が整備する雨水管を接続した後に暫定利用が可能となり、東大和市駅周辺などの浸水被害が大幅に軽減されるものと認識しております。

次に、工事完了の効果のハザードマップへの反映についてであります。市が作成した浸水・土砂災害ハザードマップにつきましては、東京都が設置した都市型水害対策連絡会による浸水予想区域に基づいて作成したものであります。

このため、工事完了後のハザードマップの見直しについても、東京都の動向を確認して対応してまいりたいと考えております。

次に、ケアラー支援についてであります。市におきましては、障害や認知症のある方、高齢者などを介護されているケアラーを主な対象として、日々の悩みや不安などを安心して話すことができ、相談や情報共有、相互交流などができる場を設け、ケアラーが孤立することなく、支えることができる居場所づくりとして、ケアラー支援事業に取り組んでおります。

次に、ケアラー支援における課題とその解決への取組についてであります。ケアラーが介護等を必要とする人の介護、看病、療育、世話などを日常的に担うことで、家庭から離れることができずに社会的に孤立するなど、自分自身の生活を犠牲にせざるを得ない状況が見受けられることが課題であると認識しております。

市といたしましては、ケアラーの方々が孤立しないための支援としまして、介護やケアに対する知識や情報の提供、不安や悩みを語り合え、安心して通える居場所づくりの充実、きめ細かな対応と、介入が可能となる連携支援体制の構築、社会全体でケアラーを支える機運づくりなどが必要であると考えております。

次に、ケアラー支援条例についてであります。ケアラーの方々が自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、現在、5都道府県及び9市町において、基本理念や自治体の責務、市民や事業者、関係機関等の役割などを定めた条例が制定されております。

こうしたケアラー支援条例のように、基本理念や基本方針などを定めた条例は、一般的に理念条例と言われているものであり、条例を制定することで、市として優先的に必要となる施策等の具現化や推進が図られる利点があると言われております。

市としましては、条例を制定する場合の影響及び効果等を総合的に勘案し、研究をしていくことが必要であると考えております。

次に、新型コロナウイルスに罹患した高齢者の支援についてであります。新型コロナウイルスに罹患した方の対応につきましては、保健所の役割となっており、重症化のおそれのある高齢者に対しましては、入院調整等の対応が行われていると認識しております。

こうした保健所による対応につきましては、東京都の公式ホームページを活用する方法で、市民の皆様へ周

知を図っております。

また、市の支援としましては、同居する家族が罹患した場合におきまして、高齢の在宅要介護者を施設に受け入れることができる体制の整備を図っております。

次に、独居や認知症の高齢者が新たな感染症に罹患した際の支援体制についてであります。新たな感染症への備えに当たりましては、これまでの新型コロナウイルス対策としての取組内容を、今後において総括する中で対応してまいりたいと考えております。

その上で、独居の高齢者等に対しましては、高齢者見守りぼっくすなど、関係機関による見守り支援体制の充実が重要であると認識をしております。

次に、市民が市政情報を入手しやすくなる取組についてであります。市では、市報をはじめとする紙媒体の広報に加え、市公式ホームページやSNS、動画共有サイト、スマートフォン用アプリケーションなど、電子媒体の広報手段の活用を順次進め、利用者のニーズに応じた手段で市政情報を容易に入手できるよう努めているところであります。

次に、より多くの市民が市政情報を入手しやすくなる取組についてであります。市では、より多くの市民に認知していただけるよう、市報にSNSの活用を促す記事を掲載することや、SNSで市報の発行を告知するなど、各種広報手段を相互に活用し、紹介するなどの工夫を行っております。

今後におきましても、こうした取組を継続するとともに、必要に応じて、新たな広報手段の発掘や、活用している広報手段のさらなる有効活用につきまして、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○15番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、1番目の水害対策のさらなる強化に向けた取組についてでございます。

市の南部の市民の方とお話をさせていただくと、この工事に対する期待が非常に大きい、本年からようやく行われるのかといった思いを持っていらっしゃる市民の方にも出会ったことがございます。

この工事につきまして、具体的な工事内容の詳細、改めましてどのようなものか伺いたいと思います。

また、工事車両の搬入・搬出や、2つの公園の一部閉鎖など、工事期間中に市民生活に与える影響についてどのような対策を市として取られるおつもりなのか伺いたいと思います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 今後の工事についてでございますけれども、初めに、上仲原公園の北東部にシールド工法によるトンネル工事を行うための発進立坑の設置工事を行います。また、使用する用地内にある施設の移設等及び樹木の伐採を行います。その後、上仲原公園からの向原西公園を結ぶ区間のトンネル工事を行い、雨水幹線を整備いたします。時期を合わせまして、向原西公園にシールドマシンを到達させるための立坑の設置工事を行います。次に、既設雨水管を接続するための取水人孔を設置いたします。このような予定で工事を進めるというふうに聞いております。

工事期間中の対策についてでございますけれども、工事車両の搬入・搬出につきましては、交通誘導員を適切に配置することで安全に配慮することとしております。

使用する用地の周囲には安全対策のための囲いを設置し、トンネル工事期間中につきましては、発進基地となる上仲原公園は、騒音対策のための防音ハウスを設置いたします。使用する用地内にある施設につきまして

は、可能な限り移設を行います。これらの対策により、安全に工事を進めると聞いております。

なお、公園の一部閉鎖などにつきましては、市報や市公式ホームページを活用して市民の皆様へ内容を周知しているところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 東京都が主体者となってやる工事でございますので、今言っていた内容で都が進めるんだらうなということでございますけども、安全対策につきましては、市としても関わるができるところ、または市民の方も強く望まれることではないかなというふうに思っております。特に公園周りにつきましては、お子様も、また車両等通行する方も、比較的市内の中では多い地域かなというふうに認識しておりますので、そこら辺の安全対策を十分に東京都と連携しながらお取組いただければなというふうに思います。

続きまして、空堀川上流雨水幹線整備事業は完成までに長期間を要するというお話がございました。全体の完成までの期間、そして今回の工事以降、次に同様の工事が行われる東大和市の地域、そしてその時期についてどうなっているのか伺いたいと思います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 空堀川上流雨水幹線の完成までは15年程度かかるものと認識しております。今回の工事後につきましては、向原西公園よりも西側上流部の幹線を施工するものと認識しております。具体的にどの区間を施工するかにつきましては、これまでの浸水被害状況等を考慮し検討するものと聞いております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

向原西公園の西側ということですので、南街からいちょう通りのほうですかね、そういった形でまたやられるのかなというふうに思いますし、また15年かかるということで、2040年近くまでかかるということでございますけれども、この工事、完成されれば、東大和に限らず空堀川上流地域の雨水被害、劇的に変わるんだらうなというふうに期待しておりますので、ぜひとも順調に工事が進むように、他の自治体と共同しながら進めていただければと思います。

続きまして、今般の工事が完了した際の被害軽減につきまして、雨水幹線の暫定利用がなされると、東大和市駅周辺などの浸水被害、大幅に軽減されるというふうなお話でございましたけれども、改めましてその詳細を伺いたいと思います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 雨水幹線の暫定利用が可能となった場合につきましては、これまでに浸水被害が発生したときと同程度の降雨状況においても、これまで浸水被害が発生していた東大和市駅周辺や南街交番周辺の青梅街道、また新堀地域などの浸水被害の軽減に効果が期待できると考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 大いに期待をしております。

やはり南街、向原、また新堀等、そういった地域の方々のお話を伺いますと、やっぱり大きな台風が来る、また集中豪雨があるときには夜眠れないという声もしばしば耳にいたしますので、順調にこの工事が進むことを非常に大きく期待しております。

今回の事業の推進によりまして市全体の水害対策も大きく前進するものと考えております。その上で、これに加え、さらなる水害対策強化の観点から、先般東京都において策定をされましたTOKYO強靱化プロジェクトについて確認をさせていただきたいと思います。

これは、本年がプロジェクト始動年となっておりますけれども、ここには激甚化する風水害から都民を守るとして、浸水対策の強化もうたわれております。全体的には、今後10年で6兆円の予算がこのプロジェクトへ投じられることになっている。2040年代までに15兆円の予算の事業規模となっているようでございます。

東京都のこの事業の内容について、市の水害対策の強化に関係する、施策の内容、メニュー、こういったことを詳しく伺いたいと思います。

また、この事業は、当然今後の東大和市のさらなる水害対策に強く影響してくるというふうに推察しておるところでございますけれども、東京都から対策予算が補助される場合など、そうした仕組みを活用して、さらに市の水害対策強化できないかというふうに考えているんですけれども、今後の市の施策との関連についても、併せて市の御見解を伺いたいと思います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） TOKYO強靱化プロジェクトの水害対策に対する内容についてでございます。

新規の雨水管整備や雨水排除能力向上に資する下水道管改良、雨天時浸入水対策、また当市にはございませんけれども、樋門等の改良が対象事業というふうになってございます。

本補助制度につきましては、今後策定される補助要綱の内容を確認し、東京都下水道局流域下水道本部と調整しながら、可能な限り制度を活用して雨水事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひとも、大規模の予算のつくプロジェクトでございますので、東大和市としても、ぜひとも今おっしゃっていただいたとおり、こういった制度を可能な限り活用していただいて、市の防災力の強化ということに努めていただければなというふうに思っております。

私も、2011年東日本大震災の直後に議員にさせていただいてから、やはり防災対策の強化ということは何度かこの議会でもお話をさせていただきましたけれども、市の防災のことに关しまして、やはり雨水対策が大きなポイントになるのかなと思っておりますので、この予算、ぜひとも十二分に活用できるように、情報収集、また、いざそういったものが活用できるようになったときは、迅速な対応をお願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ハザードマップの反映について伺いたいと思います。

市長答弁では、東京都が設置をした都市型水害対策連絡会の資料に基づいて作成されるので、東京都の動向いかんであるといった内容の御答弁いただきました。趣旨は理解をさせていただいたところでございます。

この工事が影響が強く出る地域にお住まいの市民の方からは、今回のこの工事が完了したときには、現状と比較してどのように被害が軽減されるのか、大変興味を持ってらっしゃる、軽減されると予測するのか、また将来のハザードマップを当該地域の住民にはいち早く提示することが大事なんじゃないんですかといったお声も頂戴いたしました。

そうした当該する地域に暮らす市民の皆様のお気持ちを考えると、例えば東京都のこの事業に対する今後の説明会の中で、東京都からその効果を視覚化した資料を提供していただくように市が要望していただきまして、市民の工事に対する理解と今後の生活の安心感、見通し、こういったものをより深めていただけるように努めていただきたいというふうに考えるんですけれども、市のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 今後の工事に対する情報提供などについてでございますけれども、市民の皆様が工事等に対し、より分かりやすい資料となるよう、東京都下水道局流域下水道本部と調整しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひともよろしくお願ひいたします。

やはり工事が完成されるのを首を長くして待たれることになると思いますので、いち早くそういった情報が提供されることによって安心感が生まれる、この東大和市に住み続けられるんだという希望も持てるという部分もあるかと思っておりますので、ぜひとも御努力のほう、よろしくお願ひいたします。

1番目の再質問につきましては、以上で終了させていただきます。

次に、2点目のケアラー支援について再質問させていただきます。

まず、現在、市が取り組んでおられるケアラー支援事業につきまして、相談、情報共有、相互交流の居場所づくりで支援をされている、こういった御答弁をいただきました。

市では、東大和ケアラーズカフェほのぼのでの交流や、ケアラー支援の各団体との連携、講演会の開催など、着実なお取組をいただいているものと認識してございます。

そこで、改めまして現在のケアラー支援事業の詳細とその政策の効果をどのように捉えておられるのか伺います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 高齢者及びそのケアラーを対象にした事業といたしましては、相談支援事業のほか、交流事業としてのケアラーズカフェの開催、介護が必要な人及びケアラーを対象とした講演会の開催を実施してまいりました。

また、ケアラーズカフェの際には、医師による相談コーナーやミニ講座を開催することで、ケアラーの方に、より参加してもらえよう取組を行ってきております。

私からは以上です。

○障害福祉課長（大法 努君） 障害者及びそのケアラーを対象にした事業といたしましては、東大和市総合福祉センター は～とふるにおきまして、福祉専門職を配置し対応している相談支援事業、ケアラー同士が集い、困り事や生活の仕方などについて話し合ったり相談をし合う交流事業、ケアラーがリラックスするための体験講座や障害のある方の理解に役立つ講座の実施を行っております。

成果といたしましては、介護をされているケアラーの方が心身の健康リスクや仕事、または生活と介護の両立への不安を抱えることがないよう、早期に福祉専門職への相談につなげることができ、伴走型支援に取り組むことができているものと認識しております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 詳細な、また正しい情報の提供、啓蒙と、やはり相談事業、そしてあと横の連携でコミュニケーションを取りながら、このケアラー自身も支え合う、そういったお取組をされているものかというふうに認識をさせていただきました。

続きまして、この現状を踏まえた課題につきまして、社会的孤立やケアラー自身の生活が犠牲となることなど、市長答弁で挙げられておられました。この点につきましては、私も市民の皆様から御相談をいただく中で強く実感をしているところでございます。

高齢の親御さんの介護のために、自営でやってらっしゃった仕事を辞めなければならないとか、また、独身で兄弟姉妹がおらず、両親の面倒をこれからどうしていくのか、経済的な不安も強いですとか、障害を抱えたお子様のケアで生活が苦しい、またケアをする以前よりも社会とのつながりが薄くなってきているなど、個々に切実な悩みを抱えて暮らしていらっしゃる様子を伺ってまいりました。

そこで、市において具体的にどのような課題で市民の方がケアの壁に突き当たって苦しんでおられるのか、把握されている内容について詳細を伺いたと思います。

そして、それらの原因がどういった点にあるのか、またどういった点にその原因を集約することができるかと考えておられるでしょうか。悩み自体は個別具体的なものでございますけれども、最大公約数としての課題、共通する原因、こういったものを把握しておられるのかどうか、この点について伺います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 市で把握をしている内容で御説明いたしますが、ケアラーズカフェに参加されているケアラーの状況といたしましては、高齢者御夫婦で生活をされており、どちらかが認知症になられたためにお一人で介護をされている方が多くいらっしゃったとのことでありました。個々の状況等は異なりますが、ケアラー御自身の精神的な負担が大きいとのことでございます。

ケアラーの方が抱える課題や課題が発生する原因についてであります。要介護者の介護状況に応じてではございますが、過度にケアに関して関わらなければならなくなることで、当たり前には享受できたであろう社会生活が、ケアラーとなったために享受できなくなる事態が生じることが課題として考えられて、それら課題に関する原因といたしましては、ケアラーの方々がその置かれた立場として社会から孤立しやすい状況の方が多いのではないかということが推測されます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ケアすることによる心理的、身体的な負担が大きくなるということ、また社会的な孤立が進んでしまうということ、こういったところが課題なのかなというふうに改めて認識をさせていただきました。

次に、市としては把握された課題を踏まえまして、地域社会からの孤立を防ぐ各種支援を進め、社会全体でケアラーを支える機運づくりが必要であるというふうなことでございました。その課題解決のための取組の詳細と、それが課題の原因を取り除くのにどのような効果を与えると考えておられるのか、またそのことが社会全体でケアラーを支える機運の醸成にどのように関わってくるのか、市の御認識を伺います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） ケアラーの方々が抱える課題を解決するための取組についてでございますが、ケアラーに対する支援があることを市民の皆様にも、より知ってもらうことがケアラーの孤立を防ぎ、社会全体で支えることへの有効な取組になると考えます。

現在実施をしておりますケアラーに対する相談支援の整備や、ケアラー同士のつながりを支援するためのケアラーズカフェを継続することに加えまして、より多くの市民の皆様へケアラーについての実情を知ってもらうことで、日々の介護に追われて社会から孤立しやすいケアラーに対し、例えば御近所であったり、学校であったり、地域活動であったりといった様々な場面での気づきにより孤立を防ぐ効果が得られるものと考えます。それら一つ一つの積み重ねにより社会全体でケアラーを支える機運が醸成されていくものと考えます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

ケアそのものは、他人が代わることはなかなか難しいことがございますので、やはりそういった気づき、一つ一つの小さいことかもしれませんが、積み重ね、一つ一つの事象を積み重ねることで、社会で全体的なその機運を醸成するということは承知いたしました。

続きまして、ケアラーへの相談事業についてでございますけれども、この相談事業については、私は対面が基本であり、対面することで支援のためのより深いコミュニケーションを取ることが可能になるというふうに

考えております。その充足をぜひともお願いしたいというふうには思いますが、しかしながら、時間や心理的な面での対面での相談が制約される場合も、ケアラーの方によってはあるのではないかとこのように思います。

そこで、現在、社会全体で加速度を増しておりますDXの動きに併せまして、ICTを活用した相談業務を行うことはできないだろうかというふうに考えてございます。こうした対面以外のツール、例えばチャットやアバターなど活用することでケアラー支援の裾野を広げることは、先ほどの機運の醸成にも役立つものと考えております。ケアラー支援におけますICTの活用に関して、市の御見解を伺いたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 市の福祉分野における相談業務におきましては、これまでの間、電話や対面による相談を通じて相談者に寄り添う支援をしてきたところでありますが、一方で、相談内容や支援の取組が複雑化、困難化している現状があります。

議員から御紹介をいただきましたデジタル技術を活用した市民の皆様との相談支援につきましては、オンラインでの緩やかなコミュニケーションを通じたつながりによる継続的な関係性を構築することにより、相談者に寄り添う支援が可能となるというメリットがあるものと認識をしております。

市といたしましては、オンライン対応を含めた専門的な相談支援に対応ができるよう、相談支援に係る専門性の向上を図るとともに、デジタル技術を活用した相談支援の手法等の調査研究に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） これからますますこういった方面、技術も進んでまいりますし、行政としても対応が整ってくるだろうというふうに考えておりますので、ぜひともこの相談業務の一環として御検討、御研究進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ケアラー支援条例について伺いたいと思います。

ケアラー支援条例、これは埼玉県がまず先鞭を切って条例を制定して、以後、北海道ですとか茨城県、長崎県、鳥取県、また市町村では北海道の栗山町を皮切りに三重県名張市とか岡山県総社市等々、近くでいえば埼玉県の入間市、さいたま市などで制定をされてきているものでございます。

現在制定されている自治体におきまして、どのような背景でこうした条例制定をすることになったのか、またこの条例がどのように活用されているのか、市として認識していることについて伺いたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 近年の高齢社会の到来や支える家族の減少など、社会環境の変化に伴い、老老介護、ダブルケア、介護離職、さらに虐待に及ぶ事案もあるなど、介護負担の増加がもたらす影響が大きくなり、ケアラーと支援をしている方の生活がともに成り立たなくなるという状況の存在が顕在化してきたことが背景として考えられるところでございます。

ケアラー支援条例を定める自治体におきましては、地域全体でケアラーを支援するという自治体としての理念を定め、全てのケアラーが自分らしく健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を推進するという認識を地域で共有し、一体となって支援に取り組むという姿勢を表明するものと認識をしております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

このケアラー支援条例につきましては、市長答弁でも述べられておられたとおり、理念条例としての側面が強いものであるというふうに私も思います。しかしながら、この理念条例という側面が強くても、条例制定が

なされることで、ケアラー支援が強化され、介護疲れによる個人的、社会的損失の幾分かは軽減されるんじゃないかということを期待したいと思います。市長答弁でも、優先的に必要となる施策などの具体化や推進が図られる利点があるとの認識を示していただきました。

私としては、先んじて制定した市や道県での効果も踏まえながら、東大和市でも条例制定がなされることによりまして、ケアラーを支える機運醸成にも大きく寄与することになるというふうに考えてございます。市としてこの条例制定にどのように向き合っていくのか、重ねてその姿勢を伺いたいと思います。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） 今後高齢社会がますます進み、家族の規模が縮小化していく中で、介護等を担う方の負担は一層増えていくものと考えられます。こうした社会状況を背景として、介護等を担うケアラーの方、介護を必要とされている方がともに自分らしい人生や地域で安心して生活を送ることができるよう、市や関係機関の専門職が支援を行っていくことは重要な役割の一つであると認識しております。

また、ケアラー支援条例につきましては、市全体でケアラー支援を推進するという理念を明文化し、ケアラー支援に係る市の姿勢を明確化していくものとして必要性を認識しております。

今後市としましては、現在行っているケアラー支援の取組をより多くの市民の皆様にご覧いただき、参加していただくよう、創意工夫に努めるとともに、参加が難しい方への方策や、ケアラー支援の推進に関する国や各自治体の動向、条例制定の影響や効果などについて調査研究を行っていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

ケアラー支援につきましては、現在市は条例制定されておられませんけれども、積極的にできることに取り組んでいただいているものというふうに感謝しておりますので、ぜひともこういった条例を制定することで、よりそういった事業が前進していけるようになっていくことも強く期待しておりますので、ぜひとも前向きな研究、検討をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3点目の感染症に罹患した高齢者の支援について伺いたいと思います。

まず、感染症に罹患した高齢者の支援は保健所の管轄で、周知されている方法で保健所が対応されているという御答弁でございました。

市の関わる領分ではないということは承知しておりますけれども、それでは、一般的に保健所ではこの間どのような対応がなされてきたと認識しておられるでしょうか。

また、市の携わる支援として、家族が罹患した場合の在宅要介護者の施設受入れの体制整備について、その詳細を伺いたいと思います。

またこの間、どのくらい当該事例があったのかも併せて伺いたいと思います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 初めに、保健所の対応につきまして、市で把握している内容について御説明させていただきます。

医療機関で受診された陽性者の情報につきましては、医療機関においてデータ入力をされ、保健所において所管する管内の陽性者の情報を管理いたします。その中で陽性者に対しまして、携帯電話の番号が確認できる方に対しましては、ショートメールで食料支援や経過観察、パルスオキシメーターの配送などの情報をお送りするという。また、携帯電話がない方に対しましては電話連絡をしているということで伺ってございます。

また、保健所から高齢化リスクの高い高齢者へ連絡した場合に応答がなかった場合、こちら保健所の担当者

から市にまず連絡が入ってくる場合がございます。市からも、電話連絡、その担当者から連絡いただいた場合に該当になる方に対して電話連絡をするなり、パルスオキシメーターの配送、また高齢者施設など利用している場合が確認できましたら、ケアマネジャーさんに取り次ぐなど、保健所と協力して安否確認など対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 次に、高齢者の御家族が罹患された場合の体制整備についてありますが、市では、在宅で高齢者などの要介護者を介護している御家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、要介護者に必要なサービスを提供するための環境整備としての在宅要介護者受入事業を令和2年度から実施いたしております。

実績といたしましては、令和3年度に、訪問看護サービスを1名、移送サービスを1名、延べ2名の利用実績がございました。

なお、このケースでは、介護者が新型コロナウイルスの陽性者となったために、まず移送サービスを利用し、訪問看護の付添いの下でPCR検査を受診していただきましたが、結果、要介護者御本人も陽性でありましたために、施設入所ではなく、保健所への引渡しまでの間、自宅における訪問看護による支援を行ったケースになります。

そのほか、市に対し数件の相談連絡が入ってきておりますが、契約をしている施設に空きがない場合には対応が困難であったりですとか、御本人が陰性であることを証明できないと施設への受入れはできないといったことがございました。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 何件か御対応いただいた事例もありながら、しかし課題、問題もあったなというふうに変更して認識をさせていただきました。

次に、感染症罹患後の対応につきまして、当事者が自ら情報を収集しながら保健所とやり取りをしなければならぬ、これがベースだと思いますけれども、昨今のデジタル化で、高齢者の場合は情報にアクセスしにくくなる事例もあるかというふうに思っております。そうした場合に、市としてどのようなフォローアップが可能なのか伺います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 市といたしましては、アクセスが難しい方への対応といたしまして、市報などの紙媒体を活用し情報の提供を継続して実施するとともに、市コールセンターや保健センターへの問合せがございました際に、保健所への連絡先など、必要な情報を丁寧にお伝えするなどのフォローを行ってまいります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 自分で全部やらなければいけないということから考えますと、本当に情報にどうアクセスするのか、また丁寧な御対応をしていただくことが高齢者の方の命を守ることにもつながると思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

続きまして、感染症に罹患した高齢者の生活につきまして、罹患時及びその後の生活における課題はどのようなものなのでしょうか。その課題解決に市としてできることはどのようなことなのか。特に独居高齢者に関しては、生活のQOLに大きな影響を与えるのではないかと考えますけれども、その点についての見解も伺いたしたいと思います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 感染症に罹患した高齢者に関する生活上の課題についてであります。高齢者が新型コロナウイルスに罹患された場合には重症化のリスクが高いと言われておりますことから、より慎重な対応が必要になるものと考えられます。

また、その後の生活におかれましても、一定期間自宅などで過ごされたことにより体力や運動能力の低下、感染に対する不安などから外出や他者との交流が、それ以前より減ってしまうといったことがあるのではないかと考えられます。特に、独居の高齢者に関しましては、感染症に罹患した際に孤立化のおそれがある方もいらっしゃるのではないかと考えられます。

市といたしましては、平時から高齢者に対する見守りや社会参加に関する施策を継続していくとともに、感染時におきましては、保健所と連携しながら医療情報等の必要な支援を実施してまいります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） やはり心身ともに機能が低下するというのが、本人にとりましても、また周りの家族にとりましても非常に苦しいことになると思いますので、こちら辺のケアもしっかり、市としてできることに最大限取り組んでいただきたいとします。

続きまして、今後の体制構築に関してでございますけれども、市長答弁では、新型コロナウイルス対策の総括について、その方法と時期に見通しがあるのか伺いたいとします。

この点に関しましては、新型コロナ感染の事例において明らかになりました独居高齢者、また認知症高齢者に対する支援の課題はどのようなものと市として取られているのか、重ねて確認させていただきたいというふうに思います。

あわせて、今後新たな事態に直面した場合に、どのようにその教訓を生かした対策をしていかれるのか。その場合、市としてどこまで関われるのか、国や東京都の支援がどこまで可能と認識しておられるのか、伺います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 新型コロナウイルスなどの感染症発生時における独居の高齢者や認知症高齢者の支援体制についてであります。課題といたしましては、孤立化により必要な支援が届かなくなるという懸念がありますので、それを防ぐ取組といたしまして、見守り活動を強化するとともに、感染した際に的確な医療情報等を提供できる体制を構築する必要があると考えております。

現在の新型コロナウイルス感染症については、収束の見通しは立ってございませんが、今後国や東京都の支援等を確認しながら、実施可能な取組については充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時53分 延会